

令和3年12月8日（水）

（第1日目）

令和3年第7回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和3年第7回苓北町議会定例会は、令和3年12月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第7回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

9月21日、令和3年第5回議会定例会で原案可決した意見書1件、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を国の関係機関の長あて提出しました。

10月6日、熊本県町村議会議長会の議員研修を役場第一第二委員会室において議員全体、オンライン形式で受講しました。

なお、私、錦戸は、その日、熊本県市町村総合事務組合議会定例会が重なり、熊本市にある自治会館で受講しました。

10月21日、下益城郡美里町で開催された、熊本県町村議会議長会理事・事務局長合同会議に龍岡事務局長とともに出席しました。

11月4日、熊本県町村議会議長会主催の「議会広報研修会」に野田委員長をはじめ議会広報特別委員会委員とともに役場第一第二委員会室においてオンライン形式で受講しました。

11月12日、自治会館で開催された、県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会・定例会に出席しました。

11月15日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

11月26日、明治記念館で開催された、町村議会議長全国大会に出席しました。

今回の熊本県内町村からの出席は、県町村議会議長会の理事8人と和水町の議長のみ出席となりました。

11月29日、天草広域連合議会全員協議会・定例会に出席しました。

「令和3年度一般会計補正予算」、「令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について」他、議案が審議されました。

苓北町監査委員から、令和3年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、10月からこれまでの主な行事につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止といたしました。

なお、第33回天草西海岸秋の窯元めぐりは、代替イベントとして「令和3年秋の窯出し」と題して、11月19日から11月23日までの5日間、苓北町3窯元、天草市天草町1窯元で開催されました。期間中、苓北町の窯元には、1,474名の来客がございました。

また、11月27日に「熊本天草間幹線道路の早期完成を求める『天草島民集会』」が天草市民センターにおいて規模を縮小し、来賓及び各市町長等の出席以外はリモート配信により開催されました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

今月28日、役場の仕事納め式が済みますと29日から1月3日まで年末年始休暇に入ります。

また、28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして1月4日には、午前10時30分から苓北町コミュニティセンターにおいて成人式を開催いたします。今回の対象者は73人となっております。なお、成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため新成人者のみとし、来賓については、

苓北町議長への案内のみとして開催予定でございます。

次に、1月9日は、午前9時から苓北町農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。

出初め式につきましても、消防団のみの参加とし、来賓については、苓北町議長への案内のみとして開催予定でございます。

また、中止した「苓北夕やけマラソン大会」の代替イベントとして実施する「苓北オンラインマラソン」を12月25日から令和4年3月13日までの期間で実施予定でございます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。通告1番、8番議員、野崎幸洋です。通告しておりました3点について質問いたします。

まず、1点目に、空き家の危険家屋対策について。

町の人口は昭和35年の1万6,603人をピークに年々減少し、今年10月31日現在の人口は6,767人、高齢化率43%となっております。亡くなられる方の自然減が年間約100名以上、転出者も約200名、令和2年度は220名を超えている現状にあります。

それに比例するように空き家が年々増加し、危険家屋も増加しているのが現状です。

所有者の方も様々な事情があるとは思いますが、自分の家屋が危険であることは承知しながらも、解体費用が高額なためやむなく放置してしまっている家屋も多数あるのではないかと推察します。そうなれば台風等により老朽化した危険家屋の倒壊によって近隣住民とのトラブル等が発生することが危惧されます。

そこでお尋ねいたしますが、現在、苓北町に危険家屋と判断された建物は何件あるのか。また、所有者に対し、解体等の改善処置等のお願いをされている建物はあるのかお尋ねをいたします。

このような危険家屋に対し、町からの改善処置を要求する前に、所有者によって解体や安全対策を取っていただけることが理想ですが、しかし、町から何度も改善要求しても対応していただけない場合は、行政が強制的に対策を取る「行政代執行」を行わなければならないとなります。

そうなれば、その費用は一時的にはありますが税金を投入することになり、最終的

にその費用は所有者に全額請求され、もし返済できない最悪の場合は、所有者の財産の差し押さえにまで発展する可能性もあります。

そういった対処となれば、行政にとっても所有者にとっても最善の策とは言えません。そうなる前に、年々増加するこの危険家屋対策を早急に行うべきではないかと考えます。

苓北町は、今年度より国の過疎地域指定を受けました。以前行われた全員協議会において、「苓北町過疎地域持続的発展計画」（案）が示されましたが、その中の「防災・生活安全対策」で『「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき危険家屋の解体撤去を推進します。』とあります。こういった過疎地域指定を受けたことによる有利な財源を活用した中で、危険家屋対策のための解体費用補助金制度をつくってはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、2点目、県河川松原川の洪水等防災対策と国道324号の越波対策について。

令和3年8月の停滞前線による大雨により、坂瀬川の松原川が避難判断水位に到達したため、浦区・和田区・松原区を対象に避難指示が発令されました。

当日は5世帯9名の方が坂瀬川公民館に避難されたとのことですが、避難指示が出たのが夜中であり、まだ雨が降っている最中でもあった為か避難所への避難者は少なく、自宅で恐怖と不安な夜を過ごされた方も多かったのではないかと思います。

この松原川は、県河川となっています。平成26年の9月定例会の一般質問で「新松原橋右岸側は、海拔2～3メートルしかないにもかかわらず、波よけ堤防がない箇所がある。すぐ近くには病院があり、高齢者が住んでおられる住宅もある。洪水や台風の際、非常に危険なため早急に県への防災対策を申し入れすべきではないか」として質問をいたしました。

当時の答弁では「防災対策としては、平成22年度に県が施工した、新松原橋の架け替え工事に伴う仮設道路の復旧の際に、仮設に使用した護岸の部分は、以前の高さより高くして復旧していただきました。また、町の漁港区域内でもありますので、高潮対策として、この付近の河川内の堆積土の除去を度々実施しておりますが、波浪により再び堆積するといった状況です。今後は、効果的な対策のため、これらの経緯や管理形態も含め、県の河川管理、県道路管理の部署と協議の上、防災への対策を進めて行きたいと考えております。」と答弁されております。

その後、約10年が経過したわけですが、県への防災・洪水対策・堆積土砂の抜本的対策等は申し入れをされたのか進捗状況をお尋ねいたします。

近年、全国的に線状降水帯による豪雨により大規模な水害が発生しております。

幸いにも今回の大雨による苓北町の人的被害は発生しませんでした。しかし、現に、先ほども言いましたように、この松原川で危険水位を超え避難指示まで出る危機的状況になりました。今後、さらに台風・高波・大雨など最悪条件が重なれば人的被害もでる

ことが考えられます。そうなる前に早急な防災対策を行うべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に、国道324号の越波対策についてお尋ねいたします。

坂瀬川の川向地区から和田地区の海岸沿線の国道324号、特にこの新松原橋付近は、台風や満潮時の高波による越波、また、それによる砂利等の打ち上げにより近隣の住宅や住民・車両等の通行の際、非常に危険な区域でもあります。この件につきましても、これまで、私や他の議員からも「早急な対策を県へ要望すべき」として質問が行われてきた経緯があります。

つい先日まで、この国道324号の上津深江地区においては越波対策を目的としたテトラポットの設置工事が行われておりました。確かに、上津深江地区においても、これまで一部の区域によっては高波による越波が見られます。しかし、これまでの状況を見ますと、坂瀬川地区の小路川付近から西川内付近の海岸線が高波による被害が多い状況のように思われます。

この工事は、県の越波対策の事業ではありますが、工事を行う際、地元自治体として、現地の状況をよく説明し、協議を十分行った中で着工されたものなのかお尋ねをいたします。

また、本事業の今後の進捗状況についてもお尋ねいたします。

次に、3点目、コロナ禍における会食等の人数制限緩和について。

先日の通告書で、全世界での感染者数は25万8,000人以上としておりましたが、数字の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

12月の5日現在、全世界での感染者数は、2億6,600万人以上という爆発的な感染拡大を及ぼしている新型コロナウイルス感染症ですが、日本でもこれまで第5波のピークと呼ばれる8月21日には1日の感染者数が2,599名となりました。しかし、その後徐々に減少し、この通告書提出前日の11月25日現在では、全国で75名と大幅な減少傾向にありました。

熊本県においても1日の感染者数が8月20日の317名をピークに11月15日から12月7日、本日の8日まででは23日間連続で感染者ゼロとなっております。この感染減少の大きな要因は、専門家の方でもよくわからないとのことですが、ワクチン接種をはじめ、マスクやアルコール消毒などの感染予防が定着した結果ではないかとの分析もされております。

そういった全国的な感染者の減少を受け、東京都では、会食について、これまで「1テーブル4人以内」での協力を依頼し、5人以上の場合は、テーブルを分けて会食するよう求めていましたが、11月25日、東京都は、この会食人数について「12月1日から来年1月16日まで8人までに緩和し、9人以上の場合はワクチン接種券の提示を

行えば可とする」との発表がなされました。

また、埼玉県・千葉県・神奈川県においては、既に人数制限は全面解除とされております。

このように、これまで感染者数が多かった大都市圏において忘年会・新年会を迎えるにあたり、コロナ禍で冷え込んだ経済回復を目的として、会食等の人数制限緩和措置を発表されております。

苓北町の飲食店においても、これまで営業時間の短縮や感染予防のアルコール消毒・人感センサーの自動検温器・アクリル板の設置・換気装置の設置など様々な感染予防対策を取ってこられました。しかし、大人数での飲食は感染リスクが高いとの認識からか客数が減少し、飲食店の売上げは伸び悩んだままの状況だと聞きます。

もちろん、感染予防の観点からすれば、大人数の会食は自粛することは当然のことだと思いますが、ワクチン接種と十分な感染予防を行った自己責任の中で、人数の制限を設け、飲食できるよう町としての方向性・考え方を町民向けに発信してはどうかと考えます。

11月25日の時点では、熊本県のリスクレベルは2でしたが、その翌日の11月26日には、リスクレベル1となっております。今後の感染状況を見ていく中で、再感染拡大が起こった場合は、もちろん直ちに感染予防対策を取り、人数制限等を行うことを前提とした中で、苓北町の経済回復を目的とし、町独自の緩和措置を取られることを望みますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上、3点についてよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の危険家屋対策、空き家対策についてでございますが、議員ご承知のとおり、この問題は全国的に大きな課題でございます。

今回、危険家屋対策について、2点のご質問がございました。

まず、1点目の危険家屋と判断された建物につきましては、町では、平成25年度に空き家調査を実施し、町内では283件の空き家を確認いたしました。また、平成30年度には、危険家屋の調査を行い、町内で67件の危険家屋を確認しております。しかしながら、調査後におきまして新たに空き家となったり、お住まいになったケース、解家された物件等もありますので、今年度において改めて区長さん方にご協力をいただきながら現況調査を進めております。まだ全区の報告がまとまっておりませんが、今の時点で300件以上の空き家があるようでございます。

この後、報告いただいた該当物件について危険家屋の確認をしてまいりますが、同様に増えているのではないかと考えられます。

また、所有者に対し、解体等の改善処置等のお願いをされている建物はあるのかのご質問ですが、地域の方からの相談等もございますので、空き家の所有者へは適宜、適正な管理をお願いしており、年平均2件～3件であります。なお、令和3年度には2件について、文書にてお願いをいたしました。

2点目の危険家屋対策のための解体費用補助金制度の創設につきましては、ご質問の中にごございましたように、過疎地域指定を受けたことにより策定した「苓北町過疎地域持続的発展計画」において、空き家解体補助事業を計画に入れております。令和4年度からは、空き家対策として空き家解体に特化した補助事業の予算計上を予定しており、現在、担当課である総務課の方で補助金要綱等を検討しておりますが、補助金の額等については、補助率を2分の1以内とし、解体対象となる住居は60万円、倉庫等は30万円を上限とし、5件分の300万円を計上する予定でございます。

次に、2点目の県河川松原川の洪水等防災対策と国道324号線の越波対策についてのご質問であります。

松原川河口右岸は、野崎議員ご承知のとおり、県道坂瀬川御領線の一部であり、かつ坂瀬川漁港の漁港海岸施設となっております。

町におきましては、河口への土砂堆積による越波の増幅、あわせて、タタラ地内からの排水が困難となることのないよう、随時、堆積土砂の除去を実施してまいりました。

また、苓北町国土強靱化地域計画に「松原川河口への土砂流入堆積防止」を盛り込むとともに、令和2年度には、「松原川河口土砂堆積防止策検討測量設計業務委託」を施行し、抜本的対策について検討してきたところであります。

ご質問の洪水等防災対策につきましても、漁港集落の安全を確保するという観点から、県漁港課と緊急自然災害防止対策事業債を活用した護岸の嵩上げ等の対策について協議を進めており、あわせまして、新年度予算に対策案検討のための測量設計に係る費用の計上を計画しております。

次に、国道324号の越波対策についてでございますが、工事着工前に県の担当課から、「越波による影響調査等を考慮のうえ、（これは調査をなさったそうでございます。）上津深江地区から着工したい」との説明がございました。

また、今後の進捗状況につきましては、現在、上津深江地区において計画延長1,048メートルのうち、582メートルが施工済みとなっております。本年度中に上津深江について約100メートルを発注予定であり、坂瀬川地区の実施時期については、現時点では、予算確保ができていない状況のため、未定である。しかし、なるべく早くやりたいというお気持ちは持っておられるようでございます。

今後、町といたしましても、坂瀬川地区の早急な着工につきまして、県に強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目のコロナ禍における会食等の人数制限について。

感染予防の観点からすれば、多人数の会食は自粛することは当然のことと思いますが、ワクチン接種と十分な感染予防を行った自己責任の中で、人数の制限を行い飲食できるよう町として方向性・考え方を町民向けに発信してはどうかと。苓北町の経済回復を目的として、町独自の緩和措置をとってはどうかというご質問でございました。

新型コロナウイルス感染症の感染者は、ご承知のとおり、10月下旬から全国的に減少しており、1日当たり全国で約100人程度となっております。熊本県では、現在、県のリスクレベルは11月26日にレベル1と引き下げられ、新しい生活様式や基本的な感染防止対策の徹底を啓発されております。

ご質問にあった会食につきましては、国は、これまで飲食店に行く際は、感染症対策と、できるだけ家族か4人まででお願いするとされておりました。しかし、11月19日に「基本的対処方針」を改定し、イベントや飲食店の人数制限を撤廃するなど行動制限を緩和し、月内に適用するとされました。なお、都道府県の手続きが必要なため、開始時期は地域によって違いが出るのとのごとでございました。このことにより、全国的に会食制限の緩和や会食制限撤廃が各都道府県で実施されてきております。

ご質問の中にありましたように、東京都は、12月1日から都が感染対策などを確認した認証店では、1テーブル4人以内から8人以内に緩和し、9人以上の場合は、ワクチン接種の有無を確認するよう飲食店に推奨するとなっております。

一方、大阪府は、認証店は1テーブル4人以内、非認証店は1組4人以内での会食を12月末まで継続することとなっております。

これに対しまして、熊本県では、11月18日、県知事の定例記者会見で、「感染対策を徹底すれば、県民や県職員が忘年会を開催しても問題はない」との認識を示されております。熊本県では、これまでも会食人数については周知されていませんでしたが、県の担当課に確認いたしましたところ、会食人数の制限は設けていない、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して、なるべく普段から一緒にいる人と、人数を絞って、5人以上の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにする、大きな声での会話や席の移動は控え、箸やコップの使い回しはしない等を発信しているとのことでした。

県の回答を受け、町といたしましても、11月29日の対策本部会議で協議をし町民皆様に対し、12月5日発行の「お知らせ版」において、会食に係る人数制限がないこと、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」に基づいて開催できることを周知いたしております。

しかしながら、新たに感染力の強い変異株「オミクロン株」の発生も確認されてきておりますので、会食につきましては、開催について十分検討されるとともに、感染症対

策をとった上で実施していただきますようお願いをしたところでございます。

昨今、このコロナ禍の状況がですね、少し和らいできた状況を見て、どうもやっぱり町中でその気分が落ちているような感じもいたします。やはり、4つのステップ、マスク、手洗い、密を避ける、そういうことをまだ油断なくですね、町民の皆様方には続けていっていただけるよう、注意喚起をしてみたいと考えているところでございます。

以上、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、空き家の危険家屋対策について、所有者に対し、解体等の改善処置のお願いをされている物件等は何件あるかという件で質問させていただきましたけども、先ほど答弁では、平成30年度に67件の危険家屋があり、そのうち所有者に対し、年平均2～3件、そして令和3年度に2件文書にてお願いをされたということで答弁をいただきました。

そこでお伺いしますけども、それに対するその所有者の反応と対応はどういうふうになりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） はい、只今のご質問でございますけれども、本年度は2件文書でお願いをしたところでございます。1件は、家屋を囲んでいるブロックのひび割れ等が発生しているということでございまして、この件につきましては、所有者のほうで既に補修をされております。そこについては確認もしております。もう1件につきましては、こちらのほうから文書でお願いをしておりますが、家屋の一部はがれとかですね、倒壊、そういった部分が見られる部分については、所有者のほうからは回答等も特に来ておりませんで、現地のほうも確認をしておりますが、いまだ手は付けられていないという状況でございますので、改めてご連絡を取るということで担当のほうに指示をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 2件のうち1件は対処済み、1件がまだ対処されていないということですけども、今、課長の答弁ありましたけども、今後は口頭によるそういった申し入れもされるということですけども、そういった事故等発生する前にですね、文書だけでなく、適宜そういった口頭での指示といたしますか、お願いをされるように続けていただきたいと思います。

次に、新たな家屋、危険家屋対策のための解体費用補助金制度をつくってはどうかという件ですけども、令和4年度から苓北町過疎地域持続的発展計画において、空き家解

体に特化した補助事業の予算計上を予定し、現時点で補助率2分の1以内、住居で60万円、倉庫等は30万円を上限として5件分の300万円を計上予定をしているという具体的な答弁をいただきました。

今後、危険家屋の崩壊による近隣住民や家屋に危険が及ばないよう十分な調査と所有者、管理者への注意喚起を引き続きお願いするとともに、こういった補助金制度を利用された中で、1件でもですね、多くの危険家屋がなくなることを期待したいと思いますので、引き続き、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、松原川の洪水防災対策と国道324号越波対策についてですが、令和2年度には、「松原川河口土砂堆積防止策検討測量設計業務委託」を施工し、抜本的対策について検討してきたとのことですが、現時点でどのような抜本対策を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町長からの答弁にありました、令和2年度の「松原川河口土砂堆積防止策検討測量設計業務委託」でございますけれども、これは河口への波の進入を極力抑えまして、土砂の堆積を防止するための対策案の検討でございます。対策案として、河口から約90メートルの位置に天端延長で40メートルの消波ブロックによる離岸堤を設置することが提案されましたけれども、事業費で約1億円程度かかるという見込みでございましたので、直ちに予算組みするというのは厳しく、代替案を今検討しているところでございます。その案の1つとして、先ほど町長から答弁がありました護岸の嵩上げ等を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 洪水等防災対策について、県漁港課と緊急自然災害防止対策事業債を活用した護岸の嵩上げ等の対策について協議を進めているという今の答弁ですが、先ほども言いましたけれども、私は平成26年、約6年前にも同じようなお願いをして、そのときもですね、県の関係部署と協議のうえ、防災への対策を進めていきたいという答弁をいただいております。しかし、現在までですね、具体的、抜本的対策は行われておりません。もう6年たちますけれども、その松原川右岸側の護岸はですね、いつの頃かわかりませんが、先ほども言いましたが、石積みのままの部分もあります。もしこの石積みの護岸がですね、大雨による洪水等でえぐられれば、近隣家屋はおろか、住民への人的被害が出るのが懸念されます。また、県道坂瀬川御領線も不通となり、交通もマヒすることも考えられます。そういった状況にならないよう早急に行わなければならない案件だと思っております。

先ほどの答弁では、新年度予算に対策案の検討のための測量設計に係る費用の計上を

計画しているということで答弁をいただいておりますけども、とにかく早い段階でのですね、護岸の強靱化を含めた中で抜本的対策をお願いしたいと思いますのですが、再度いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 予算の計上を予定しております。ただ、財政等とも協議も必要でございます。あと県との協議も必要でございますので、できるだけ早く対応できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 4年度にコンサルをお願いをすると、その結果ができ次第ですね、機会を見てなるべく早く実行してパラペットをつくっていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、国道324号の越波対策についてですが、先ほど言いましたけども、現在、上津深江においてはですね、計画延長1,048メートルのうち、582メートルが施工済みとなっており、本年度中に上津深江地区の100メートルを発注予定とのことで答弁いただきました。残りの366メートルについては、どこまでの区域で完了される予定なんでしょうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 残りの分も上津深江地区でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 残りの分も上津深江。だから、上津深江も、例えば物産館前までなのか。もうちょっと手前なのか。その区域はどこまでですかということです。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 野々木川内地区ということですので、物産館の手前までです。

○8番（野崎幸洋君） 手前ですね。

○土木管理課長（汐崎正喜君） はい。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほどの答弁では坂瀬川地区のですね、実施時期については予算が確保できていない状況のため未定という答弁をいただきました。先ほど言いましたけども、台風等での越波は確かにですね、上津深江地区でもありましたが、これまで国道の越波と砂利等の打ち上げによる被害や交通の障害は、坂瀬川地区の川向地区から松原川河口沿線、そして和田地区の海岸沿線が最も多く発生している状況だと私は思っ

おります。これまでも他の議員からも越波対策の質問やお願いをされてきた経緯もあります。町としてですね、坂瀬川地区の状況がわかっているとすれば、県と十分な打ち合わせをして、被害等が多く発生している地域から対策を行うべきではないかと思いますが、そういった申し入れはなされてこなかったということで理解していいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、強く申し入れをした結果、今までの県とは違って、すごい進捗率だと今考えております。ただ場所についてがご不満のようでありますし、私もどっちかという、人家が多い坂瀬川地区からやってほしいと、そういう思いであります。しかし、県も調査をなさったそうでありまして、波の越波の強いところから先にやっていると。やったらまた飛び地をしてからやるというわけにもいかないからずっと連続してやっていかれると。このことについては、まだ役所として決まっていれば未定と言うしかないと思うんですが、相当折衝はされておるとおもいます。国土強靱化の予算もですね、また補正で付いてくるようでございますので、そういうことも見据えながら県は対応されると思います。また、我々もですね、県に対して、今までのを評価するとともに、これまで以上にですね、スピードを上げて越波対策をしていただくようお願いをしまいたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 町はよくですね、優先順位の中で緊急性のあるものから順に事業を進めていくとよく言われます。私は先ほどの洪水防災対策、越波対策は十分に緊急性があるものと考えております。今、町長も今後も県のほうに申し入れをしていくということでご答弁いただきましたけども、ぜひ、強い呼びかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、コロナ禍における会食等の人数制限緩和についてですが、先ほど答弁がありましたように、12月5日発行のお知らせ版においてですね、新型コロナのお知らせとして掲載がされておりました。確かにこういうふうに乗っております。私、これを読んだときにですね、ただ単に、これまで同様の感染予防のための注意喚起の掲載だなという印象ですけども、印象を受けました。確かに小さくではありますけども、会食人数の制限はありませんと書いてありますが、これは町民向けでありますけども、荅北町職員に対しても同じように人数制限はないと理解してもよろしいのでしょうか。

役場職員もですね、例えば、消防団、各区の役員、青壮年部であったり、スポーツ関係のつながりがあったりなど、それぞれに忘年会や会合等での飲食の機会が多々あると思ひますが、そういった場合でも出席可能ということで理解してよろしいのでしょうか。質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず、職場内のルールはどうかというお尋ねだと思います。職場内につきましてはですね、先ほど対策本部会議を11月29日に開催したということで、町長のほうから答弁あったと思いますが、その折に、今後、忘年会・新年会を迎えるにあたって、各課どうすべきだろうかという話がありましたので、職場内ルールを検討いたしました。その中で、役場内の職場のルールといたしましては、感染拡大防止のために各課において開催する忘年会や新年会、その他の会食、職員同士の会食ですね、につきましては、これまで4人以内、または1テーブル4人としておりましたけれども、今後は県の認証店においてする場合、会食人数は10人程度ということにいたしました。また、1テーブル4人以内や席の配置の対応、互い違いに座るとか、距離を空けて座るとかですね、それとマスク会食ということで、食べるときは食べる、話をするときはマスクをして話をするということ。それと、席の移動はしない。コップの回し飲みや箸の共有をしない等の対応を行いながら実施をできるということで決めさせていただきました。

また、職員が当然地域の会合等に出る場合ですね、そういった分については、地域のその会食等についてはですね、主催者のほうで会食については会食会をされるかどうかは慎重に検討をお願いしたいと思っておりますし、そういった部分に当然地域の人間として参加しなければならないと思いますので、それは開催された折はですね、職員も出席を可能ということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ルールとしてある程度10人程度まではいいということで、職員さんには決めているということで理解していいんですね。ということは、そうなると、今課長もおっしゃいましたけれども、各その地区に行くときそういった新年会等の会合等の飲食がある場合、10名以上の会食になってしまう場合、まあ県も今人数制限ないということになっていますので、そういった部分で、例えば、15名になったけれども、役場職員もそれに入っていると。そうなった場合に、10名まではいいけれどもそれ以上はだめですよというルールのもとであれば、役場職員はそのときは自粛すべきということで判断されるわけでしょうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 私のほうで先ほど申し上げましたのは、あくまでも役場内の職員ですね。常時一緒にいる職員という中でくくりということで捉えていただきたいと思います。地域でされる分についてはですね、そこら辺は人数制限はありませんので、感染症対策を、先ほど言われた4つのステップですね、を遵守した中で開催できるということで構いません。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。そしたら、人数制限は課以外の場合は出席しても構わないというところで理解しておきます。

今現在ですね、告知端末においてですね、毎朝、夕方、コロナ感染症対策の注意喚起の呼びかけを行っておられますけども、今回のこのお知らせ版で会食人数制限はありませんと掲載されておりますけども、今後はその告知端末においてもそういった文言を付け加えて町民にお知らせをする方向に考えられないのか。その辺をちょっとお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご質問ございましたけれども、告知放送についてはですね、あくまでもそのコロナの感染状況であったり、そういった分に対しての感染症対策をお願いしたいということで周知を進めておりますので、会食等についてはですね、今回、お知らせ版のほうで周知をさせていただきました。機会があればですね、改めてまた再掲するというような形で、こちらのほうは進めたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 最後にお尋ねしますけども、町長も公務でやむを得ず県内外への出張等も当然あると思っておりますけども、町民の中には、これから年末年始においてですね、親戚、知人等に会うために県内外への移動、また、1月4日には今度成人式も行われる予定となっておりますが、こういった県内外からの帰省を考えておられる方も多いのではないかと思います。そういった人の移動に関してはどのように現在お考えになっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今のところは、全国的に収まっています。ただし、オミクロン株の行方がどうなるかですが、今のところはその帰省とか移動についてはですね、あえて我々は町民の皆さんにお願いするということはありませんが、その新たな株がですね、どうなるかで、それが急展開した場合は、またそれに対応するようなことをお願いをしていくことがあると思っております。そうならないことを願いながらですね、考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かにですね、県内外への移動や大人数での飲食は感染リスクが高くなることは理解しておりますし、町の考え方もよくわかりました。今後もさらにですね、この感染状況が落ち着き、収束を向かえ、1日も早く元の生活に戻ることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 通告2番、倉田です。通告2件につき、質問をさせていただきます。

1点目の令和4年度苓北町予算編成についてでございますが、このところ新型コロナウイルス感染症は、我が国においては減少傾向にあります。油断は禁物ということで、いまだ世界各地で拡大しつつあり、ここにきて、また新たなオミクロンという変異株が流行し始め、12月6日には世界42カ国に拡大していると報道がっております。そのような中、政府は令和3年度一般会計当初予算を前年度比3.8%増の106兆6,097億円で、9年連続で過去最大を更新したと報じられております。これは新型コロナウイルス対策費、社会保障費、短期国債償還、9月にデジタル庁発足予算などが主な要因とされておりますが、令和2年度は3回の補正予算は年度内に執行できず、3年度への繰越金は約30兆円を超したと言われております。また、政府は、先の11月19日、経済対策として55兆7,000億円を閣議決定し、令和3年12月から令和5年3月までの「16カ月予算」として年末に4年度当初予算案と一体的に編成される見込みと言われております。

昨年12月議会一般質問で、コロナ禍における苓北町令和3年度一般会計当初予算について質した折りに、町は「国税及び町税等の大幅な減少が見込まれ、45億4,600万円の「枠配分方式」を導入され、基本方針として歳入で町有財産の売却を含む有効活用、「ふるさと納税」制度の拡充等による自主財源の確保に努め、歳出では、各事業の費用対効果等の検証で経費抑制、効率化、簡素化及び職員一人一人のスキルアップ、行政サービスの向上、人件費や公債費、扶助費等の義務的経費を除く政策的経費圧縮」を挙げておられました。

また、重点項目としては、「①新型コロナウイルス感染症対策。②地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大。③子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実。④豊かな自然に育まれた農林水産業資源を活用した基盤産業の振興。⑤ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策に取り組む。あわせて、令和3年度から4年度に償還のピークを迎える中、長期財政計画で起債償還の所要額は確保している」とのことでありました。そしてまた、「苓北火力1号機の機器の入れ替えがあればと思っている。」なお、「ふるさと納税は11月末現在で722万円となっている」とのことでありました。

現在は、3年度の年度途中ではありますが、本町の令和3年度事業の取り組み状況と、今回、政府の経済対策を踏まえ、令和4年度苓北町予算案及び基本方針と重点事項等について伺いをいたします。

次に、脱石炭と九州電力苓北火力発電事業の動向についてでございますが、ご承知の

とおり、近年、地球温暖化に伴い世界的に二酸化炭素（CO₂）の削減が叫ばれておりますが、先の10月31日から11月13日までイギリスで開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、パリ協定に署名した192カ国が参加されました。2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べ、成果文書には1.5度以内に抑えるための努力を追及することが盛り込まれました。そして、最大の争点だった石炭火力発電では、先進国と発展途上国の意見の溝は埋まらず、会期は1日延長され、合意文書案の「段階的廃止」の表現に対し一部の途上国が反対し、「段階的削減」と表現を弱める形での合意となりました。これは火力発電、いわゆる温室効果ガス排出削減対策が講じられていない発電設備が対象とされているようですが、削減に向け「努力を加速」とすると、COPの合意文書に石炭の制限に関する言葉が入るのは極めて異例とされております。

日本からは岸田文雄首相も出席し、途上国への資金支援では評価を集めたものの、石炭火力発電の廃止見送りが原因で、温暖化対策に消極的だった国に与えられる、NGOネットワークより、不名誉な「化石賞」が日本にも贈られました。

今回、COP26では、各国それぞれエネルギー事情はあるようですが、脱炭素化に向けた動きは確実のようであります。

昨年9月議会で、「政府は2030年までに二酸化炭素を多く排出する非効率な石炭火力発電所を段階的に休廃止する方向で、国内にある114基の非効率設備のうち100基程度が対象で、そのうち九州電力苓北火力発電所2基のうち、1995年12月運転開始の1号機70万キロワット超臨界圧が非効率な型のため、休廃止の対象になると思われる。」の質問に、町長は、「直ちに休廃止にはならないと思う。現在、苓北発電所の機器類の更新計画に基づき更新されると思う。注視したい。」との答弁でした。

近年、九州電力も高経年化など非効率な火力発電の休廃止が進み、最近では2017年に苅田2号機、2019年には相浦1・2号機、豊前1号機の4基、いずれも重油燃料であります。また、福岡県苅田石炭火力発電1号機36万キロワットは、運転効率が低いため2021年4月から運転停止、それに鹿児島県川内石油火力発電50万キロワットと新小倉液化天然ガス火力発電4号機60万キロワットを2022年3月に廃止するとされているようであります。

政府も石油、石炭、天然ガスの化石燃料については、主力エネルギー源として必要とし、石炭火力発電の高効率化、次世代化を推進するとともに、非効率な石炭火力は新設を制限することを含め、フェードアウトさせるとされております。

その2030年度の電源構成について、資源エネルギー庁、また日本原子力文化財団等によると、2018年度の天然ガス使用は38%、石炭32%、再生エネルギー17%、石油7%、原子力6%に対し、2030年度には、天然ガス27%程度、石炭2

6%程度、再生エネルギー22～24%程度、原子力20～22%程度、石油3%と化石燃料は減少し、原子力と再生エネルギーが増えているようでございます。

そのような中、運転開始から30年余りの長崎県松浦石炭火力発電1号機、また、25年余りの苓北石炭火力発電1号機については、非効率な発電施設として休廃止等に該当するのではないかと思われております。2020年10月、政府発表から1年余りになります。電源立地の苓北町に関係機関から特段通知等が来ているのか。また、これらの件に関し、町長の見解についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の「令和4年度苓北町予算編成について」のご質問の中で、まず、令和3年度事業の取り組み状況でのごことをお伺いされました。令和3年度の重点項目であります、①に、新型コロナウイルス感染症対策に係る施策といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種実施事業、②に、地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策といたしまして、地域おこし協力隊事業、地域活性化起業人事業、オンラインマラソン大会事業等があげられます。③に、子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策といたしまして、子育て支援医療費助成事業、在宅高齢者等移送サービス事業、④に、豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策といたしまして、中山間直接支払事業、生分解性マルチ導入等の農業振興補助金、鳥獣害対策事業、種苗放流等各種補助、磯焼け・食害対策事業等を行っております。⑤に、ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策といたしまして、小・中学校のICT教育事業等を現在まで取り組んでおります。

次に、「令和4年度苓北町予算（案）及び基本方針と重点項目について」でございますが、令和4年度予算編成につきましては、苓北町の最上位計画である第7次振興計画（ふるさと苓北未来プラン）の基本計画である「安心して住めるれいほく」、「いきいきと暮らせるれいほく」、「ふるさとと呼べるれいほく」の3つの計画達成に向けた実施計画を基本とし、加えて、第2期地方版総合戦略（苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の推進に向けた政策を意識した予算編成をすることとしております。このため、自主財源及び国・県補助金等による財源確保に努めるとともに、各事業の費用対効果等の検証による経費抑制、効率化による行政サービスの向上を目指し、次の6つを重点事項といたしました。

①新型コロナウイルス感染症対策に係る施策、②安心と安全につながる防災施策、③豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策、④子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策、⑤地域の歴史・観光資源を活用した

関係人口の創出・拡大につながる施策、⑥ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策、以上を重点事項といたしました。また、本年度より「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域に指定され、発行可能となった過疎対策事業債を引き続き有効活用をいたします。

予算編成の方法につきましては、昨年度と同様、「枠配分方式」で行っておりますが、令和4年度には人件費、公債費、扶助費といった義務的経費及び各負担金に加え、見直し等の検討が困難な事業等につきましても優先的に編成しております。

次に、2点目ですが、脱石炭と九州電力苓北火力発電事業の動向についてであります。

「電源立地の苓北町には、関係機関から通知等が来ているのか」ということであります。来ているのは九州電力からの報告であります。九州電力は1号機のCO₂排出を2030年度までに大幅に削減をする、その計画実行のために、今後、具体的な計画を出して、また我々にその計画を示していただくということでありまして、今のところは、アンモニアか水素等でですね、CO₂の排出削減を図っていきたいということを社内でも決定をしておられるそうでございます。あとは具体的なことをですね、どう進めていくかということでありまして、1号機は残して、しっかりとCO₂の削減をしながら頑張っていきたいということであります。

議員ご承知のとおりですね、本年10月に「2050年カーボンニュートラル」や2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、同月、イギリスで開催された国連気候変動枠組条約（COP26）において、岸田首相は、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての契約国に気候変動対策について表明をされました。計画では、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」や2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度から46%削減するという新たな目標が盛り込まれ、苓北石炭火力発電所もその削減対象になっております。

現在、九州電力におかれましては、苓北石炭火力発電所1号機について燃焼時にCO₂を排出しないアンモニア混焼等の新技術確立に向け検討をされておられます。

苓北石炭火力発電所1号機の存続は、町民の雇用の確保、今後の電力の安定供給を図る上でも必要不可欠であり、重要課題でございます。アンモニア混焼を進めるにあたっての新技術導入、施設整備においては、国の支援も必要となってまいりますので、電源立地町として、他の自治体と連携しながら、国等への支援の働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　ここで、質問の途中ですが、55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を続けます。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町長のほうからご答弁いただきましたが、数点につきちょっと再質問をさせていただきます。

令和3年度の事業につきましては、まだ年度途中ということで、いささかお尋ねするのめどうかと思いましたが、新年度につながるということでご了解をいただきたいと思えます。

コロナ禍の中での事業ということで非常にご苦労もあつたと思っております。言葉はあれですけど、大方うまくこう運営されているのかなと思っております。その中で、地方交付税、当初少なからうという予想でございましたけども、先に配付されました定期監査の資料で、15億円ほど入って、85%の執行状況という状況でございますが、今後の交付見通しについて、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度の普通交付税でございますが、当初予算で14億1,800万円を計上をしておりました。令和3年度の当初予算では、普通交付税の財源であります所得税、法人税等の財源がですね、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減収を見込んでおりました。よって、普通交付税の総額も減額すると予想をしておりました。

また、人口におきましては、平成27年度国調から令和2年度国調への速報値でございますが、対5年前と比べまして、速報値で651人の減少となっております。基準財政需要額の大幅な減速額を予測をしておりました。結果といたしましては、人口急減補正、新設の地域デジタル社会福祉費が追加されましたので、当初の14億1,800万円から、今回、12月補正で計上いたしております増額の3億1,148万2,000円を追加いたしまして総額の17億2,948万2,000円の交付見込みとなっております。

なお、県内市町村、45市町村ありましたが、そのうち43市町村は、当初予算を上回る交付決定額となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） そのようなことで、当初見込みよりこう多くなったということで、よかったと思っております。

それと、歳入面でいわゆる国税・町税が減ると見込まれる中で、いわゆる町有財産等を売却するというごさいました。その売却状況等についてお伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 3年度ですね、売却予定でございます、今ですね、その衝錠については、今公募をしております、12月9日まで期限ということで一旦公募をしておりますが、現在のところ問い合わせがない状況でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） そうですね、いろんなことで一括か分割かという議論もされておりますが、今、課長が申されたとおり、公募してあるようでございます。なかなかですね、これは相手がいることですから、致し方ないということもあります。努力願いたいと思いますが、もう1つ、ざいのお、あそこがあと5件だったですかね、残っているような感じだったんですが、その後も動きはないのでしょうか。

そしてまた、見ますと、5件の宅地が残っておりますけども、1、2件かな、まだそのままだの状態、売れてまだ家が建たないのかどうか、その辺も含んでお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） ざいのお団地の5件につきましても今ですね、問い合わせ等ない状況でございます、売れ残った分につきましても、まだ家が建つ見込みはないということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 売れ残った部分と言いましょか、売れた部分についても若干こう家が建たないという状況下でございます。いろんな制約等があると思うんですけども、できるだけですね、スムーズに建てられるよう、非常にコロナ禍の中で大変だと思いますけども、ご努力をお願いしたいと思います。

そして、いわゆる歳入面でございますが、会計課のほうにちょっとお尋ねいたしますが、いわゆる収入増、これにつきましては、証券等で非常に大幅な利益といたしましょか、収益を上げられているようでございます。その証券の現在の状況と、今後そういった証券を買うと言いますか、そういう見通しについてお伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 会計課長。

○会計課長（松村保則君） 失礼いたします。只今のご質問に答えさせていただきます。

現在、会計課のほうで基金の債券による運用をさせていただいております。昨年ので

すね、3月議会の全員協議会の際に、2億円分の債券を購入させていただいた件を説明させていただきましたが、令和3年度に入りまして、9月9日付けですすね、1億円の債券を購入させていただきました。これは前回同様、新規発行の地方公共団体金融機構の債券でございます、相手方は、野村証券の熊本支店を介して購入をいたしました。これに伴い、債券での運用額の総額は5億円となります。途中、初回と最後に配当金の若干の差はあるんですけれども、満額の配当、4証券会社から入ってくる満額の利回りの額面につきましては、年間で253万2,000円が年間に町のほうに入ってまいります。これを9月の末と翌年3月の末に2回に分けて配分を受けますので、127万1,000円の2回というところで町のほうに歳入という形で入ってまいります。

今後の債券運用に関しましては、有利な債券ということで、積極的な運用をということで監査委員のほうからもご助言をいただいておりますが、基金本来のすすね、趣旨を考慮しながら、買い進めるタイミングがございましたら、その都度ご提案して、町のほうで協議してまいりたいというふうに考えております。引き続き、努力させていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 非常にこう努力されているなということを感じました。改めて敬意を表したいと思います。ご承知のとおり、余剰金といいましょうか、ルール上、有利な活用という項目もあるようでございますので、ぜひすすね、いろんな角度から対応いただければと思っております。

もう1点、ふるさと納税、これは昨年、いわゆる2年度は722万円ぐらいこうあったという実績がありますが最近の状況について説明方よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ふるさと納税についてというご質問でございますけれども、令和2年度につきましては1,551万1,000円、件数にして858件の寄附がございました。今年度、4月から11月までの状況でございますが、11月末現在で件数が911件、金額にしまして1,324万3,000円寄附をいただいている状況でございます。ふるさと納税につきましては、例年10月、11月、特に12月に一番多い寄附をいただいている状況でございますので、今後も増えると見込んでおりますので、そちらを加味すると、年度予算2,000万円で計上しておりますが、それを超えるんではないかということで予測はしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長が申されたように、当初予算2,000万円組んで

ありました。現在、今の報告では1,324万3,000円という報告でありました。10月、11、12月が多いという寄附の状況ということでございますので、期待をいたしたいと思います。

なかなかですね、他の市町村のことを言うとは何ですけれども、苓北は思った以上に、私一人なんでしょうか、少ないなと思っております。財政が豊かということで皆さんが遠慮されているのかどうかわかりませんが、引き続き、ご努力を願いたいと思います。

新年度、いわゆる令和4年度の予算、あるいは方針等について、改めてこう特段何か変わった事業、あるいは目標があるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、昨年度より重点項目が1つ追加になっております。その内容といたしましては、安心・安全とつながる防災施策ということがありまして、先ほど野崎議員の質問にありました、松原川の設計委託、消防署苓北分署の造成、庁舎の避難地としての防災対策等々が主な追加、目玉事業でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先ほど6つ目に安心して暮らせるということで、防災等の事業が追加されたということでございました。ご承知のとおり、最近ですね、いろんなこう豪雨、あるいは台風等の、あるいは地震等の災害が多く発生しております。そういうことではタイムリーな項目かなと思っておりますが、要は、やはりですね、具体的にやはりこう進めていかなければですね、いけないと思っております。ぜひですね、実現に向けていろんな角度から対応願いたいと思います。

では2点目に、脱石炭と九州電力の苓北発電所の関係についてでございますけれども、この件については、廣田議員も質問をされているようでございますが、先ほど町長も申されましたが、昨年10月に菅首相が2050年度までのカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、発表されました。今回のいわゆるCOP26でもいろんなこのいわゆる石炭火力等についていろんな議論がされたようで、発展途上国と先進国の間でいろんなやりとりがあったようでございます。ご承知のとおりだと思っておりますが、いわゆる温室効果ガス、この排出が非常に低い、いわゆる効率、非効率化の火力発電については、一応休止しよう。先ほど町長も2030年度か2030年かわかりませんが、一応その頃を目途として、一応こう九州電力もいろんな手立てで1号機を残し、更新したいという旨の感を受けた感じでございます。

今、先ほど町長の答弁にもありましたように、いわゆるアンモニア、これが非常に災いとなっております。今後、水素とかアンモニア、いろんなエネルギー源の重要な位置

づけで各分野で利活用されると思うんですけども、ご承知のとおり、愛知県の碧南市のほうで実証実験アンモニアが混焼されているようでございます。あくまでも資料等で見たことで述べさせていただきますが、いわゆるこの碧南火力の1号機から5号機まで全て石炭火力だそうです。1号機から3号機までは各70万キロワット、4号機、5号機が100万キロワットで、合計の410万キロワットということで、日本国内で3大と言われているような感じでございます。その1号機がですね、いわゆる平成3年、2号機が平成4年、運転開始されて29年、30年を迎えるということでございます。この1号機、2号機につきましては、荅北火力発電1号機と同様、いわゆる非効率的な火力発電に分類するというので、一応2030年度までは一応こう停止、廃止する方向で計画がなされているようでございます。そういった中ですね、去る10月6日に5号機、100万キロワットでアンモニアを混ぜたところの燃焼を始めたという報道がありました。その5号機では、徐々に20%の混焼にできたりと、混焼していかれるわけでございますけども、ゆくゆくはですね、アンモニア専用のいわゆる専焼、それを独自ですするというのがやはり2040年ごろという計画がなされているようでございます。従いまして、荅北でも先ほど町長がご答弁にありましたように、やはりそういう意味からは、うちの1号機の更新等はやはり2030年頃までじゃなかろうかと推測するわけでございます。これはいろんなやはり物理的な問題、あるいはいろんな問題からやむを得ないかなと思っておりますが、仮に、荅北でアンモニア混焼に移った場合、先の話で恐縮ですけども、やはり住民説明会とか、あるいは、そのアンモニア混焼に対する議会の同意等のいわゆる動向といたしまししょうか、どうなるのか、その辺、わかっている範囲で結構ですのでお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 具体的にはですね、まだこれからのことだということでございますが、一番困っておられるのがアンモニア混焼、あるいは水素混焼とかを発表になってからですね、アンモニアが倍額になったと、そういったことが1つあるようです。もう1つは、今、世界中で使っておられるアンモニアはですね、全て肥料用に回されているから、今のところ肥料用で目一杯で、この後ですね、働きかけをやっておられますので、それをどれだけ増やせるか。そして、あと価格をどれだけ抑えられるかというのがやはり大きな課題になってきていると思っております。

また、できれば荅北でもですね、相生のIHIの1万キロワットのという混焼実証をやっておられますけれども、小型な形でですね、これを近々具体化したいというお考えのようであります。と申しますのも、ただ燃やして、燃やせるだけということではないようでございまして、混焼することによって、ただボイラーだけが傷むのか、あるいは、その他のいろんな機器があります。特にアンモニアは窒素酸化物でありますので、排煙

脱臭装置に非常にちょっと痛手があるのではないか。そのために、碧南の火力発電所ではですね、24年度までに100万キロワット、いわゆる実質的な発電をしながらどこに問題点があるのかをつかんでですね、それを2030年までの実際の運転につなぎたいと、そういう考え方のようにございます。まずは、アンモニア、水素の確保について、その辺のところもやはり相当な動きをしておられるようにございます。ちなみに、九州電力からの報告だと、世界最大のアンモニア生産の会社、ノルウェーの会社とですね、もろもろの実質的な提携をなさったようにございます。我々としたら、そういったことでアンモニアを混焼するのであれば、地域住民の方々もやはりどんなものかということをやったり見て、実質的な評価をしていただかなければなりませんので、その点は九州電力もですね、考えているようにございます。近くにもですね、アンモニアをそういうことで扱っているところが八代とか、熊本とかいろいろあるようにございますので、その辺のところも含めた中で視察をしていただくようなことになるのではないかとというようなことでありました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長のご答弁にもありましたが、いわゆるこのアンモニア、非常にこう今後不足するという報道もあっておるようにございます。ちなみにですね、碧南のほうの火力発電で混焼する、いわゆる5号機、これは年間に200トンのアンモニアを使用するということがあるようにございます。本格的な運転といいましょうか、それは5号機ですという計画のようであります。その肝心のアンモニア、これ資料等によりますと、いわゆる生産国と言いましょうか、中国、ロシア、アメリカ、インド、この4カ国が世界の半分ぐらいを占めて、また、ほとんどの国と言いましょうか、9割ぐらいは生産し、自国で使うということで、輸出は2,000万トンぐらいということでございます。仮に、日本の全ての火力発電、100基としたら到底足るような数字じゃないんですね。先ほどノルウェーのほうからということですが、いろいろな角度からそれぞれの機関、会社が確保に努力されると思っておりますが、やはりこうCO2を出さないという代わりに、やはりその確保は厳しいものがあると思っております。

先ほど申しましたが、やっぱり2030年度頃になるんじゃないかと思っておりますが、一応町長のほうから今やっぱりアンモニア混焼については住民にやはりこう説明が必要というようなご意見でございましたが、この議会の同意等はどうかまだはっきりわからないんでしょう。その辺について、もしわかる範囲でいいですから、わかっておればお願いしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 先ほどの町長の答弁と重複いたしますが、今現在、苓

北町では環境保全協定を結んでおります。アンモニアの発生に関しまして、今実証実験中ですが、町のアンモニア関係の数値といたしますれば、一般的にはノックス、窒素酸化物ですけど、厳しい基準ですね、町のほうは環境保全協定を結んでおりますので、環境保全協定の見直しが必要であれば議会のほうに同意という形でいただかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長のほうから、いわゆる窒素酸化物、これのいわゆる装置が付けてあるということでございます。ご承知かと思えますけども、現在、脱硫装置と、いわゆる窒素酸化物2つぐらい付けて、町長もそういうところ頑張って付けられたような経過を聞いておりますが、やはりですね、せつかくのCO₂は出さないと言っても、いわゆる窒素酸化物等が排出されるわけでございます。従いましてですね、そういった排出基準をですね、よく守って、技術更新もあろうかと思えますが、やはりですね、地域に安心してですね、そういった事業が継続されるようご配慮願いたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、日本のいわゆる世界的にもですけども、石炭という非常にこうなじみのある物質でございますけども、時代がそういった時代になってきつつありますし、やはり再生エネルギー等ですね、拡大を含めて今後ですね、みんなで協力いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） どうしてこの火力発電をですね、続けるかということについては、今、再生エネルギーの話が出ておりました。再生エネルギーを増やせば増やすほどそれだけでできるかということはやっと難しいという、これは専門的な方々、皆さん認められておられます。いわゆる天候のせいとか何かで再生エネルギーで電力が安定供給できなくなることが、それを補完するためには、火力発電か原子力しかない。ただし、原子力は、炉心を抜きながら止めて、また動かすという形では非常に危険が伴いますので、やはり火力発電しかない。だから、そういった面では、今後は再生エネルギーを中心にしながらやはり火力発電も補完的な発電施設としてですね、絶対必要不可欠なものには変わりはないということでございます。

そういう中ですから、計画的にですね、2030年度までにどれだけという、どこまでかはまだ今計画中であるようではありますが、30年度までにはこの前のCOP26でいろいろ決まったようなことを達成してきたいと。2050年度までには九州電力の場合は、カーボンニュートラルじゃなくて、カーボンマイナスにしたいという努力をして

いくということでありました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） せっかく町長が新たに、新たにと言いましょか、追加説明をいただきました。確かにですね、エネルギー、これは永遠に必要でございます。ただ心配するのは、やはりこうCO2を出さない原子力、これがやはりこう増えていく可能性、数字的にも出ておりますが、若干こう良い面も悪い面もあるなど、いろんな最終処分場と言いましょか、核のごみのそういった部分もいろんな2、3の町村と言いましょか、手を挙げておられますが、やはり非常にですね、東北の地震を見た場合、ああいった生々しい現状を感じた場合、やはり原子力というのは非常に怖いなという面があります。上手に使えば良いと言われておりますけども、やはりできるだけですね、再生のほうのエネルギーに力を入れていただければと思っています。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 会計課長。

○会計課長（松村保則君） 申し訳ありません。先ほどですね、倉田議員のご質問にお答えした中で、3件の利回り金の年額をお答えしましたが、私が253万2,000円とお答えしましたが、これは254万2,000円でございます。申し訳ありません、訂正方お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告3番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

さて、今年も残すところあとわずかとなりました。周りの圃場では、農業の基幹作物でありますレタスの収穫が始まりましたが、原油価格高騰の影響により、輸送コスト高が懸念されております。支援策の検討が必要かとも思われます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、物事全てが影響を受け、大変重苦しい1年であったと思います。来年こそ本来あるべき姿に早く戻れるように願っております。

それでは、早速、本題に移ります。

私は、今回は、1つ目に、富岡ビジターセンター及び歴史資料館の管理運営について。2つ目に、公共事業のあり方、その中で、業者育成と財政、指名競争入札に伴う文言の取り扱いについて、以上の2つの事項を3項目にわたり質問を行います。

それでは、まず、最初の富岡ビジターセンター及び歴史資料館の管理運営について質問を行います。

私は、平成27年3月第2回定例会を皮切りに、過去3回にわたり館内展示物内容等の検討、改善に向けた一般質問を行ったところでございます。直近では、本会議のみな

らず、令和3年6月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対応の全員協議会において、富岡ビジターセンター内パネル更新の質問をしたところでございます。そのとき、町長からは、「改修予定があるので県にそのときお願いしたい」という回答を得たところでもございます。

以上のようなことを含め、現在までに答弁いただいた事柄について、現時点における進捗状況及びそれに向けて、来年度、令和4年度の予算にどのような形で反映される所存であるかをお伺いをいたします。

まず最初に、富岡ビジターセンター館内に、床面を利用し、天草ガイドスマップが設置してございます。私は、平成30年3月定例会において、新聞報道で、天草はキリシタン殉教の島である。そこで、キリシタン禁教時の踏み絵を想像するようなことに対し意見が交わされたとした記事が掲載されました。私もこのような説明を行うときは、広く意見を取り入れるべきであると思うと発言をした経緯がございまして。今でも私は、例え地図とはいえ、描かれている故郷を不特定多数の入館者が土足で踏む行為に対し、利用するたび不快な思いを持っております。

なお、今年9月22日、熊本市の花畑公園の散策をしながら歴史に触れるとした路面プレート「歴史サイン」の設置に対し、「歴史を踏んでいる」等の声があり、市民の間で賛否両論はありましたが、結果として一旦撤去することとなったとテレビ報道がされております。

今回の改修にあたり、床面を利用したガイドスマップについて、少しでも苓北町として問題提起をされたか、どうですか。ないとしたなら、今後の町としての取り扱い対応をお伺いいたします。

それから、入り口右側奥の3Dシアターは、多額の経費をかけ大規模な改修が行われるようです。説明をお願いいたします。

次に、下櫓について、本施設は鈴木重成公に特化した展示がされております。質問した折、現在紹介されている以外のゆかり深い寺社があった場合には、併せて展示を望むという要望を述べていましたが、その後の対応はいかがですか。

なお、上櫓は、現在休憩所として利用されていますが、何か物足りなさの感があります。何回となく検討された上の結果、現在の状況となったことは承知をしておりますが、今後の利用方法について、何かあったらお伺いをいたします。

いずれにしても、富岡ビジターセンターにつきましては、熊本県から苓北町が指定管理者として受託し、管理運営にあたっており、立ち位置からして何かと苦慮が多いとは思いますが、なお一層の努力を願うところでございます。

次に、歴史資料館及び東西の角櫓について質問を行います。

まず、歴史資料館については、私は当初、説明展示方法について、黒一色であり彩

(いろ)がないと検討、改善を求めましたが。しかし、開設後、しばらく経過をした現在、最近では建物の重厚感にマッチし、落ち着きが一段と深まり、いい感じの説明展示となっており反省をしているところでもございます。

しかし、大勢のリピーターを求めるとするならば新たな展示物の発掘とともに、入館者が求める展示方法などの検討を進めることも必要かと思いますがいかがでしょうか。

また、東西の角櫓については、現在、常設の写真展示が行われているようです。開設当時から使用方法が懸案事項でありました。一つの成果とは解しますが、今後、写真による常設展示、もう一方は、歴史作品、骨董品の展示物や特設展示の開設を検討されることを望みます。

なお、常設の展示に伴い、防火・防犯対策等を考慮し、現在、防犯カメラの設備がないとするならば、来年2月頃から経済対策の一環として、Go Toトラベルが再開されるようです。本格的な旅行シーズンに向け早急な施設設備の設置を求めます。いかがでしょうか。

次に、2番目の事項、公共事業のあり方について。

そのうち、1番目の項目、業者育成と財政についてお伺いをいたします。

来年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策により疲弊した経済回復に向け大規模な対策が予定されているようでございます。よって、公共事業費も大きく増加するのではないかと解するところでございます。

しかしながら、現状は大変厳しいかと思えます。特に、アスファルトフィニッシャーを始め、マカダムローラー・タイヤローラーなど大型機械設備を必要とする舗装業者にあっては、自治体の予算減少に伴い、機械の維持管理費に大変苦慮している業者もあるようにお聞きをしております。いつの時代にあっても道路整備は、生活を営む上では必要不可欠なものであります。

確かに、各々事業所の経営努力も必要ではありますが、同時に業者育成も必要かと考えます。そのためには、まず、自治体の発注予算額が必要であるかと思えます。来年度、令和4年度の予算について財政面での考えをお伺いをいたします。

次に、指名競争入札に伴う規則文言の取り扱いについて。

私は、先ほどの質問内容同様このことについては、平成30年3月定例会において、指名競争入札に付するとき「おおむね」の文言について質問を行い、競争入札に付するには5人以上がその効果を最もよく発揮するであろうが、「おおむね」というのは5人あるいは4人以上という解釈をしても構わないということであると回答を得ております。その後、指名委員会においてどのように生かされたか現状をお伺いいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、富岡ビジターセンター及び歴史資料館の管理運営に関するご質問でありました。富岡ビジターセンターにおける質問についてであります。床面を利用した天草ガイダンスマップについては、天草の地形についての地図表示でありますので、今ご心配なさっているようなこととはちょっと意味合いが違うのではないかとということで、この件の変更については要望をしております。

今回の改修に際しまして、提起を行っておりませんが、もろもろのことについては要望をいたしております。

まずは、今、質問の中にありました、3Dシアターの件ですが、あまりにも長年一緒のを見せられておりますので、変更もやっていただきたいということと、もっとこう皆さんの見栄えのするような、子どもたちが喜ぶような状況を作り出していきたいということ。

それと、せっかく国立公園のビジターセンターでありますので、やはり日本の国立公園の良さを持っている各地域の代表的なものを表示してほしい。そして、世界の国立公園についても表示してほしいということで、そういうことをお願いしてまいったところでもあります。

只今のところ、熊本県自然保護課からはですね、右側奥の3Dシアターの改修内容は、これまでの正面1面のみスクリーンから3面スクリーンに変更するとともに、天草西海岸の海の魅力をさらに伝えるために既存映像コンテンツに加えまして、天草海中世界の体験シアターとして新たな映像コンテンツを導入する計画になっております。

また、県より改修概要の説明を受けた折に、内容等については、九州大学理学部附属天草臨海実験所のご協力をいただくよう要望をいたしております。

次に、下櫓の鈴木重成公に関する展示における重成公に関するゆかりのある寺社の要望についてであります。現在、継続検討中でございます。

また、上櫓につきましては、富岡ビジターセンターまで登ってこられた観光客の休憩所として位置づけておりますが、空きスペースを他の用途に利用できないかについて検討してまいります。この件につきましては、最初、開所当時はですね、喫茶店、そして軽食を提供する店が入っておられました。ただし、やはり営業上振るわなかったということで撤退をされております。高戸議員同様、私もただあそこに座ってゆっくり休むことも大事なことでありますが、何か一つ足りないな、二つ足りないなという気がいたしておりますが、なかなか知恵が湧いてこないのが現実でございます。ぜひ、町民皆様方、あるいは来館された方のお知恵もいただいでですね、これをどう変えていくのかですね、これはさらに努力を続けてまいります。

そして、歴史資料館に関する質問でありました。

新たな展示物の発掘とともに入館者が求める展示方法等の検討を進めることも必要かと思うとのことにつきましては、昨年度、町文化財保護委員の皆様方に館内をご視察いただき、ご意見を伺っております。その折の意見等も踏まえながら、まずは歴史資料館の入館者に対して、良い点や悪い点、気になった点や改善策などを記入していただくアンケートを実施して統計学的な根拠資料を作成したいと考えております。そのアンケート結果を基に、ソフト面の改修や情報発信を含め、展示方法等の改善を行ってまいります。

次に、東西の角櫓につきましては、写真による常設展示のほか特設展示等の企画展を行っていく計画にしておりますが、展示以外の活用についても検討したいと考えております。併せて、ビジターセンター、上櫓、下櫓及び歴史資料館を含め、富岡城公園施設全体の常設展示や写真等のパネル展示等の展示内容とすみ分けが必要だと考えております。

また、防犯カメラの設置につきましては、早急に検討し、必要な場所にはですね、いち早く付けていきたいと考えているところであります。

次に、公共事業のあり方についてであります。

まず、業者育成と財政面の考え方についてであります。令和4年度の予算編成につきましては、昨年度同様「枠配分方式」により、現在、編成中であります。先ほど倉田議員にお答えしました6つの重点事項を基に、振興計画、実施計画、過疎計画等により普通建設事業につきましては、緊急性・必要性により優先順位をつけ、新年度予算に計上してまいりたいと考えておりますが、やはりこの枠がですね、今までは財源の関係もございました。その枠をですね、どの程度広げられるか、これは今後の予算編成の中でですね、やはり必要性を鑑みながら検討してまいりたいとかがえているところでございます。

次に、指名競争入札に伴う規則の文言、「おおむね」の取り扱いにつきましては、平成30年3月議会定例会において、高戸議員からのご質問があり、苓北町財務規則第70条において、競争参加者の指名について、「指名競争入札に付する時は、地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により、町長が定める資格を有する者のうちから、競争に参加するものをおおむね5人以上指名しなければならない」とあります。「おおむね」につきましては、これは国でも使っておりますが、「おおむね」というのは、5人、6人、4人以上で構わないと、そういう解釈をお答えしたところであります。

この6人というのは、只今私が付け加えたわけでありまして、おおむねという言葉についてですね。そういったこととございますので、その後の指名委員会においても5者以上の指名を原則としつつも、工事の種類によっては4者での指名も可能と考えており

ますが、町内の事業者で3者しかない場合には、町外の実業家を2者以上加えることとしております。

なお、これまでに開催された指名委員会において、令和元年度の建築工事において、志岐集会所大規模改修工事が町内の建築業者の4者を指名いたしております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速、再質問を行いたいと思います。

まず、富岡ビジターセンター及び歴史資料館の管理運営についてでございます。

まず、ガイダンスマップについては、町長、ただ単にですね、床面を利用した地図の表示、説明板であるとお考えでございましょうか。長年にわたり町内の最高のリーダーとして苓北町の発展と豊かな暮らしづくりに邁進されている故郷苓北を描いたものをですね、土足で踏み込むというその行為に対して、私はどうしても納得できません。再度、町長のお考え方をお伺いいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 土足で踏みにじると言えば、もうこういうところも含めて土足で踏みにじっているわけでございます。天草の地形をですね、見ていただくためのものがございますから、これが踏み絵につながるとか、そういうものとしては私は考えておりません。そういった意味において、これは今のままでもいいのではないかという考えの中で、改築の要望の中には入れておりませんでした。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） このことについては、改修後、またあと1回質問したいと思います。どうしてもやっぱり納得できません。私、何回となくあそこを利用させていただくわけですが、入ってすぐ天草の大きな地図があります。おっとどっこい、こん上ばやっていう気持ちがやっぱりどうしても納得できません。まあそれは人それぞれの考え方だと思いますけども、また次回、次々回といいますか、その時にお伺いしたいと思います。

また、私はですね、先日、上天草松島町の天草ビジターセンターを見学してまいりました。あそこですね、ここと同じように横並びに天草の地図が描いてありました。ここもかいと。しかしながら、あそこはですね、観覧者に対してタブレットを利用したですね、天草全体のいろんな歴史とか経済とかそういったところの紹介といいますかね、それをしてありました。ですから、踏み込むについても、タブレットを持った踏み込みですからこことちょっと違うかなという考えでございます。しかし、やっぱり私はここも納得できませんけども、ほかの市町村のことですから多くは言えませんが、日頃からですね、自然保護とかいろんなことを訴えているその担当の自然保護課の職員が

何も思わないのか、残念でたまりません。まあ県の職員に言っても何もありませんけれども、とにかくそういった思いで私は今後ともいろんな面で議会活動をしていきたいと思えます。

1回ですね、職員の皆さんも改修前、あそこはもう改修は終わっていますから1回寄ってみてください。解放感にあふれた本当に素晴らしい建物、そしてリニューアルオープンということで展示物も、パネルもきれいに改修されており、一番奥の部屋では、ここ同様、映像シアターで天草の歴史と海に生きる生物、そういったものが紹介してございます。一度行っていただきたいと思えます。

次に、下櫓の鈴木重成公の展示についてでございますけども、何回か行きますけど、当時と何ら変わらない展示のようでございます。コロナ禍の影響により、いろいろ大変であろうと思えますけども、課長、時間はですね、十分あったと思うんですよ。そこで一つもこう進捗がなされていない状況ですけども、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） おっしゃられるとおりでございます、これまで何回となくそういったご提案はいただいておりますけれども、進んでいないことにつきましてはお詫び申し上げたいと思えます。

そこでですね、今、最初の質問のときに寺社等ゆかりということでございまして、私もあまり知識はありませんけれども、重成公がつくられたですね、天草にはたくさんの寺社がございますけれども、いわゆる格式の高いということで、天草四ヶ本寺というのもほかにもいろいろございます。また、大阪の東住吉区だったですかね、には臨南寺というお寺もございますので、天草四ヶ本寺及び臨南寺、また重成公が創建または再建をですね、進められた寺院や神社等につきまして、識見のあられる方々のご意見や整理等も含めて今後下櫓の鈴木重成公にまつわる展示については追加でございますね、検討をしてみたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今、課長から臨南寺という固有名称が出てまいりましたけども、このことについては、私、関西ふるさと会で当時町長とやりとりした中で、臨南寺の名称が出てまいります。本当立派なお寺でございます。前回も言いましたけど、ちゃんと鈴木重成公の位牌を祀ったお寺でございます。町長もいろんなところで出張され、職員以上にこのことについてはですね、ご存じだろうと思えます。町長のいろんなつながりも利用しながら展示については工夫といいますか、お願いしたいと思えます。

それと、歴史資料館の運営については、文化財保護委員の方々の意見も取り入れるということでございます。ここで初めて文化財保護委員の方の名称が出てまいりますけども、当時も言いましたけれども、やはり文化財保護委員の方々を利用するといったら語

弊になりますけれども、意見をできるだけ聴取しながら、あの方々はその方たちなりにいろいろな意見をお持ちだと思います。取り入れて、そして職員も大勢います。職員の知恵、文化財保護委員の先生方の学識とかそういったこと、町長が全国回って鈴木重成公に関するいろいろな資料の収集、そうするともう少し、もう少しと言ったら語弊ですが、立派な常設展示場になるのではないかなと思います。努力をお願いしたいと思います。

それから、東西の角櫓の防犯カメラですけども、私は防犯というよりも防火にやっばり力を入れてほしいなと思います。大切な写真を寄贈といいますか、預かって展示をしてございます。それが火災によって消滅したとなると、もう跡形も全部なくなってしまいます。ですから、この防火対策、それについてはですね、あと1回内々で話し合いをしながら、折角の消防署もございますので、そこと更なる検討といいますか、それをしていただきたいと思いますが、副町長、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 防犯のほうですね、歴史資料館と熊本県富岡ビジターセンターにつきましては、火災についての警報装置も入っております。上櫓、下櫓と、東西の角櫓につきましては、内容もパネルに写真等を掲示しているものにすぎませんので、今のところそういった警報装置というのは入っておりませんが、防犯カメラも含めましてですね、今後のそういったところの対策についてもちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） とにかく防犯カメラ、これは防火も兼ねたですね、一日も早く設置方お願いしたいと思います。そう経費もかからないと思います。あの建物が消滅となればですね、後々大変だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、公共事業のあり方について再質問を行いたいと思います。

私は、あえて舗装業者に特化した質問をいたしました。前回も言いましたけども、町内に多数の県道、それから二本の国道がございます。補修工事のときには、前回も述べましたが、いつも看板は、施工業者は正直言って天草市の業者でございます。大変、この舗装工事していただくこと自体はですね、大変ありがたいわけでございますけども、できるならば町内の業者の名前がほしいなと。そのためには、やはり受注額ですよ。それが一番大切なことと、あえて質問させていただきました。今、手元に令和3年から4年度の熊本県工事入札参加比較審査における格付け基準等を持ってあります。この中でABCランクそれぞれありますけども、舗装業者については、A業者が1億、完成出来高で1億円以上、Bは1,500万円以上というふうになっております。とてもA業者には届かないと私もわかっておりますけれども、せめてそのB業者の中でも町内の

分割発注と言いますか、そういったことをしていただいて、町内の業者の看板がほしいなといつも思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今ご指摘の点はですね、県の決まりの中だからという非常に強い規制をしておられます。ただ、私も高戸議員同様ですね、苓北町の舗装をするのにほとんどよその業者であると。そういう中でですね、どがんかならんどかと、もう少し小分けをしてくれろということで一昨年でしたかね、3工区は苓北町にさせていただきました。その後、適当なところがないから、また適当なところが出たらというようなお考えのようでございます。でもそういうことを含めてですね、やはり要望したことについては県も対応していただける。ただ、やっぱり県の規則は曲げられないというのが非常に課題で、ちょうどそのときにはいろいろ考えていただく方だったので実現をいたしました。今後ともまた強くですね、お願いをして、できるだけ苓北の業者さんがですね、受注されますように頑張っていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、私があえてこの大型機械の名称をあげて質問した理由はですね、この格付け基準の中に、その点数でそれぞれ格付けがあるわけですが、舗装機械の保有状況と施工体制というこの中に、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー・タイヤローラー、ポーターグレーダー等々がそれぞれ点数としてあります。ですから、こういうことを含めて、以前は苓北町ではこういった大型機械を持たない、設備を整えた業者を中心に指名をしていた経緯があるかと思いますが、現在はこのような機械保有状況については、その指名の対象となり得るのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の質問でございますけれども、町の指名入札における舗装機械の保有状況は工事の対象となるかということでございました。

町の令和3年度、4年度の工事入札参加者資格の格付け及びその運用につきましては、令和3年度熊本県工事入札参加者資格の認定及び格付け結果を基準とし、舗装A業者が3業者、舗装Bが5業者ということで、今年度は格付けを行っております。

昨年と比べまして、舗装Bのほうで2業者増えているところでございます。

また、工事費につきましては、1,500万円以上の場合は、町内Aランク業者に町外の県ランクAの業者を2業者以上追加するというところでございます。

お尋ねの舗装機械の保有状況は考慮の対象となるのかということでございますけれども、格付け基準につきましては、先ほど高戸議員がおっしゃいましたように、資料もお

持ちということでございますけれども、総合点数の基準といたしまして、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、管工事において、平均完成工事高や1級技術者、自己資本額等であり、また、技術事項等評価項目及び数値の中で舗装工事においては舗装工事監理技術者や舗装用機械の保有状況と施工体制が加点されて格付けをされているということでございますので、その中でもう既に考慮してあるということだと認識しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 確かにですね、もう既にこの大型機械等々の点数が入っていますので、総務課長仰せのとおりなんです。しかしながら、やっぱり以前のようにですね、何千万円と言いますか、私たちが担当していたころには1,000万円以上の工事箇所が何カ所あって、町外の業者の方々も加わった入札の方法を取っていたわけですけども、最近になって緊縮財政の影響で大変少なくなっているような感じがしましたので、あえてお聞きいたしました。

次に、おおむねの文言の取り扱いでございますけれども、町長がおおむね5業者は、4、5、6の業者でということでありましたので、前後1つずつ増えるのかなと自分なりに解釈をしたところでございます。ただ、おおむねの解釈の結果として指名委員会で志岐集会所大規模改修では、町内の4業者を指名しましたという指名委員会の結論のようでございますけど、私はですね、むしろこういった大規模工事の改修のときはですね、町内は4業者だけかもしれませんけれども、こういったときこそやはり広く5業者、おおむね5業者といいいますか、5業者が本来はあるべき姿であろうと思います。特にあの場合は単独事業ではございましたけれども、金額が大変多かったわけですから、まあ見解の相違とは思いますが、私はああいったときには町内4業者じゃなく、町外を含めた5業者があるべき姿であろうと思っております。

私は、実はこのおおむねという言葉を使った、質問をしたのはですね、当時、水道の工事に関し、私はちょうどそのときは一時期水道環境課長をさせていただきましたので、内容というのが分かっておりましたので、あえて質問したわけでございます。町内の5業者のうち1業者が経営審査を受けないで4業者となったわけです。その当時、おおむねが5つなら4業者でもいいかなと思っていたところ、なかなか思うようになっていないようでございます。私はなぜあえてこういったことを言うかということ、水道工事、修繕工事等々はですね、町長ご存じかと思えますけど、全部が水道を使わなくなった夜間作業がほとんどなんですよね。ですから、具体的にいうと10時過ぎ、10時過ぎに果たしてその点数だけでいいのか。常時、その水道事業を生業としている4業者の方々は無理を言ってもですね、出てきてくれるわけですよ。ただ点数だけで5、6、7という

その業者の方が果たして出てきていただけるかなって、やっぱり担当課長としては、どうしてもその4業者を頼る、頼るといふか、そういう結果になります。ですから、かわいがってくれるというわけではありませんけども、やっぱそこにはですね、情といいますか、指名競争ですから、そういったことは抜きにせろと言われればそれまでですけども、私はどうしてもそれが強い人間でありますので、やはり5なら4がいいなら、なら4業者でお願いできんかなと思ひ、こういった質問をさせていただきました。どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 只今の高戸議員からの水道工事の指名状況についてのお尋ねでございます。

現在の水道施設工事の発注の状況につきましては、建設業法に基づきまして水道施設工事の区分を適用しまして、町内に店舗を有されて、国または県の経営審査結果からですね、水道施設工事の実績が確認されている6業者を指名して発注を行っている状況でございます。

また、先ほど議員から御指摘いただきました、緊急な水道施設の修繕工事につきましては、電気と設備とか、管路、そして給水設備とかですね、多岐にわたっておりますので、水道施設の構造や管路につきまして熟知され、経験、技術の蓄積がある業者ということで、苓北町管工事組合に依頼を行いまして、主な4業者で緊急対応を行っていただいている状況で大変感謝しているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 先ほども言いましたけれどもですね、夜間作業が主なんですよ。晩の10時から作業を開始してやりあげて、そして、朝5時にはもう既に通水といいますか、それができるようにしなくちゃいけません。途中でエア抜きをしながら、もう本当大変な作業です。これが1時間でも2時間でも遅れると町内の朝早く、特に病院等がありますので、確かに病院等はですね、貯水タンクを持っておりますけれども、貯水タンクの容量以上に使う場合には大変と思います。ですから、そこを考慮してですね、できるだけお願いしたいということでございます。

それから、最後にですね、最近、コロナ禍の影響でもありまして、電子入札が大勢を占めるようでございます。このことについて何かお考えありますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 電子入札についてのご質問でございますけれども、電子入札につきましては、高戸議員も関係課長をされておりましたのでご存じだと思いますけれども、現在のところ、熊本県が電子入札共同利用システムを導入しております、県

下の自治体はそのシステムを使うと、使用すると、活用ですね、活用するという中で運用がされております。また、その県のほうが導入をされる折に、県下の自治体に対して導入の参加の意向調査をされておりました。その際に、平成20年度から23年度に各市町村があらかじめ参加時期を決定し、予算措置、導入準備を行った上での段階的参加方式ということでされていたようでございます。これにより、平成30年4月1日現在で県下では19市町がこのシステムを活用されているという状況のようでございます。

茶北町といたしましては、これまでそういった経緯の中でですね、電子入札に参加するにあたりましては、工事件数や当時の町内の事業者が電子入札に参加するための機器の環境整備が整っていないという中で電子入札に参加することはこれまでも行ってきていない状況でございます。

しかしながら、コロナ禍もありますし、今のデジタル化に伴って、各事業者ともにそういった設備のほうを整えられてきていると思いますので、現状をですね、町内の事業者のそういった電子入札に伴う入札ができるかというところをですね、調査を行いました、その状況を見ながら電子入札に向けては導入を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 電子入札についてはですね、いろんな問題もあろうかと思えます。ただし、県がもう既に電子入札を始めておりますので、ある一定の業者の方々は、総務課長言われたとおり、整っているのが現状ではないかと思えます。早急にはできないと思えますけれども、一日も早くですね、ほかの町村並みに電子入札についても、うちの町も電子入札でやっていきますよというような体制づくりに努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の今回の全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のために1時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） こんにちは。通告順番4番、6番議員の石田みどりでございます。質問要旨に説明を加えながら質問をさせていただきます。

今日は大きく3点で町長に質問をさせていただきます。

まずはじめに、高齢者、身体に障がいを持っている人にやさしい町づくりについてです。

町内巡回バスの運行及び時刻表について。

巡回バスが小型化し、今まで行かなかった地域まで運行できるようになったこと。また、ステップが低床になり乗降が楽になったと喜びの声も聞いていますが、曜日によって運行しない日があったり、また、そういうのがややこしくて年寄りにはわかりづらいとの声が出ています。今までと違って2台で運行しているのでどうにかならないものでしょうか。同じ曜日の同じ時間に同じ方向に走っているバスを見かけるのですが、もう少し考えることはできないものかお尋ねをいたします。

また、時刻表の字が小さくて読みづらい。字を大きくしてお年寄りにももっと見やすい時刻表にしてほしいと思うのですが、その点ではいかがでしょうか。

また、地区別の時刻表もほしいと思います。地区別の時刻表にすれば、字も大きくできるのではないかと思います。その点をお尋ねをいたします。

それから、公共施設のトイレ等の改修についてでございます。

昨年12月議会で避難所の改善で質問した折に、都呂々公民館のトイレの改修についてお尋ねをいたしましたが、いまだに改善された形跡が見受けられません。改善できるかどうか検討してみたいとの答弁であったと記憶をしていますが、スペース等の問題もあろうかとも思うのです。手すりもないので身体に障がいがある人にとっては転倒の危険があります。おまけに踏み板があり、履物を履き替えなければいけない公共施設のトイレが町内には何カ所かあります。手すりもなく、履物を履き替えるなど、体の悪い人には到底無理なことです。早急に改善をするべきだと思うのですが、町長のお考えをお聞きいたします。

また、公民館には多目的トイレもないところがあります。公民館入り口には、車椅子でも入れるようスロープにはなっていますが、いざトイレに行こうとしたら車椅子の人はどうすればいいのでしょうか。いちいち介助者の手が必要になるのではないのでしょうか。介助者がいない場合はトイレにも行けません。これも早く改善する必要があるのではないかと思いますのでお尋ねをいたします。

要介護認定を受けて介護用品を購入しなければならない物では、非衛生的なものであるポータブルトイレや入浴用具などがあります。レンタルで借りられる物品としては介護用ベッドや車いすがあります。また、住宅改修は手すりの取り付けや段差解消、洋式便器の便器の取り替えなどがありますが、福祉用具の購入と住宅改修については、利用

者負担は1割でいいのですが、最初に全額を利用者が支払わなければならない償還払い方式と1割だけ払えばいい委任払い方式があります。苓北町は最初に全額を支払う償還払い方式を取っているのですが、お金を用意しなければならず大変だということを聞いています。お隣の天草市では、委任払い方式を取っていて、利用者は助かっているということでございます。介護用品の購入は、支給限度額が1年で10万円、住宅改修は20万円までの支給となります。介護認定を受け、介護用品の購入や住宅改修をしたくても、最初にお金を用意しなければいけない、あとで払い戻しがあるとしても先に一定の現金を用意しなければ、また支払いをしなければ利用が難しくなるのではないのでしょうか。ケアマネージャーさんからも利用者が使いやすい制度として委任払い方式を苓北町でも取ってほしいとの声があがっています。苓北町でも委任払い方式を取り入れていただくことはできないものかお尋ねをいたします。

大きな2点目でございます。町の観光施設の整備等は、観光客や利用者本位で考えるべき。

苓北町に来てくれる観光客や足を運んでくれる人たちに気持ちよく観光できる町、観光場所がわかりにくい表示や案内、一度だけでなく二度三度と足を運んでくれる工夫、また、観光施設の整備が必要ではないかと思うのです。町長も観光に力を入れ、交流人口を増やすと言っておられます。苓北町に足を運んでくださる方に良い思い出を残して帰っていただけるようにと思い、次の質問をさせていただきます。

1つ目です。トルレス広場の説明板の文字が小さくて読みづらいです。詳しく説明をしてくださっているのはありがたいと思うのですが、せっかくの説明が読みづらいのもったいないと思います。長文であるため、小さくしか書けなかったのかもしれないのですが、もっと工夫があるのではないのでしょうか。読んでもらわなければ意味がないと思います。

また、入り口まで行かないとトルレス広場の存在さえわかりません。もっと目立つ場所、国道筋とか、交差点などへの案内板の設置が必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

2つ目です。都呂々沖の田の広場にトイレを設置していただくことはできないのでしょうか。以前も一般質問をしましたが、検討していただけたのでしょうかお尋ねをいたします。

海岸にはサーファーの人たちがたくさん来てくれています。多い日には、あの広い広場が車でいっぱいになり、30台近い駐車もしています。トイレは公民館へと指示をする立て看板が立ててありますが、ぬれた体で公民館まで行けというのは酷です。ガソリンスタンドやユーマートのトイレを借りにくることもありますが、あくまでも個人の所有です。都呂々まちづくり協議会が年に1回行っている海岸清掃にもサーフ

アの人たちが大勢来てくれて、手分けして参加してくれています。トイレがほしいし、あったら助かる、トイレの設置をお願いできればとの声も聞いています。ぜひトイレを設置していただきたいので、町長のお考えをお聞かせください。

また、あの場所は夕陽の絶景場所で、多いときには夕方3組がカメラやスマホを手に海岸へ立ち寄ります。他県ナンバーの車も多いです。夕陽の絶景場所としての看板を立ててもらったら有名になるのではないのでしょうか。下田へ行く西海岸からも夕陽は望めますが、車を止める場所がありませんし、交通の邪魔になります。沖の田広場に車を止め、階段式の波よけが腰をおろすのに絶好の場所です。今の時期はだるま夕陽が頻繁に見られます。看板をつくるにはそんな大きな費用はかからないと思うので、看板の設置を希望するものですがいかがでしょうか。

小さい3つ目でございます。広域農道の展望所のトイレの表示がないのでトイレの表示をしてほしいと思うのです。トイレがあることすらわからないと思います。あそこで休憩をしたり、桜の時期には弁当を家族で食べている姿もよく見ますので、トイレの表示はしていただきたいと思います。

また、展望所としての役割が果たせていないのがもったいないです。富岡方面の景色が立木が大きくなり見ることはできません。立木の伐採を上部だけでもしてほしいと思っています。多分民間の所有だと思うので簡単ではないことは察しいたしますが、相談をして協力してもらえるものならお願いをしていただけないでしょうか。

風力発電事業でもう少し下のところで桜と立木の伐採をしたところから富岡半島の夜景が美しく、日本の三大夜景の1つである北海道の函館の夜景ととても似ていて素晴らしいと思うのです。展望所からあの素晴らしい夜景が見えたら、観光の目玉にもなるのではないかと思います。

また、志岐城公園の立木の伐採もしてほしいと思います。苓北の中心部の景色が望めますし、町民の散歩道としてもちょうどいい距離です。町の中心部を見渡せる場所というのはそうたくさんはないと思います。あの周辺は町の土地だと思うのでできるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

小さい4つ目です。富岡四季咲岬公園のトイレのドアの故障の修理、またドアが重たくて体の弱い人には開閉が無理です。トイレ掃除をしてくださっている人も重たくてと嘆いていらっしゃいました。県の施設だと思うのですが、町の管理ではないのでしょうか。定期的に点検整備はされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3つ目でございます。森林基幹道苓北天草線崩壊個所の横断側溝についてです。

昨年の9月議会で工事を完了して何カ月もたっていないのに亀裂が入り、崩落しているが手落ちはなかったのかと質問をしました。その後、再工事をして完了しているのですが、道路が一番低くなっている中央に横断側溝が1カ所しかなかったのが、再工事で

2カ所の横断側溝が新設をされました。その新設をされた横断側溝の2カ所の場所なんですが、素人ではありますが、少し疑問を感じているところです。

山からの流水は当然中央へ集まります。その両側に二本新設をしていただき、流水は分散して谷へ落ちると思いますが、なぜもっと流れ出る山のすぐのところに横断側溝を新設しなかったのか。側溝の谷川へはふとんかごを設けてあって流水を抑えて谷へ流すというのはわかります。ふとんかごから流れ出た水は、あの急峻な谷へと流れ落ち、再度谷を削り、路面に被害が出るのではないだろうかと危惧するものです。私も豪雨のあとに見回りに足を運びましたが、山からの流水はそれはそれはひどいもので、山を削って川となって流れておりました。だから、その山の流れ出るすぐのところに横断側溝をつくるのが妥当ではないかと思っているものです。谷川へ落とす水も急峻な谷ではないところへ落ちることになります。

先ほども申しましたが、あくまでも素人考えですが、そのほうがよかったのではないかと思いますので、町としての見解をお聞かせください。

以上でございます。あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、巡回バスについてであります。巡回バスの運行及び時刻表について、「曜日によって運行しない曜日があり、ややこしい。2台の運行なのでどうにかならないか」というご質問でありました。運行ダイヤにつきましては、午前中に役場を出発する便が1便目は9時台出発、2便目は10時台出発となっております。例えば、坂瀬川方面の便を、曜日が変わっても9時台出発に時刻を固定いたしますと、都呂々方面、あるいは富岡・志岐方面どちらかの路線が10時台出発のみの時刻に固定されるダイヤになってしまいます。それでは、利用者の公平性を保つことができませんので、曜日で時刻が変わってはしまいますが、それぞれの地域から同じ条件で利用できるようにダイヤを設定させていただきます。

なお、路線図・運行表の世帯配布の際に、「曜日でも時刻が変わりますので、ご利用の際は運行表の時刻を確認してご利用くださるよう」注記をお願いをしているところでございます。

次に、「時刻表の字が小さくて読みづらい。地区別の時刻表にしてほしい」についてのご質問ですが、坂瀬川地区、上津深江地区、富岡地区、都呂々地区につきましては、既に地区別で見やすいようA3サイズで作成し、配布をさせていただいております。

なお、志岐地区につきましては、役場からの発着の関係がございましたので、全地区を掲載した時刻表を配布しております。今後、文字が大きく見やすくなるように、全体から志岐地区を切り放した時刻表の作成を検討してまいります。

私も同じ日に毎日バスが通ってくるというのは、考えられないのかというふうにお問い合わせを申し上げましたけれども、2台の中で、そういった意味で、片や同じ時刻になるけど、9時台と10時台が固定されるというようなことなので、そこで今のところは変えられない状況になっているようでございますので、さらに研究を進めていきたい。あるいは、それでもいいかどうか、ご利用者、あるいは全住民の方にお伺いしてみたいと考えております。

次に、公共施設のトイレ等の改修についてのご質問でありましたが、避難所のトイレの改修につきましては、管理担当課で検討を進めると回答をしておりました。これまで、避難所としましては、まず各地区公民館を避難所として開設しておりますが、公民館のトイレ改修については、手すり及び入り口のスロープ改修等が必要であると考えておりますので、財源を確保し、早急に対応を進めてまいります。

また、トイレのスリッパの履き替えについては、衛生管理上、必要であり、引き続きお問い合わせをしたいと考えております。板の間がちょっと狭いかというようなところがあればですね、そういうところは改善をした上で、やはり履き替えはしていただきたいという思いであります。

今後、町民の方々が安心して利用できる公共施設として、改修できる箇所につきましては整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、居宅介護福祉用具購入費と居宅介護住宅改修費につきましては、申請者が自己負担分のみを関係事業者に支払い、残りの事業費分を苓北町から関係事業者に支払う制度であります、「受領委任払制度」の導入をいたします。

私も質問があるまで知りませんでしたので、早速、担当課長と打ち合わせをしまして、そのような対応をするということでございます。

次に、町の観光施設の整備は、観光客や利用者本位で考えるべきについてのご質問であります。1点目のトルレス広場での誘導案内板の設置につきましては、他の観光施設等も含め、今後検討いたします。というのも、初めて来た人は、全くおわかりになりません。ですから、町の入り口からずっとその地点までですね、どうやって行ったらいいか。これ千人塚も一緒です。だからそういった面でですね、全体的に初めて来た人がその場所にたどっていける、そういう形を工夫をしてみます。

説明板全体のサイズの問題でございますが、例えば、トルレス広場では詳しく書いてあるということで、字が小さくなる。この点についてはですね、これ全部をやりかえるわけにはいきませんので、ダイジェスト版、例えば、トルレスさんの人となりとか、どうしてここにつくってあるのかというのを簡単にダイジェストしてですね、看板をつくってそこに表示をしたいと考えておりますので、担当課とも早速相談をしたいと考えております。

次に、2点目の都呂々沖の田の広場へトイレ設置につきましては、以前もご要望がありました。管理面で地元との協議が整わず設置にいたりませんでした。

なお、夕陽が見れる場所としては、おっしゃるとおり、最適の場所ではないかと思いますが、それにあたる、それとも比較しても劣らない、例えば小松の海岸とかもありますので、その辺を整備した上で看板を立てていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の志岐城公園の景観に支障のある立木の伐採につきましては、これは先ほどご指摘のあったようにですね、民間のやはり土地、大変難しゅうございますので、ここは町有地でありますから、早速ですね、適切な伐採をしたいと、予算をまずはつくりたいと考えております。広域農道のそのあれは、今申しましたように、前もこういうことがありましたので、交渉をしたんですけれどもうまくいきませんでした。いきませんでしたけれども、もう一度ですね、お願いをしてみたいと考えております。

それとトイレの表示の問題、これ私もよく通るところですけど、そこまで気がつきませんでしたので、やはり初めて来られた方にはトイレの表示は必要だと感じますので、早速作業をしたいと考えております。

次に、4点目の四季咲岬公園トイレのドアの故障とトイレのドアの重さの解消につきましては、県有施設でありますので、以前から熊本県に要望を行ってございました。先般、熊本県から今年度中に修繕を行うとの回答をいただいたところであります。

また、観光施設の整備点検につきましては、清掃管理を含めて職員が随時巡回を行い、修繕が必要な箇所につきましては、その都度対応しているところでございます。

次に、森林基幹道荅北天草線の崩壊箇所についてのご指摘でございました。

ご指摘の箇所は、平成30年4月の豪雨により、道路路肩が崩壊し、令和2年2月に復旧工事を完了いたしました。その後、同年7月豪雨により復旧箇所の一部が被災し、令和3年3月に復旧工事を完了しております。

なお、被災原因は、いずれも当該箇所への雨水の集中であり、今回の横断側溝設置は、被災の原因となった雨水の集中を緩和するための措置であります。熊本県とも協議の上で単県林道事業補助金を活用いたしまして実施をしたところでもございます。適切に施工されているということでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○町長（田嶋章二君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 答弁いただきましたが、まず1番目の巡回バスについてなんです。同じ曜日の同じ時間に同じ方向を向いて走っている、前後して走っているという状況を見かけました。まあ行く先はね、先では違うでしょうけども、一定のところまでは同じ方向なんです。大体同じ時刻なんです。そこら辺がちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますし、そこら辺がもう一つ工夫ができんかったものかと

いうふうに思うのですね。だから、実際、乗っていただき、その何て言うんですかね、実際のところをちゃんとしていただいて、そこら辺をもうちょっとこう効率よくしていただきたい。町長もおっしゃいましたように、住民の要望も聞いてというふうにおっしゃいましたので、住民の皆さんにこの10月から一応運行されてますよね、そのこの2カ月間の中で、どのような状況にあるのか。見てみてもたくさん乗ってらっしゃるなどという感じは受けないんですよね。だから、住民の皆さんにアンケートを取るなりして、やっぱり住民の声を反映させた運行にしてほしいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、私がお答えしたのはですね、9時台と10時台がですね、こう入れ代わらないと不公平が出てくるんじゃないかと。それでもよかったらそういうことが可能ではないかと考えますので、これを区長さん及び住民の方に話を聞いてやったほうがいいのではないかとということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長もおっしゃいましたように、区長さんというよりも、やっぱり住民の方の生の声を聞いていただきたいなというふうに思います。区長さんは区長のその区の代表とはいえ、そこら辺、住民の声を全部掌握しているかと言ったらそうではないかなとも思いますので、できたら、それこそこのバスを買う前にアンケートを取っていただきましたよね。買う前にアンケートを取っていただきましたよね。だから、そういう形で住民の方の生の声をアンケートとかでぜひ聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

公共施設のトイレなんですけども、履物を履き替えなければ衛生的によくないというふうにおっしゃいましたけども、履物を履き替えるときに転倒の危険はございませんか。私はやっぱり仕事をしていた関係もありますし、体の悪い人、片麻痺の人とかそういう人はね、履き替えるときにね、本当に今の状態では手すりも何にもないんです。つかまるところがないです。履き替えるときにも。そういう状況の中で転倒の危険があるというふうに私は思いましたので質問させていただいたものでございます。だから、履き替えるということ自体が衛生的にもよくないとおっしゃいましたけれども、そこを考えていただくことが皆さんのお仕事ではないかなと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 衛生的にもよくないということでもありますので、むしろ取っ手をですね、どっかに無理やりでも付けられるようなところがあるかどうか確認をして、あればそれをやりたいと思っています。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君）　じゃあ履物の件は現状のままということでございでしょうか。滑りやすいということもあるんですが、そこはどうでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　それは滑りやすいかどうかはよく確認をさせまして、滑りやすいようでしたら滑り止めの何か付いた履物を設置するようになりたいと考えております。ですから、そういう場所があるのであれば、早急に取っ手を付けて安全性を確保できるようにやりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○6番（石田みどり君）　ぜひ町民の安全を考えた施設にさせていただきたいということを要望しておきます。

それから、要介護認定者についてですけれども、町長さんも知らなかったということで、早速、委任方式を取っていただくということですので、本当に助かるかなというふうに思います。ケアマネージャーさんからの声も出ておりましたし、利用者からの声も出ておりました。本当によかったなというふうに思います。

それから、町の観光施設についてなんですけれども、本当に、以前も私は質問をいたしました。よそから来た人が観光施設に行こうと思ったらなかなかその標識とか、表示がなくて分かりづらいということを知りましたので、それを以前も質問をいたしましたが一向に改善される気配がないというので、また今回も質問をさせていただいたわけなんですけれども、町長も答弁でおっしゃいましたように、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。私はですね、町の観光施設を同級生の13人にLINEでね、写真を送っております。で、トルレス広場とか本当にこの目玉のところを送っておりますが、私たちの同級生と言っても卒業してから外へ出ている人が多いから町の観光の場所というか、その知らないという人が結構いらっしゃるんです。富岡城とかは行っているけども、ほかのところは知らないよって、だから今度帰ったら行きたいと。ぜひ回ってみたいというのが結構声が増えてますのでね、そういう人たち、または外から全く茶北町を知らない人たちが来られたときにわかりやすい表示を、町長も検討しますとおっしゃいましたので、ぜひそれはお願いしたいというふうに思っております。

それから、定期的に観光施設を整備・点検されているということなんですけれども、整備・点検をされてたらもうちょっとというようなことが結構あります。だから、本当にこれを機会に定期的に整備・点検をしていただきたいというふうに思いますので、そこら辺も要望、質問で要望ということはないんですけれども、ぜひできるだけそういうふうにしていただきたい。

それからですね、広場のトイレの件です。あれ以前も質問をさせていただきましたが、その後、検討はされたのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 先ほど町長のほうからも答弁で申し上げましたとおり、管理のところですね、のところで地域の方々にといいことで引き継ぎを受けております。そこがうまくいかなかったのが今のところうまくいってないという状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 管理ということになればお掃除とかいうことでしょうか。掃除はずっとほらトイレ掃除の人が巡回してお掃除をしていらっしゃるよ。町の公共施設については。そういう人たちにやっていただくということもありますでしょうし、気づいたら私もやらさせていただきます。自分の町会ですので。やらさせていただきますし、そこら辺はね、みんなで手分けすればどうでもなることではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 再度ですね、そのようなことでございますので、今、多く見られるのがサーフィンをする方ということで、町としたら、公営の海水浴場は基本的では富岡の海水浴場ということで、個人の思考の中でそこがサーフィンするには良いポイントということで、波があるときにはみえられると思います。あとは、横のほうの都呂々の港湾がありますですね、あそこでゆったりとか、おられるのも見受けられますので、清掃等の活動等にもですね、以前と違ってご協力もいただいているということもございまして、総括して再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 妙見ヶ浦にはですね、妙見ヶ浦の駐車場にはちゃんとトイレもつくってあります、新しく。だから、やっぱりあそこはそんな広くないですけども、だからつくれないことはないと思うので、ぜひ、今課長が言われたように検討してつくる方向で検討をしていただきたいというふうに思いますが。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 先ほどの回答のとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ということで、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、3つ目の横断側溝の件でございますが、横断側溝はですね、できたのはこの前ですね。以前にあそこの道路を工事するときに課長にも言いました。山からの水はすごいから側溝、中央の側溝ももう少し大きくしたほうがいいですよということをちょっと言った記憶がございます。何であの両方のね、側溝をもうちょっと山側へ持っていかなかったのか。さっきも言いましたように、その側溝から落ちる水がまた急峻な谷

のところ、ふとんかごは造ってありますが、急峻な谷のところに落ちます。向かって左側は急峻な谷のほうには落ちないんですが、山から落ちてくる水のところ、川みたいになっていてところよりもうんとかう中央側によっているんですね、側溝が。だから、もっと山から落ちてくるところに側溝を付けたらそのまま、その急峻な谷じゃないところへ落ちていくのもっとよかったんじゃないかなというふうに思います。検査もちゃんと合格してというふうにおっしゃいますけども、素人考えでそういうことを考えるんだからプロの人が考えなかったのかなというふうに思っているところです。そこら辺はどうおかんがえでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ご質問の横断側溝の位置ですけども、これについては町長からの答弁にありましてとおりですね、県とも協議した上での場所の設置で、決定でございます。当該被災箇所につきましては、道路の雨水と併せてですね、道路の中を通る流水というのが結構ありまして、それも含めてですね、災害復旧工事の中で対応しておりますので、今年8月の豪雨の折もですね、特段影響はなかった状況もありまして、改めて横断側溝を設置したことでですね、その辺の状況はさらに改善されたものと思っております。

ただ、森林基幹道を含めてですね、そういう流水場所といいますか、林地からの流れ込みの場所は結構ございますのでですね、その辺も含めてですね、地元の意見を聞きながら必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当にね、集中豪雨、雨がたくさん降った後に1回すぐ行ってみてください。本当川なんですよ。もう道路が川になっているという状況なんですね。だから、山から流れてくるところにもう川みたいにして溝ができていますから、だからそういう状況がありますので、本当にそこら辺も考えた上での工事をぜひぜひお願いしたいし、今後も工事をなさるときはそういうとこ、前、地すべりのときにも私はちょっと質問で言いました。山からの水があそこはすごく多いから排水は気付けてもらうようにということも言いましたように、本当にあそこの山は山からの流水がすごいです。だから、そこら辺もちゃんと加味した工事をしていただきたいというふうに思って質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告5番、1番議員、山口利生です。質問通告書に沿って町長及び教育長へ質問いたします。

まず。農地改良への規制について町長へ質問いたします。

去る10月14日、建設経済環境常任委員会の公共施設等町内全域調査において、町道善亀線災害復旧工事に係る建設残土約5,000 m³の処分先に指定された志岐道の尾にある苓北運送(株)管理の土捨て場を視察しました。この土捨て場は、志岐山中腹の谷間をACⅡ盛土材(アッシュクリートタイプⅡ盛土材)と建設残土で埋め立ててあり、谷を堰き止めているACⅡ盛土材で築堤した堰の高さは推定20メートル以上と思われ、谷底は見えませんでした。現地調査した日は、谷底から強い風が吹き上げており、表面が風化したACⅡ盛土材の粉じんが空を舞っていました。

後日、この土捨て場の目的を農業委員会に確認したところ、農地所有者からいちじくとオリーブを栽培するために苓北運送(株)が工事請負者となり、山土(建設残土)とACⅡ盛土材で畑地嵩上げを行う農地改良届が提出されていました。この農地改良工事は、複数回にわたり変更届けが提出され、最終工期は平成23年12月1日から令和3年5月31日までの約10年間にわたり、最終面積は2,519 m²となっていました。現場の状況からみて、この10年間に埋め立てられたACⅡ盛土材や建設残土は数万m³になっているのではないかと推測します。もしこの埋立地が大地震や大雨による崩壊した場合には、大規模土石流となって下流域にある人家や農地、道路等に大きな被害を引き起こす危険性があるのではと危惧しました。

今年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で発生した大規模土石流は、逢初川源頭部の標高約390メートル地点から逢初川に沿って約2キロメートル下の伊豆山港まで到達し、死者26名、行方不明者1名、被害棟数128棟(135世帯)の尊い人命と財産を奪う大災害を引き起こしました。京都大防災研究所斜面災害研究センターの釜井教授によると、「起点にあった盛土が10年以上前から湧き水で徐々に崩れていた可能性があり、発生直前の長雨が直接の引き金となり大崩落につながったものと思われる。土木工事などの残土でできた質の悪い盛土が条件の悪い場所に法令の範囲を超えて積まれたもので完全に人災だ」と指摘されています。静岡県も、「起点付近には約5.4万m³の盛土があり、これを含む10万m³の土砂が流出した。起点となった土地を2006年に取得した不動産会社が盛土に産業廃棄物を混ぜるなどの不適切行為を繰り返し、県と市から再三にわたって行政指導を受けていた」と公表しました。

静岡県警も8月に犠牲者遺族が提出した告訴状を受け、「業務上過失致死」の疑いで2011年まで所有していた不動産管理会社と元幹部宅を、「重過失致死」の疑いで現所有者の自宅や現所有者が設立した不動産会社を家宅捜査しています。また、11月には、犠牲者6人の遺族5人が、土地の現所有者に対し十分な安全対策をとらないまま盛土造成を続けたなどとして、殺人の疑いで告訴状を熱海署に提出し、前代未聞の「人災」をめぐる捜査は新たな局面に入ったとのこと。

熊本県では、大規模土石流と起点にあった盛土との関連性が指摘されていることを受け、県内で危険性のある盛土の総点検を実施されました。苓北町でも複数箇所調査が実施されたが危険箇所はなかったと町執行部から報告を受けました。ただ、今回の土捨て場は調査対象外とのことです。

そこで、町長に2点質問いたします。

1点目は、町道善亀線災害復旧工事に係る建設残土について、志岐道ノ尾にある苓北運送(株)管理の土捨て場を指定処分先とされましたが、急傾斜地の谷を埋め立てている土捨て場の安全性や将来にわたり適切に維持管理されるのか十分調査検討した上で決定されたのかお聞きします。

2点目は、山頂付近の谷を埋め立てる農地改良は、土石流を引き起こす危険性をはらんでいると思います。現在の農地改良届出制度は、農地所有者からの届けを農業委員会で受理するだけで、計画内容の審査も指導もできないとのことです。災害発生の未然防止の観点から埋立工事により災害を引き起こす恐れがあると予見される案件については、町として何らかの規制がかけられるような手立てが必要ではと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、富岡城百間土手の整備について教育長に質問します。

苓北町史によると、天草島原の乱後、1638年に築城の名手と謳われた山崎甲斐守家治が天草に移封され、3年5カ月の間、天草を支配し、富岡城の修築と乱後の荒廃した天草島の振興に尽力されました。富岡城の修築にあたり、南の谷に長さ八十間余、根置二十間の百間土手を築造し、人口湖（袋池）をつくり城の要害としました。また、船の出入りの多い富岡町の拡張をはかるために海を埋め立てて町割りを行ったとのことです。しかし、天草に連れてきた家臣のほとんどが暇を乞い、帰国したため、これらの工事には郡中からたくさんの人夫が駆り出され、農民の大きな負担となったとのことです。

富岡町は、砂州上につくられた町であるため、用水に乏しく、袋池は古くから町民の大切な生活用水としても活用されてきたようですが、汚濁が甚だしく衛生的見地から清浄な水を供給するため、昭和2年、旧富岡町長は熊本県知事から町営上水道の認可を受け、富岡町字首塚に直径2メートルの集水井戸を埋設して水源となし、元袋、尾越、春の迫を除く全町内に給水を開始しましたが、戦時下に入ってから電力不足等により水源地近傍の八区、出来町・新町のほかは給水不足となり、緊急に対策を必要とする事態が生じました。そのため、昭和27年、町営上水道の大規模改修を行い、袋池の水を権現山に揚水し既存の配水管に接続して給水する方式に変更し、旧富岡町全地区への給水が開始され、袋池は再び富岡町民の命を守る水がめとして重要な役割を担ってきました。その後、昭和58年に富岡地区水道の水源地を都呂々ダムに変更したため、水がめとしての役目を終えましたが、湖面や周辺の天然林にはたくさんの渡り鳥が安心して羽を休め

る楽園となり、ひっそりと静まり返った大変素晴らしい景観を醸し出しています。

富岡城は、時の藩主戸田伊賀の守忠治が1670年関東へ天賦する際、城西の維持・修復のために被る群民の過重な負担を根絶するため、天草は永久天領たるべき地と幕府に権限して、本丸、二の丸を破却し、三の丸だけ残して去りました。しかしながら、百間土手は築後370年余経過した現在も築造当時のままの重厚な石垣で、漏水もなく袋池に満々水を湛え、大型トラックも安全に通行できる重要な町道としての役目を担っています。坂瀬川からも見えるその威容は、熊本城の石垣や矢部の通潤橋などに引けをとらない大変素晴らしい石垣であり、日本遺産にも登録されるべき遺構ではないかと考えます。

そこで、教育長に2点質問いたします。

1点目は、百間土手は、港側の石垣はきれいに整備され、富岡鉄工所の作業場も解体されたことから全景が見られるようになりました。しかしながら、湖面側の石垣には、暖竹や雑木が生い茂り、富岡城址の素晴らしい景観を損ねるだけでなく、石垣そのものに悪影響を及ぼしているのではと危惧するところです。この大切な遺構を後世に残すためにも伐採対策を早急に行う考えはないのかお聞きします。

2点目は、袋池は富岡地区上水道の水源としての役目を終え、現在は渡り鳥の安息の地となっていますが、ボート遊びやSUP（スタンドアップパドルボード）の練習場等体験型観光スポットとして活用することはできないのかお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長、教育長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、私が答弁をしたあとに教育長が答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

1点目の公共工事建設残土の処分指定先とするにあたり、土捨て場の安全性等は十分調査検討されたのかについてであります。当該土捨て場は、以前から土砂の受け入れを行っており、町の災害復旧事業により発生する残土受入先として運営業者に打診をしたところであり、受け入れ可能とのことで、残土処分指定先とさせていただきました。

残土処分指定にあたり、事前の調査検討は行っておりませんが、運営業者におかれましては、土砂受け入れに関する必要な届け出等も提出されており、今後とも適切な管理運営がなされるものと考えております。

2点目の農地改良における災害を引き起こす恐れのある案件への規制についてであります。現行の農地改良届は、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善

を目的として、盛土等による農地の改良を行う場合において提出いただくもので、その要件の一つに「農地改良後は原則として3年以上農地として有効に利用すること」を設け、農地を農地以外のものにする行為と区別し処理をしておられます。

また、農地改良届の添付書類として、「造成方法や区域、排水経路の分かる図面」、「届出地区管轄の行政区区長の同意書」、「隣接地所有者の同意書」、「農地改良後の営農計画書」等の提出を必須としておりますが、議員ご承知のとおり、造成面積、高さ、工期等の定めはございません。

なお、他の自治体におきましては、農地改良と開発行為等を区別するため、農地改良の要件に造成面積、高さ等の制限を設けている事例もございます。

今後、これらの事例を参考といたしまして、農地改良届の要件内容について、農業委員会において検討をしてみたいと考えております。

次に、富岡城百間土手の整備についてでございます。

1点目の百間土手石垣の伐採につきましては、教育長に答弁いたさせますので、2点目の袋池をボートやSUP（スタンドアップパドルボード）練習場等の体験型観光スポットとして活用したらどうかというご提案についてお答えをいたします。

現況の袋池には、中山川、春の迫川、春川の3河川から河川水が流入しております。ボートやSUP練習場等として活用するためには、駐車場をはじめ、乗下船場、資材の格納庫、管理棟や進入路等多くの施設整備が必要になります。また、袋池は、雲仙天草国立公園区域に指定されており、自然公園法第20条の規定により当該公園の風致を維持する必要があることから、第3種特別地域にも指定されております。関連施設を整備するためには、自然公園法による様々な制約と環境省からの許可も必要となりますので難しい状況であります。

これは先ほどご指摘、教育長が答えると思いますが、暖竹を切るというのについても環境省の保護官の意見をお伺いした上で、それに沿った中で適切に伐採をしていくということになるかと思えます。

町といたしましても、新たな体験型観光メニューを検討するため、天草SUP（スタンドアップパドルボード）協会に相談し、本年9月21日に同協会の会長及び事務局と協議を行っております。

その協議の中でSUPの乗り降りには砂地が適していること。また、体験型の初心者には、水面の下に足が着かないと不安があるため、浅瀬から乗り降りする場所が適地であるとのことでした。

SUP体験の実証事業と活用につきましては、天草SUP協会からも協力する旨のご回答をいただいておりますので、まずは体験型観光メニューの一つとして、来年夏に富岡海水浴場等を利用したSUP体験から取り組んでみたいと考えております。

以上、私の山口議員への答弁であります。

あとは教育長にお任せします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 次に、富岡城百間土手の暖竹や支障木伐採についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、現在、暖竹や雑木が生えている状況でございます。この件につきましては、地域住民の方からもご要望をいただいているところではございますが、今回の補正予算に暖竹を含む支障木伐採に係る費用を計上させていただいております。

なお、国立公園の区域内でございますので、主管する環境省天草自然保護官事務所と既に協議を行っているところではございますが、今後も現地の状況に応じて協議を行いながら順次伐採を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、一問一答方式により質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の農地改良への規制についてでございますが、土木管理課長のほうに2点質問いたしたいと思っておりますが、1点目は、善亀線の災害復旧工事にあたってですね、法面を切土されたかと思っておりますが、杉林を伐採されたかと思っておりますが、その際、切り株ですね、根株といえますか、が相当出たんじやないかと思っておりますが、それも含めてこの志岐の道ノ尾のほうに搬出をされたのかどうか1点。

もう1点は、搬出費用ですね、志岐まで持ってくる費用等についてはどちらのほうか負担されたのか、2点お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 切り株等についてですね、どう処理したかというのはちょっとここではちょっとお答えがはっきりしませんので、お答え控えさせていただきますけども、搬出の費用としましては、当然工事費に計上いたしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） えっとですね、今なぜこれを質問したかというのはですね、もし仮に切土で出てきた土と、切り株を含めてですね、この志岐の土捨て場のほうに搬出したとなれば、これ産業廃棄物に該当することになります。やはりそのあたりについては、十分工事を発注したときにですね、請負業者との間で産業廃棄物法違反、不法投棄ですね、というのに該当しないように十分な注意を持って工事を進める必要があるということで、その点については十分とわかっていらっしゃると思って質問したところです。

また、運搬経費の面ですね。運搬経費をどちらのほうに負担するのかというのがありますが、志岐の土捨て場まで町のほうに負担して持って行ったというふうになると、それはそれで問題ないとは思いますが、個人の会社のほうにそれだけのものを便宜供用したというようなこともまた別の方向からでは言われる可能性もあるというふうなこともあってですね、そのあたりをお聞きしたところです。

切り株の処理については、また後ほど、多分これは産業廃棄物にあたるというふうに思いますので、伝票等を見れば多分そこはわかると思いますので、また後ほどお聞きしたいです。

また、先ほど町長の説明の中で、残土処分に当たっては、当該土捨て場は以前から土砂の受け入れを行っており、事前の調査検討等はしていないと。また、運業者が今後とも適切な管理運営ができるものと考えていると答弁でしたが、土砂受け入れを了承されたのは芥北運送(株)だというふうに、多分議会のほうでもそのような話をされたかと思いますが、今後とも芥北運送(株)が適正な管理をなされていけるのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 当然ですね、運業者がですね、適切に管理するということで理解しております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 運業者が適切に管理されていくものと思っておりますじゃなくて、実際にどうなっているのかということをお聞きしたかったわけです。

なぜまたこれを聞いたのかと言いますと、静岡県の熱海市で発生した土石流、先ほど質問の中で申し上げましたが、ここの盛土工事、既に終わってから20年近くたった後にですね、不意に土石流災害を引き起こしたとあります。多分、盛土をした当初はきれいに山にくっついた感じですね、まさかそれが落ちるようなことは考えられないだろうというふうなことで、当時の写真、テレビで見ましたが、下流域には家がなかったんですね。それが現在は相当数斜面に家が建ち並んで人家が増えています。それもあって、今回の大規模な災害が起きたんだというふうに思いますが、その発生原因については、やはり盛土が湧き水で徐々に崩れて長雨により一気に崩れたものというふうな指摘がされているところです。

エコアッシュさんのホームページに掲載された石炭灰リサイクル製品の納品実績表というのがありました。それを見ますとですね、ここの志岐の道ノ尾の土捨て場には、ACⅡ盛土材が約2万6,000m³ほど納品をされております。ACⅡ盛土材、これは全体が固まって1つの体になるのではなかろうかと。当然水は通さない性質のものでありますので、雨が山に降って、当然下のほうに流れていきますが、その雨で地山と固まっ

たアッシュクリートとの間に隙間をつくってですね、大雨時に多量な水量がその隙間に流れてですね、その塊と地山を浮き上がらせて円弧滑りが発生してしまうんじゃないかというような危惧を持ったものですから質問の中に土石流災害の危険性というものを入れたところです。仮に、大規模土石流災害が発生したとした場合に、熱海の土石流災害のようにこの埋め立て工事が要因であるというような指摘をされた場合にですね、事前の検査も調査検討もしないまま公共工事の建設残土を持ち込んだというふうなことになるれば、当然、町としての責任も問われるのではなかろうかというふうに考えます。

また、農地改良届は農地所有者のほうから出されておりますですね、その請負者が苓北運送(株)ということになっておりますので、普通であれば工事請負者が工事を完了した後は農地所有者のほうにその埋立地を返還する、引き渡すことになるんじゃないかというふうに考えます。当然、農地の管理責任については、土地所有者が受けるというふうになるかと思えます。農地所有者も委託当初はこれだけ大規模な嵩上げ工事になるうとは思ってもよらなかったんじゃないかというふうに思いますが、請負業者から言われるまま大量のACⅡ盛土材や建設残土を埋めてしまったものではないかというふうに推測をするところでございます。

農地改良が全て悪いということは当然思っておられませんけれども、災害を引き起こす恐れがあるような農地改良については災害の未然防止を図る、これは町長のスキルでございしますが、そのような観点からも農業委員会にお任せ、まあお任せというのは失礼にあたりますけれども、農業委員会のほうで検討させるというようなものでなく、もっとも行政側の責任として積極的に町も関与して、必要な対策を取るというようなことを行うべきではと思えますが、再度、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これ農業委員会は独立したところでもございますが、事務局に農林水産課課長等が入っておりますので、当然、町も関与していくということで解釈をしております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それは当然のことだと思います。ただ、先ほど申し上げたように、熱海の大規模土石流が発生しなかったらここまで私もあまり深くは思いませんでしたけれども、やはりあの悲惨な状況を見たときにですね、農地改良届が残土処理の隠れみものになってしまうのではなかろうかということも一方では考えたところでしたので、今回の質問に至ったところです。

やはり大阪の豊能町ですかね、数年間にわたって行政側の指導、監督を行っているのにも関わらず、建設残土を山のように積み上げて、それが大雨によって流出して下流域の不動、農地等に流れ込んでですね、約1,900戸が停電、5カ月余り道路の通行止

めというものが発生して、その横の住民の人は今でもアパートに仮住まいを余儀なくされているという事例もテレビで報道されておりました。

また、新聞報道によると、富士山麓に広がる静岡県の裾野市では、無料で優良な農地を造成しますよというような誘い文句で残土受入れを多発したというような事例があつてですね、これは非常に問題だということで一定規模の埋立ては許可制とするなど、指導関係の条例より厳しい市の条例を制定しているというような新聞報道もあつております。なかなか農業委員会ではですね、ここまでするようなことは多分法律上できないんじゃないかというふうに思います。今のところまだまだそういう産業廃棄物をですね、不法投棄するというような事例は、まだ私も聞いておりませんが、今後、農地改良届を隠れ蓑にしてですね、特に中山間地の農地についてはですね、道路の横でも耕作放棄地が目立ってきております。そういう場所を段差解消とかいうようなこととですね、うたい文句で業者のほうをぜひお宅もしませんかというような誘い文句があつてですね、なかなか1回同意をすればそれをやめさせるというのは、もう全国的にも非常に難しいということでもありますのでですね、ぜひ、そういうものを視点に入れてですね、ぜひ芥北町にはそのようなことがないように、早め早めに対策を打っていただきたいというふうに願うところでございます。

また、今回、指摘した場所についてはですね、盛土工事の県の点検も受けてないということでございますので、私の心配が危惧なものであればいいんですけども、もしその危険性があるというようなことであるならばですね、じっくり相談をしながら、今後大雨のときにもですね、そういうのがあるということを入れた上での防災対策にぜひ取り組んでいただきたいというふうに強くお願いいたします。

次に、百間土手の整備についてです。百間土手については、先ほど教育長のほうから暖竹とか、雑木は今度の補正で伐採する予算を要求しているということでございますので、非常に安心したところです。やっぱり、いつも通る中でですね、道路の横が木で先が見えない状態でございますので、せっかくのきれいな風景が見られないということで、皆さん、素通りされているという状況ではないかと思えます。そこをきれいに伐採してしまうと、あのきれいな袋池が間近に見えますので、非常に観光的にも良いスポットになるのではなかろうかというふうに思います。

町長の答弁でも、この地域は自然公園法による制約があつて、なかなか環境省から了解が得られないと、いろんな面で不都合があるというようなお話がありました。

ただ、富岡城全体が国立公園でしょうから、頂上の富岡城をつくる時は相当木を伐採されたんじゃないかというふうに思います。

百間土手自体は、あそこまで木はありませんけれども、やっぱり石垣に雑木の根が入ってしまうと将来的にやっぱり危険性があるということがありますので、石垣に生えて

る雑木はやっぱり全て環境省が何と言おうと、将来的な遺跡といいますか、町の重要な文化財でございますので、それを守ることが一番じゃないかと思っておりますので、町長、言われても伐採をするというぐらい強い考え方で臨んでいただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、1つ提案ですけど、これは通るかどうかわかりませんが、富岡鉄工所から土地の寄贈を2筆、昨年ですか、いただきました。今のところ、ロープで柵がしてあって、中にはまず入れないと。当然何もしていませんので、事故等がありますので、そこは安全管理の面で封鎖する必要があるかと思っております。ただ、今後ですね、百間土手を1周するようなコースづくり、あそこのお宮から富岡の港のほうに歩道が1本入っていますが、そこを登り上がって、ぐるり、九州大学の実験所のほうに回ってまた港に帰ってくるような周遊コースあたりができる就非常楽しい富岡町がまた見えるんじゃないかというふうに考えますが、そのあたりの整備についての考え方はどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど伐採については、あそこも保護事務所ですね、許可が必要になってきますので、そういった意味では、私は伐採とは言っておりませんで、択伐、選択して不必要なやつを切っていくと。それで富岡城のときもどんどん老木が多かったこともあって切らせていただきました。

今回も多分、保護官からいろいろ指導があると思っておりますので、その指導に適切に対応していくのも大事じゃないかと考えております。多分相当切っていいということと言われると思っておりますので、その点は教育委員会にしっかり任せたいと思っております。

それと周遊道路というと、もう既に九大のところからずっと回ってくればですね、周遊道路ができるんですが、あの下町のところからの入り口、これをどうするかというのが課題に残ると思っております。これは今後、検討が必要じゃないかと考えております。

なお、鉄工所からの寄贈も正式にいただきましたし、地続きであります、武田さんのお宅のほうからも、寄附願が出てきておりますので、それはお受けしたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、町長が答弁いただきました。非常に素晴らしい、武田さんのほうからもまたご寄附を受けるとなると百間土手の周辺全てが町の土地になっていくということになるかと思っておりますので、ぜひ、全体的な、将来を見据えた整備計画をぜひ立てていただいでですね。安全で安心、また非常に素晴らしい百間土手（袋池）を皆さんに見せていただけるように、早めに対応をぜひお願いいたしたいと思っております。

また、スタンドアップパドルボードについても、最近よく見かけます。茂木根海岸で

あるとかですね、結構至る所でこのスタンドアップパドルボードで遊んでいらっしゃる方が最近増えてきているように私も感じます。

やっぱり苓北町は海、この海は県内でも一番素晴らしい海の景色を持っているかと、私も自負しておりますので、ぜひそのような体験型ですね、観光をぜひ進めていただいて、たくさんの方が苓北町で遊べるような仕組みづくりをぜひしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時28分

令和 3 年 1 2 月 9 日 (木)

(第 2 日目)

令和3年第7回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和3年第7回苓北町議会定例会は、令和3年12月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾脇 宣 宏
税務住民課長	吉本 英 明	企画政策課長	福田 誠 一
教 育 課 長	西川 文 孝	土木管理課長	汐崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	錦戸 雅 志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康 彦	会 計 課 長	松村 保 則

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで、令和3年12月8日付け発議第11号として、苓北町議会議員浜口雅英君から議案の提出がなされました。議長としてこれを受理し、本定例会3日目となる12月10日の議事日程に組み込むこととし、本日、皆様方に配付しております。

また、昨日、全員協議会の中で要望書についての配付の依頼がありました分をお手元に配付しております。農林水産課長より説明をいたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） おはようございます。

昨日の全員協議会の折に提出の依頼がありました白木尾台地法面崩壊工事についての潜水組合からの要望書、それを受けての町からの回答書を配付させていただきましたのでご確認方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○8番（野崎幸洋君） 1部だけじゃなくて、もう1つ、地権者からの要望書も出ているんじゃないですか。それも併せてお願いしたいんですけど。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 地権者7名から出ている要望書につきましては、本日、午後からでも配付するよう準備いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告6番、3番議員、廣田でございます。本日は、2項目、町長と教育長に質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、脱炭素社会に向けた、石炭火力発電立地自治体としての考え方として質問をいたします。

報道によると、岸田首相は、イギリスで開かれた気候変動問題に関する国際会議COP26の会合に出席、その首脳会合で2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を改めて訴えたほか、アジア地域の脱炭素化支援のため今後5年間で最大100億ドルを拠出する用意があると表明されました。

燃やしても二酸化炭素を出さない「アンモニア」が、脱炭素の新たな「切り札」とし

て注目されています。水素と窒素の化合物であるアンモニアは、化学肥料の原料などとして使用されています。水素と比べると燃えにくいようですが、水素より液化しやすく、扱いやすいようです。

東京電力ホールディングスと中部電力が共同で出資するJERAは、愛知県碧南市、碧南火力発電所での実証実験を始めました。2024年度には石炭の20%をアンモニアにして発電する計画とのことです。

報道によれば、政府としてはさらに、2050年に向けてアンモニアだけで発電する「専焼」の実現を目指しておられるようです。

各国ごとに国土の事情は異なるはずですが、日本の電力の安定供給を考えると、石炭火力発電をなくすことはできない。また、発電量が不安定な再生可能エネルギーを補完しているのも現実であります。だからこそ石炭火力発電をいかにして地球環境に悪影響を与えないものにするかを考えるべきなのです。

混焼で段階的にアンモニアの利用を拡大すれば、石炭火力を使いながら温室効果ガスの排出を削減できることにもなります。

しかし、石炭火力1基に20%分のアンモニアを混ぜる場合、それ相当のアンモニアが必要となり、国内生産だけでは賅えず、世界的に調達することになるでしょう。

燃やすと大気汚染の原因となる窒素化合物が出てしまう、日本の技術力を駆使して、それを出しにくくする燃焼機器や除去する装置の性能を高めていくことも必要でしょう。

アンモニアの刺激臭がどれほどのものなのかの検証、また、アンモニアを備蓄する敷地面積、容積が必要、それより何よりそのアンモニアの製造過程で大量のエネルギーを消費するため、再生可能エネルギーを使った生成手法を確立する必要もあろうかと考えます。

九州電力におかれては、令和3年9月27日、ノルウェーの肥料大手ヤラ・インターナショナルとアンモニアについて協業を検討すると発表されました。

石炭火力発電所立地自治体の長として、脱炭素社会の構築に向けた、このような取り組みについて見解、また、あくまで後方支援となりましようが、国をはじめとした関係機関への全国の石炭火力発電所立地自治体での総意としての設備投資補助等の働きかけ等につき、いかがお考えでしょうか、伺います。

2番目に、苓北町「温泉プール」の管内小中学校「学校プール」としての活用。

現在、苓北町として、管内小中学校の学校プールの修繕料が毎年のように200万円から300万円かかっていると聞き及んでおります。

現在、苓北町温泉プールは、指定管理者において運営されており、その専門分野として「泳ぎ」の指導にあたることができるでしょうし、移動や授業時間数の問題も、既存の温泉プール利用者を始めとした関係者間での協議によりクリアできるはずですが、また、

夏場に限定されない「泳ぎ」の授業の展開がなされるはずです。

先に述べた、既存の学校プールの維持管理の負担軽減を図る上でも、温泉プールの大規模改修や設備の更新を視野に入れた、苓北町「温泉プール」を「学校プール」として位置づける時期にきていると考えます。いかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

なお、学校プールにつきましては、私の答弁のあと、教育長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

只今の廣田議員の質問に答えさせていただきます。

本年10月に「2050年カーボンニュートラル」や、2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、同月、イギリスで開催された国連気候変動枠組条約（COP26）において、岸田首相は、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての契約国に気候変動対策について表明をなされました。

計画では、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」や、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度から46%削減するという新たな目標が盛り込まれ、苓北石炭火力発電所も削減対象となっております。

現在、九州電力におかれましては、新しいカーボンニュートラルに向けてのアクションプログラムをお作りになっておられます。これは後ほど皆様にお配りを申し上げたいと思っておりますが、苓北石炭火力発電所1号機については、燃焼時にCO₂を排出しないアンモニア混焼等の新技術確立に向け検討されておられます。今、質問の中にあつたようにですね、アンモニアはまだ肥料用としてしか作られておりません。ですから、今後の供給体制について、これからしっかりとその実現に向けての行動を九電が考えておられるようでございます。そういった意味で2030年までには第一段階の課題をクリアをすると。そして、その後は九電グループ全体でもろもろの対応をしながらですね、2050年にはカーボンニュートラルどころかカーボンマイナスを目指して頑張るといふそういう計画を立てられているようであります。この計画がうまく進捗していければ、この1号機、そしてまた、時間がたって2号機も改修をされまして、九州電力の発電所がですね、ここに存続をしていくということでもありますので、九州電力の今後のですね、これに向けた早急な、具体的な成果をですね、我々は期待をしていく。そのためにもですね、苓北町自体としても九州電力の計画に支援できる場所があれば一生懸命支援をしてまいりたいと。特に、相当の資金が必要でございます。この件は国政として岸田首相が約束をなさったわけでございますので、やはり石炭火力を行っておられる大手電力業界におかれてもですね、資金的にも大変課題があると聞いておりますので、そういっ

た意味ですね、国と一緒に頑張って2050年を目指した成果を上げていただけるように、我々も少しの力ではありますが、立地自治体、協力し合って国にもこの計画が実現できるように支援をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の廣田議員の質問に答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、小中学校のプールを維持していくための経費は、老朽化に伴うプール本体の補修と機械設備のメンテナンス、水質管理のための諸費用等により、毎年、多額のものになっております。

先に実施しました、教育委員と教育委員会事務局による定例の現地視察でも「令和4年度に児童生徒の安全を確保しながら授業を実施するには、坂瀬川小学校、都呂々小学校、茶北中学校においてはプールサイド及び周辺の補修が必要」とのことで意見が一致したところでございます。

しかし、仮に補修をしましても、以前行われておりました夏季休業中の保護者の監視によるプール開放は、小学校はどこも行われません。プールの使用期間は6月の中旬から約1カ月余りに限られることとなります。

これらのことから教育委員会としましては、水泳の授業として規定されております授業時数、小学校各学年11時間、中学校各学年10時間、合わせますと400時間近くのプールの、町内では400時間近くのプールの授業があっているということになります。これらの授業時数を確保することと等を考え合わせ、安全な使用が可能と判断した富岡小学校と志岐小学校は自校のプールで授業を実施し、他の3校については温泉プールを使用することが妥当であると判断いたしました。

このことにつきましては、11月17日の町内校長会議で令和4年度の授業実施計画案を各校長に提示したところでございます。現在、その方向で進んでおります。

また、温泉プールの大規模改修や設備の更新につきましても必要な時期にきておりますので、今後、具体的な改修計画の策定を図っていきたいと思います。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 2、3再質問をさせていただきたいと思います。

町長から力強い答弁をいただきましたけれども、なぜこのような質問をしたかと申しますと、報道で、新聞、テレビであまりにも火力発電所が害を及ぼしているというような報道のなされ方に対しまして、私はちょっと憤りを感じているところでございます。確かに、CO2につきましては、みんなで努力して減らしていくのが、これはもう世界の流れであると、それはもう誰もが理解するところではありますけれども、私がお世話

になっていたときに、インドから大学生が研修にまいりました。そして、玄関で社員の方と話をしておられたんですけど、「何をしに来られたんですか」と聞きましたら、「研修に来られたんですよ、インドから大学生の方々が」と。その時に、大学生たちが「今日は発電所は休みですか」と、「何ですか」と言ったら、「煙が出ていない」と。「全然煙が出ていない、この発電所、今日は休みですか、人間はおられるみたいですけど」という発言があったそうです。「いいえ、うちは排出ガスに対しては非常に気を遣っておりますので、脱硫装置かれこれ世界でもトップクラスの技術を活かしております」ということを言ったら、びっくりしておられたそうです。うちの発電所は煙が出ていなければ発電はしておりませんというような発言があったと。これはもう何年も前のことです。それから、それほど進んでいた苓北火電、これがまた報道によりますと、もう25年、26年たってきたので、もうだめだというような報道がなされます。これによって、町民の方々も不安に陥っておられるんですね。最初、勤められた人たちがもう30年勤めた、もう60歳になった、65歳になったという人たちが定年を迎えられます。そこで、新しい人を採用したいと募集をしますけれども、発電所はいつまで続くんですかということもあるそうです。そういうことに対して、こちらは募集をする人たちは言えません。いつまで続くのか言えません。そういうところを地元企業の人たちと一緒にやって、やっぱり安心して働ける職場として発電所がですね、続いていけるよう努力をしていただきたい。自治体としてもできることは限られてくるでしょうけれども、できるだけ町民の方々にお知らせをして、まだ大丈夫ですよ、これから九州電力もこれだけ努力をしますから、町も応援していますから大丈夫ですよというようなお知らせをやはりするべきだと、このように考えますけれども、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この発電所はですね、やはり計画が起こった当時からやはり賛成、反対の方たちがいろんな運動活動をなさっておられたわけでありまして。しかしですね、当時は、石油に頼り過ぎて第一次オイルショック、第二次オイルショックが昭和40年代の終わりに出現しました。大変な混乱が起こったわけでありまして、そこで国は、そのエネルギーのベストミックスというのを改めてですね、検討なさいまして、そのところで石油も当然残りましてけれど、石炭と原子力が入ってきたわけですね。やっぱりそういう中で苓北町に白羽の矢が立ったということで、やはり海外から石炭を運ばなければならないということで、この苓北で港をつくって、発電所をつくられました。いろんな反対、賛成はありましたが、結果的にはその心配はですね、要らないような状況になってきたわけでありまして。しかし、昨今の地球温暖化の原因がCO₂が主であるということになりまして、京都議定書をつくるあたりからですね、相当その辺が注目されてまいりました。京都議定書のときの日本に対する削減割当では、CO₂を

13万トン減らしてくれということでありました。13万トン減らすわけでありますので、大変な努力が必要であります。ところが、別の計算からいくと、中国とインドの古い石炭火力をですね、全て入れ替えれば17万トンの削減効果が出てくるということでありました。しかし、インドあたりは相当経済成長をしたにも関わらず、まだまだ進んでおりません。もう一足飛びに原子力に代えていこうという動きがあっております。しかし、やはり常々の電力安定供給がなされておられませんので、まだまだ今後経済安定ができてこない状況であります。そういった意味で、この石炭火力のCO₂をですね、今ご指摘があったように、これ減らすのが当たり前でですね、その努力をしていただかなければならないわけでありますが、この火力を残すというのは、中には再生エネルギーだけで動くと思っておられる方もいらっしゃいます。それは当然気候条件がずっと安定的であればそれはできる可能性もありますが、しかし、この気候変動の中で、そういう変動があったとき、自然再生エネルギーは役に立たないときがあります。そのときの補完として火力発電が必要になってくるんです。要するに、電力の安定供給、これをするためには、火力発電所が必要です。原子力でもできますけど、1回1回休むたびに炉心を外したり何かしながらすると危険が非常に増大してくる。そういうことですから、一番頼りになるのは、石炭火力、石油火力になってくるわけであります。しかし、先ほども申しましたように、だからといってCO₂を野放しにするわけにはいかない。そこで、九州電力はじめ大手電力業界もですね、皆さんがCO₂、2030年にまず第一段階の目標をクリアしようと。そして、2050年までには九州電力は計画はですね、何とマイナスカーボンにやっけていこうと。これは私もびっくりしましたが、本当にできればすごいなと思っております。

そういうことで、この努力が実るように、まず2030年には、アンモニアか水素かの混焼でですね、炭素を20%以上減らしていく。その中でこの苓北の1号機もずっと継続をしていって2050年には、もう一段階ステップアップして、もっともっとCO₂を減らしていくという形です。

ちなみに、苓北火力発電所の中で苓北町に住所を置いておられる方は180名余いらっしゃいます。その中でもととの苓北町民は120名いらっしゃるわけですね。やはりこの人たちのその職場をしっかり守っていく。このことが大きな我々の仕事でもあるわけです。

そういった意味で、九州電力もしっかり努力をする、目標を立てておられますが、やはりこれは莫大な資金がいるということであります。そういった意味において、我々ですね、できる限りのお手伝いをしていかなければならない。そこ辺にはやはり国とのつながりの中で国に対して資金をしっかり後支えをしていただいて、岸田首相が国際的にお約束をなさったわけでありますから、そのためのしっかりした支援をですね、して

いただくようお願いをしていかなければならない。

まず、雇用を守る。ですから、町民の皆様方には、今、私が申し上げたようなことも含めてですね、九州電力の計画をしっかりとお知らせするということが大事ではないかなと。安心して働いていただける。そういうことが大事であると思っているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） どうぞよろしくお願いいたします。

ついでに町民の方々にも周知徹底ではありませんけれども、やっぱり町民の方々にもおつなぎをしていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、温泉プールの小中学校の利用ですけれども、もう決まっていたんですね。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） まだ決定というところまではいっておりませんが、先に申しあげました校長会議の中で、この方向でどうかということで令和4年度に関しまして、スクールバスの運行と。ただ、プールのほうが5コースしかございません。現在の学校のプールよりは少なくなりますし、そこら辺のクリアをどうやっていくかというところで提案をしているところでございます。大体校長先生方のご意見としては、そちらのほうでやむを得ないだろうと。ただ、夏場に限定という形では授業時数足りませんので、どうしても9月に入ったり、そして、このあと富岡小学校、志岐小学校も一緒になってくるとしますと、10月、11月という形で、一般の方のご迷惑にならないその時間帯を考えながらスクールバスと時間割を合わせながらやっていこうというふうに考えております。決定ではまだございません。その方向で現在提案中という段階でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は、1人で先取りして、良い考えを提案しようかなと思ったんですけども、ちょっと違いましたね。しかし、私は良いことだと思います。これは少子化がどんどん進んでいますので、あの施設をですね、維持して子どもたち、あるいは社会体育にですね、あのプールが利用できればまた違うんでしょうけれども、なかなか社会体育には利用できないんでしょうから、温泉プール。ただ温泉プールの利用者の人たちとやっぱり調整をうまいことしていただきたいと思います。

また、指導は先生がなさるんでしょう。指定管理者がするわけじゃなくて先生がなさるわけですね。一日も早く芥北町から水泳選手が出るように努力をお願いいたします。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 皆さん、おはようございます。通告7番、11番議員、田嶋豊昭です。よろしくお願いいたします。

苓北町産食材の品質・鮮度を保持し、速やかに需要者に届けるためにということで一般質問いたします。

現在の苓北町の農業経営が大変厳しいことになっています。

新型コロナウイルス感染での影響はありますが、資材・ガソリンをはじめとした輸送コストの高騰等々、地方の農家はどうしたらよいか、わからない状況であります。

現在、JAれいほくにおいても、JA全体の合併も考え、熊本県下各JAの意見を聞いた上で決めるとのことのようです。

JAれいほくで出荷体制など、いろいろ工夫し対応されています。JAあまくさ、JA本渡五和と連携を取りながら週3回出荷しておられます。毎日出荷ができないのは、春夏秋冬、四季折々の野菜の量が少ない、種目が少ないからです。このことによって、品質・鮮度も落ちてしまうことになり、市場に近い生産者とは大きな差が出ています。

それは何かというと、物流コストが添加されてしまう価格設定ということです。これでは、地方の農家は、専業農家としての経営が大変です。後継者はいないし、新規就農者も見込めないと考えます。このことは、農家だけではなく、漁業者も同じです。苓北町の漁業者の後継者も少ないと聞いています。

苓北町として、都市部の小売り・飲食店等の仕入れ価格の低減を図り、苓北町産食材の利用頻度を高める仕組みとして、この配送する仕組みとなる制度を再設計、支援することにより、苓北町の農業者、漁業者を守ることができないかお尋ねします。

苓北町は、令和3年4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用を受けることになりました。いわゆる、過疎地域としての適用を受けることになりましたが、一番影響を受けているのは、農業者、漁業者ではないでしょうか。町として対策、支援策を考えてもらえないでしょうか。

農家、漁家の人は強いです。いつかはよくなると信じ、頑張っています。対応方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

「苓北町産の食材の品質・鮮度を保持し、速やかに需要者に届けるために」、配送する仕組みとなる制度の再検討、再設計、支援をとのことでございました。

私も昨今の農漁業の状況を見ておりますと、本当にこれは惨憺たるものであるし、これをどうやって助けられるんだろうと。これをしっかり支えられないと、我々の一般市民の毎日の食生活にも大きな影響が出てくる。そういうことも考えながら、全国の過疎

地域がですね、そういう状況が続けば、日本全体の問題にもつながってまいります。それこそ、食料の安全保障にですね、どっかから担保を取られてしまうというような状況にもなるわけがございますので、これは今すぐでも十分なことをしてやらなければならないと思っておりますが、この小さい町の状況ではですね、相当知恵をめぐらしていかないとなかなかしっかりした支援ができてこないというふうに考えております。

そこで、漁業関係者につきましては、天草漁協を中心に行政も参画した天草地区地域広域水産業再生委員会において、浜の活力再生広域プランを策定し、その中で、「地域全体が連携した流通体制の再編」「鮮度維持施設及び加工施設の機能の再編・整備」等を柱に、地域が一体となって水産業の競争力強化を図ることに取り組んでおります。

次に、農業関係につきましては、JAれいほくの集荷体制は、冬場のレタスは毎日集荷を行っており、夏場の野菜についても、昨年度から毎日集荷対応し、冷蔵庫で保管するなど鮮度を保ち週3回市場へ出荷されております。ここが先ほど指摘された問題点でもあると思っております。

しかしながら、集荷量が少ないのが現状であり、燃油価格の上昇やドライバー不足が懸念される中、積荷を満杯にするなどの効率的な輸送が求められております。

なお、JAれいほくでは、国指定野菜価格安定事業による価格差補給金をセーフティネットとしながら、収入を予測できる契約栽培を推進することで経営の安定化を図るとともに、天草3JAでは、将来的な県内JAの県域合併を見据えた協議会を立ち上げ、輸送コスト低減に向けた方策の検討が行われております。今後、トラックの共同利用や中継輸送などによる輸送コスト低減が図られることが期待されます。

ご質問にありました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用」につきましては、苓北町過疎地域持続的発展計画に盛り込まれた事業計画のみが対象となり、また、省令で定めた算式により算定されるため、ソフト事業への配分額も限られておりますので、直ちに輸送等の支援に適用することはできませんが、町といたしましては、既存の農業振興補助金をはじめ、今年度新たに設けた、農業における農業経営収入保険掛金補助金や、漁業における貝類等養殖設備更新事業補助金等を含め、農業や漁業従事者にとって真に必要な施策について、JA、漁協等関係機関とも連携し引き続き取り組んでまいります。

このことについてはですね、今までよりも我々は、これ積み増しをして、ガソリンの高騰にですね、直接その支援ができるかどうかの検討も必要だと思っておりますが、もし他業種の方、また、個人の方も相当お困りの方が多いようでございますので、それだけでなくも農業補助金、漁業補助金ですね、上乘せはしっかりとこの予算編成の中で少しでもですね、積み上げられるように研究して頑張りたいと考えているところでございます。

田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） それでは、再質問をさせていただきます。

ご答弁ありがとうございます。いろいろな支援も受けていることは承知の上で今回一般質問させていただきました。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法のやつはできないということですが、ほかの補助もいっぱいコロナのことも支援していただいていることは承知でしましたけども、一応、ほら昨日か、新聞・テレビなんかでも言ってますけど、本当年間の農業者の収入は本当ガタ減りだということで、もう農家はできないとか、大変だというテレビの放映もあっておりました。後継者も、今苓北でもそうなんですけども、もうこんな続くと何か考えなきゃいかんとか、作物をまた変えて作るとかもいろいろ農協も配慮してますけども、これも大変なことだということで、今、町長言われましたとおり、レタスは本当国の産地となっております、補助金もあります。そういう中で、こう長く続くと、やっぱり限定されますので、大変だということも若者もみんな私にそんなして言ってきますので、一般質問させていただいたんですけども、今後ともですね、今、町長の発言でわかりましたけども、いろんな援助していただいております。そういう中で、いろいろ考えるということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。課長、何かあれば一言でも。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今、新年度に向けての予算編成時期でございます。本年度もですね、コロナの支援金等を充当しながらですね、いろいろな施策を取ったところではございますけども、次年度に向けてもですね、農協、漁協とも協議をしながらですね、町長の答弁にあったとおりですね、従事者の方が真に必要な支援策をですね、検討して予算計上したいと考えております。

以上でございます。

○11番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告8番、5番議員、松本良人でございます。通告に基づき、質問をいたします。

まず、第1点目、苓北町公民館条例についてお伺いいたします。

この条例第1条には、「規定に基づき、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、町民の教養の向上、健康の増進を図り生活文化の振興を図るため、公民館を設置する」となっており、その目的の達成のために努力がなされているものと思います。

この条例によりますと、第12条（職員）については、1、「法に基づき、苓北町立公民館に各々地区公民館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」となっており、2において、地区公民館業務、活動があげられているものと思われます。

まず1点目、この設置目的に伴う、前年度の実績及び本年度11月現在までの状況をお尋ねをいたします。

2点目、第7条に（使用料）、第8条に（使用料の減免）が定められています。この第8条（使用料の減免）についてお尋ねをいたします。

まず、（1）国、地方公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため使用する場合、（2）町長が、公益上特に必要と認める場合に使用料を減免できるとなっておりますが、対象団体等をお尋ねをいたします。

また、この減免は、別表第2に基づき使用料を減免すると理解してよろしいのでしょうかをお尋ねをします。

2番目に、苓北町巡回バスについてお尋ねをいたします。

先の9月議会において、安心・安全住みよいまちづくりが進められている中に、新しい巡回バス運行計画について問題点が多いと判断しましたので、質問をし、また、運行計画の見直しをお願いをいたしました。しかしながら、全く聞き入れられず、10月より運行が開始されました。

昨年の利用実績は4,362人の内3,603人が温泉センター利用者ということでありました。10月からこれまでの1台から2台に増車され、新しい運行計画で2カ月を経過しましたが、2カ月の利用実績をお尋ねをします。

3番目でございます。農用地、林地等個人財産の保全に対する公費投入における条例の制定についてでございます。

ここ数年、異常気象による災害が発生し、日本列島に莫大な被害を与えています。異常気象等による被害については、河川、道路、海岸等災害復旧国庫負担法により一部規制があるものの、その保全について国、県において救済措置があります。

しかし、近年の異常気象に伴う災害のほかに、一般の風水害による土砂災害や河川、海岸護岸の浸水や侵食、風化による自然崩壊、イノシシによる耕地、路肩、法面の破壊等様々な理由により、個人の財産が被害を受け、災害復旧国庫負担法に該当しない被害が増大しています。このような中に、今後、町に救済が求められる事態が発生するものと思われます。

農地については、農地等災害復旧国庫負担法により、個人の財産の保護のため、一部個人負担が伴うものの補助事業として農地の復旧に活用がなされています。

このような中に、町内全ての土地に不公平がないようにし、町民の方々が平等に財産の保護ができるよう、一定のルールを定め、町政の執行にあたるために規則、条例等の

制定が必要と思われます。町としての考えをお伺いします。

4 番目でございます。町内各施設に付属しているトイレについて。

町内各施設に付属しているトイレについては、トイレの洋式化の希望もあり、かなり進んでいると思われます。この洋式トイレの普及については、私は、常々和式トイレの必要性も申し上げ、和式トイレも残していくようお願いもしてきました。当然、町としては、洋式トイレ、和式トイレの長所、短所を検討され、各々対応されてきたものと思われま

す。身体的にどうしても洋式トイレが必要な人、不特定多数の方が利用される洋式トイレはいやだという人等様々でございます。2 基ある場合は、それぞれ1 基ずつ、3 基ある場合は2 : 1 という具合にそれぞれ状況等を、また、コロナ禍の中に、不特定多数の方々が直にふれあう便座の危険性も当然考慮されたものと思っておりますが、今後、第6 波が懸念され、3 回目のワクチン接種が検討されている中に、オミクロン株の変異ウイルスが発生し、全世界を悩ませています。このような中に、これまでの実施状況と今後の計画についてお尋ねをします。

5 番目でございます。風力発電所事業計画に伴う都呂々財産区土地計画についてお尋ねをいたします。

株式会社レノバが計画している風力発電関連工事が来春から始まると聞いています。

この工事は、大半が都呂々地区で、一部天草市にかかることになっていることですが、都呂々地区においては、都呂々財産区の土地が広範囲に関係し、利用されると推測されます。

この都呂々財産区土地についての処分方法については、売却、貸地等があると思われま

すが、その方法、価格、関係地積、地目等についてお尋ねをします。併せて、貸地の場合の貸地料の総額について、また、貸地の場合、面積がかなり広範囲なると思われ、その料金は多額になる可能性があります。貸地の場合は、毎年定期的な収入になると思われますが、歳出についてお尋ねをいたします。

以上、ご質問をいたしますが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

1 項目めの苓北町公民館条例についてと、トイレにつきましては、取りまとめを教育長から答弁いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、2 項目めの苓北町巡回バスについて、「10 月からこれまでの1 台から2 台に増車され、新しい運行計画で2 カ月経過した。2 カ月の利用実績について」のご質問であります。新たに運行を開始した巡回バスの2 カ月の利用実績につきましては、令和3

年10月の利用者合計が466人、うち温泉センターの利用が381人、令和3年11月の利用者合計が488人、うち温泉センターの利用が402人となっております。旧運行体系であった9月実績の利用者が330人でありますので、比較いたしますと、10月が136人増、11月が158人増となっております。

利用状況につきましては、旧運行体系に引き続き、温泉センターを楽しみにされている町民の利用が約80%と高い割合となっております。

また、新たに追加された路線からの温泉や買い物、歯科医院等の通院を目的とした巡回バスの利用もあっている状況でございます。

広報れいほく10月号でも、巡回バス利用者の記事掲載をいたしました。今後も多くの町民の皆様方にご利用いただきますように周知を行うとともに、安全・安心な運行に努めてまいります。

なお、状況によっては、地域の方のご意見も承りながら変更すべきところは変更をしていく。そういうことで心がけてまいりたいと考えております。

次に、「農用地、林地等個人財産の保全に対する公費投入における条例の制定について」であります。

議員ご承知のとおり、農地及び農業用施設災害復旧事業並びに治山事業等の事業実施につきましては、それぞれ分担金徴収条例及び測量設計手数料条例等の条例を制定し、受益者からの負担金をいただき施工しております。

なお、国・県の補助事業の採択要件を満たさない小規模な災害及び治山事業等につきましても、町独自の農林水産関係補助金交付要項を制定し、事業実施に係る経費の一部を補助しているところであります。

引き続き、事案に応じた適切な対策を講じ、農用地、林地等の保全を図ってまいりたいと考えておりますが、どうしてもただの個人の問題ではなく、もっと公共的だというような状況であればですね、これは個人負担の軽減等もですね、当然考慮していかねばならないと考えております。そういう状況でございますので、案件案件においてですね、そういう個人負担あるいは個人負担の免除等が出てくるのではないかと、その辺のところをしっかりと我々も見定めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「風力発電事業に伴う都呂々財産区の所有地計画について」のご質問がございました。

株式会社レノバのほうで都呂々地区に計画されている風力発電事業につきましては、これまでに風況調査、地質調査等が行われ、13基の風車と変電所を1カ所設置される予定となっており、その大部分が都呂々財産区有地となっております。

1点目の都呂々財産区有地の処分方法につきましては、これまでに方法は賃貸とし、該当地番が14カ所で、地目と地積は、山林が12カ所257万7,233㎡、保安林

が1カ所27万1,904㎡、雑種地が1カ所1,177㎡となっております。

2点目の貸地の場合の貸地料の総額につきましては、1点目でお答えした該当箇所のうち、事業用地として、羽下用地が5万1,761㎡、新設道路用地が5万4,303㎡、既設道路用地が1,534㎡、拡幅部用地が1,523㎡で、それぞれ単価50円、風車用地が3万5,729㎡で単価200円とし、総額約1,260万円となります。なお、道路部分につきましては、運転開始後は使用料は徴収しないため、約973万円となります。これは道路部分の事業者の方で維持管理を行っていただき、所有者等の使用はできることとしたためでございます。通行ですね、使用というのは。

3点目び定期的な収入となることによる歳出計画につきましては、都呂々財産区管理会の中でも基金を設けたらどうかのご意見もございましたので、将来的な都呂々地区の振興のための基金の創設を進めてまいりたいと考えているところであります。

私の答弁は以上でございます。次に、教育長から答弁をいたさせます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、「苓北町公民館条例について」の質問でございましたけども、「設置目的に伴う前年度の実績及び本年度11月現在までの現状」についてでございますが、令和2年度の利用実績は、団体等の利用回数が延べ956回、利用者数が延べ8,584人です。令和3年4月から11月までの利用実績につきましては、団体等の利用回数が延べ819回、利用者数が延べ7,660人でございます。

また、令和2年度の利用実績につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お盆事業、文化祭等ほとんどの事業が中止になり、高齢者大学と各地区における自主事業が開催されただけでございました。

令和3年度につきましても、昨年度と同じような状況が11月まで続いております。

次に、「苓北町公民館条例第7条、第8条で減免を受けている団体等について」でございますが、青年団、女性の会、子供会、老人会、青少年育成会、小中高校、小中学校PTA、高校育友会、高校生保護者の会、消防団、交通安全協会、区、自治会、原爆被害者の会、じん肺患者連盟、文化協会、これの加入団体も含まれております。スポーツ協会、同じく、加入団体も含まれます。社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、食生活改善推進協議会、保育所連絡協議会、その他公益上公共性が高く、特に必要と認める団体（健康増進室から認定された健康づくり団体）となります。既に、青年団、女性の会につきましては、現在のところ活動というものは行われておりませんが、これからの期待を込めて文言としては残しているところでございます。これらの団体につきましては、年に1回総会等に関しましての減免という形になっております。

また、減免についてでございますが、別表第2に基づき使用料を減免しております。

会場使用の場合の施設の維持管理、それから、使用される場合の光熱費等にご理解をいただき、各団体から使用料をいただいているところでございます。

続きまして、「4項目の町内各施設、小中学校を含みます。に付属しているトイレについて」お答えいたします。

まず、各学校における設置の状況についてでございますが、現在、小中学校におきましては、校舎内のトイレは洋式が45基、和式が60基で、洋式化率は42.9%となっております。

また、学校の体育館やグラウンド内等のトイレでは、洋式が23基、和式が42基で洋式化率は35.4%となっております。

さらに、社会教育・社会体育施設では、洋式が59基、和式が47基で洋式化率は55.6%となっております。

小中学校校舎の洋式トイレ設置につきましては、各フロアに男女とも最低1基は設置しておりますが、今後、各学校に設置の数の差がございますので、児童生徒10人に1基設置することを目標として設置したいと考え、今回の補正予算に小中学校トイレの洋式化に係る修繕費用を計上させていただいております。

また、観光施設等のトイレの設置状況についてでございますが、設置施設数は24施設、85基で、内訳は、洋式が51基、和式が34基で、洋式化率は60%となっております。

各施設、公衆トイレの考え方についてでございますが、バリアフリー、文科省の通知に基づき、高齢の方や足腰を痛めておられる方等の負担軽減と飛沫を最小限におさえる観点から、順次、洋式化を図ってきたところでございます。しかし、不特定多数の方が利用される便座に腰かけることには抵抗があると感じられる方もいらっしゃいますし、文科省のほうからは、教育上の必要性もあるのでということで、和式トイレを残すという、その洋式トイレ、和式トイレ双方のトイレの設置を今後も進めていきたいと考えております。

以上、松本議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、ここで10時50分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、早速でございますけれども、再質問をさせていただ

きます。

まず、公民館条例についてでございますけれども、今回の質問はですね、利用の実績ではなくて、条例第1条及び第12条に伴う公民館、地区公民会業務活動の実績を聞いたところでございますので、この活動の実績についてお尋ねを、再度お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 活動の実績でございますけれども、先ほど教育長のほうからも答弁したとおりでございます。令和2年度の公民館事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お盆事業、文化祭等ほとんどの事業が中止になっておりまして、高齢者大学と各地区における自主事業ということでスマホ教室、それと歩き方教室が開催をされております。

令和3年度につきましても、令和2年度と同じような状況が11月まで続いているような状況にあります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） よくわからなかったのですが、もう1回ですね、はっきり何の事業を月何回ぐらいで年間何回したというようなはっきりしたところを教えてください。できればですね、表あたりがあれば併せていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 令和2年度につきましては、それぞれ各地区におきまして高齢者大学の授業、そういった、まあその中でスマホ教室、歩き方教室の授業が行われております。

大半のですね、イベント等につきましては、令和2年度は新型コロナの影響によりまして中止になっているような状況です。

とにかく高齢者大学の授業だけが開催をされている状況です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 地区公民館、わざわざ公民館長を置く、あるいは主事を置くということで条例で定めてあって、それを置いているということでございますけれども、今お尋ねした段階では、高齢者大学しかしらんということですね。わかりました。

実は、先ほど減免対象団体について回答がございました。これにはですね、地区公民館業務活動に値するもの、大半であるのじゃなからうかと思えます。その中でですね、実は冷暖房とか、あるいは料金の件について、使用料についてお尋ねいたしますけれども、この団体に使用料が課されているということですね。この使用料というのは、会議室の使用料、あるいは冷暖房料合わせて使用料と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 使用料につきましては、松本議員おっしゃいましたとおり、会議室の使用料、それと冷暖房の使用料、合わせた使用料ということでお願いをしているところです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実はですね、1回目が総会だけでは全額使用料とするとか、あるいは、そのほかについては半額を減ずるとか、何か内規があって、やかましい内規があると聞いております。なぜその使うのに半額かなど。例えば、減免対象の団体を挙げていただきましたけれども、これは公民館、町が手助けをしながら、共に動かなければならない団体であってほしい。その中でですよ、その使うときには使用料は免除ですよと、冷暖房費は半分もらいますよと言うのに矛盾があります。そういった活動を多くやる団体は、冷暖房料を使うのは相当な金額なんですよ。なぜそういった形になったのか、その根拠を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） すみません、私のほうから失礼いたします。

使用料に関しましてでございますけども、先ほどちょっとお話をしたところでございますけど、それぞれですね、お使いいただくには施設の維持管理も必要でございます。それから、光熱水費も必要でございます。お使いいただかない団体さんというのももちろんございます。例えば、健康維持の場合に、もう個人的にジョギングをしたり、散歩をしたりしながら自分の健康維持は図っていくという団体、それから、どうしても室内でなければ、健康維持のための体操、その他やりにくいということで公民館をご利用いただく団体。これらの方全てが公共のものに対するそれなりのですね、税金でできているものでございますから、ご負担をいただいているところでございますけども、公民館等をお使いいただく方々は、その分だけやはりこの光熱水費についてはですね、ご使用いただくという形で、少しでもそちらのほうの趣旨をご理解いただいているところでございます。ですから、ぜひですね、皆さん方にも改めてご理解いただいて、その都度、公民館長のほうからもですね、説明やっていると申しますが、お時間いただいて、使用料のほうのご協力といいますか、それをお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 使用料をやはり決まっただけ払えということですかね。

○教育長（濱崎敏和君） お願いします。

○5番（松本良人君） はい、わかりました。

あのですね、もしもう、この例えば高校生育友会、何か活動したい。子どもたちを集

めてやりたい。使用料いっとでしょう。おかしいじゃなかですか。私たち老人会、私は老人会とですね、団体に所属しているのが、老人会とそれから食生活改善のほうにしておりますけれど、総会はいいですよ。食改で指導に回って、私たちがリーダーでして食生活の講習をしますよ。使用料はただですけれども、暖房料は出してください。本来ならば、町がそういったことはやらなければならんことでしょう。それを団体に全部付託しまして、おまけに使用料も半額払えということですね。ほんなら、今先ほど、公民館には地区公民館長と主事が張り付けてあります。しかし、コロナの関係とか何かで言い訳ありましたけれども、高齢者大学だけしかしとらんで。高齢者大学も何か2、3回しかしとらんで。職員が張り付いて、館長も張り付いてですよ、しかし、この場合は健康教室をやったり、スマホ教室をやったり、食生活改善のために地域に貢献したり、あるいは消防団の方が寄って、ちょっと話し合いをしよう、それには暖房費も冷房費も払えと。我々は何もしとらんでおって、腕組んで見とるよというような形にしか我々町民は捉えられないわけですが、いかがお考えですか。これを改善する使用料と同じように免除したときはもう免除だと。全て免除だと。金を取るときには、使用料がいるときには使用料と、夏は冷房料、冬は暖房料をプラスしてもらいますよというふうなことにはできませんか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 今の件につきましてはですね、季節的な問題もございます。冷暖房を使う、使わないっていうその必要のない時期もございますし、冷暖房、これは別物としてお考えいただければというふうに考えておりますけれども、ただ、私一存では決められませんので、このあとですね、関係課とも相談しながらそこら辺の冷暖房をベースにするかしないかというのは考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほどですね、課長のほうにちょっと答弁のほうを回したところでございましたけれども、それぞれの地区公民館の最近の活動状況、高齢者大学じゃなくて、ちょっと長くなりますけれども、読み上げさせてもらってよろしゅうございますか。地区公民館のいろんなサークルの活動でございますけれども、そちらのほうをお尋ねだったんじゃないかなというふうに思うんですけれども。それぞれの公民館のサークル活動を読み上げさせていただいてもよろしゅうございますか。

○5番（松本良人君） サークル活動どがんすつとですか。

○教育長（濱崎敏和君） いえいえ、公民館活動ということで、高齢者大学・・・。

○議長（錦戸俊春君） サークル活動の状況ですか。

○5番（松本良人君） それはですね、サークルが活動しよつとでしょう。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） それはサークルとして活動して公民館主事とか館長は全然何も

しよらんとでしょう。しよらんだったらいらんですよ。公民館の館長と主事がどういった形でこの1条に規定してある仕事をしとるかというのを聞いたっですよ。しとらんちゅうことでしょう、今。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 各地区のですね、公民館の活動につきましては、それぞれの地区の高齢者大学の活動を行っております。また、各サークルで自主活動ということでサークル活動も行われている状況にあります。

館長の職務ですけれども、職務の内容につきましては、まず1つに、地区公民館の館務を掌握すること。2つ目に、地区公民館事業の企画実施に関すること。3点目に、地区公民館の施設利用許可に関すること。4点目に、地区公民館の設備及び備品の使用許可に関すること。5点目としまして、地区公民館の管理、保全に関すること。最後に、その他任命権者が必要と認める事項ということで館長の職務の概要でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それは当然しなければならん仕事じゃなかですか。そがんとはいらんとですよ。私は、ここに掲げてある地区公民館の業務、活動の実績はどういったことをやりよるかというだけのことです。通常はしなければならん活動はだれだっちゃ知っとつとですよ。それは維持管理はせにゃいかんでしょう。要するに、今までのとおり冷暖房料はいただくということですかね。あるいは、今後、その後検討していくということですか。そこら辺をはっきり言うてください。ようけ要らんですよ。するかせんか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） これは経費に絡むことでございますので、私の権限では一存にはお答えはできません。そこで相談をして、また改めてお答えをしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それではですね、お尋ねしますけれども、この冷暖房料、検針あたりはどういった形でやっておりますか。使用、今日は冷房使うたよと、今日は消しとったよと、どういった形で検針はやっておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） これははっきり申し上げまして、利用者の方の良心に委ねるところが大きいと思っております。館長も常にそこにいるわけでもございませぬし、主事さんもそこに常に同席することは無理だと思います。ですから、ご使用いただく方の使うよ、今日使わんやったよというそれをお互いに信じあいながらやっていく世界じゃないかなというふうに思います。そのように信頼をしていきたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これはコミセンとか何かもそういった形ですか。私たち、ナイ

ターソフトなんか使うときにきれいに付けにきて、きれいに消して帰りよった管理をされる方がおったですね。今回は、公民館の使用は、自主申告ですかね。それでいいんですかね。

水道環境課長に聞きます。水道料、あるいは下水道料、今検針にどんくらいぐらい金がかかりますか。もう各家庭にですね、自主検針して報告してくださいと、それでいいんじゃないかと思いますが。

もう1点聞きます。財政のほう、そういった形でお金は取ってよかったですかね。自主申告でやりますと。適当に納めてくださいということですよかったですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 水道料金の徴収についてお答えさせていただきます。

水道料金徴収については、毎月検針を行い、下水道も併せて検針を行い、徴収を行っています。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 会計課長。

○会計課長（松村保則君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。

会計課といたしましては、条例、法令等で定められた規則、それから要綱にしたがって納付の対象となったものをお預かりして収納するという対応させていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） このやっぱり自主申告でというのが、行政でですね、そういった形を取る自体おかしいんじゃないかと思うのでね、今後は使用料を取るとなれば、仮に夜8時から10時まで使用が認められておりますけれども、その間、スイッチを入れに来て、スイッチを切りにきて、そして請求をしていただく。そこまでやっぱり厳密なやり方をせんとこういったことは特にいかなのんじゃないかと思う。ぜひですね、今後そういった形で続けられるのならば、そこまでしていただいて、徴収の方法を検討していただきたい。そうでないならば、やはりもう使用料と同じで免除しようと、全部免除しようということでもいいんじゃないかと思う。

それからもう1点、この冷暖房使用料でどのくらいの額があがってきておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） それでは、使用料につきまして、令和2年度の冷暖房の料金ですけれども、合計で4地区合わせまして13万1,285円、部屋代、冷暖房だけですけれども、その内、実際・・・

○議長（錦戸俊春君） ちょっと今、緊急地震速報、苓北がですね、震度4ということ

で通報が入っております。ちょっと確認しますので、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 例のその冷暖房の話と使用料の続きの問題については、教育長なかなか頑固でおられるようでございます。ただ、我々は町民が使いやすくてですね、そして、町民のための施設であってほしい、公民館であってほしいというのを念頭においてですね、しよるから。1回でも多くそういった事業をしたならば、冷暖房を払わんばんもんじゃけん、それが払いきらんごたる団体はもうせんとですよ。せんならば当然町はマイナスなんですよ。健康教室にしたっちゃですね、あれはいろいろ我々独自でするやつは。本来ならば公民館が協賛してくれれば一番よかったですけれども、それも今おっしゃったように、高齢者大学1本しかしとらんと。高齢者大学も年間通してするわけじゃなかつですよ。月に1回じゃいろ、2回じゃろ、単発ですよ。普通は、前は高齢者大学というのは1年通してですね、生け花なら生け花をわーと通す、舞踊なら舞踊をずっと通してすると、1週間に1回ずつぐらいするというような事業があったのですが、今はそれが無い。そういったことでございます。今の公民館は中途半端だと私思いますけれども、ただ1点お願いしたいのは、使用のお願いをしたときに、日曜日にしたときには、その時間に来て開けていただいて、今日は冷暖房使いますかという確認をして、それから私たちにお金を請求していただく。消しにも来ていただいて、開けにも来ていただく。コミセンなんかは全部そういったことでやっておられますのでね、そういったことと同じような対応をぜひ取っていただきたい。これは多分、監査あたりでも指摘されるとじゃなかですかね、そういういい加減なことできるかと、使用料はだれでん、あるいは自主申告であるかって、なら1時間つけとつとばつけんじゃったとか、あるいは2時間つけとつとば1時間じゃったとか、それで済むとならば、そういったことは認められんでしょう。水道料も一緒でしょう。水道料は昨日まで8トン使ったから、今日は7トンにしていっちえて、今定額は6トンですかね。6トンを5トンにしていっちえて、冬のときに7トンにしとけばですね、使用料は総体的にあんまり変わらんけん、自主申告ならそういったやり方も私のようにちいったこすか者はするかもしれないので、そこら辺ならんようにですね、ぜひ公平な取り方、使用の仕方をしていただきたい。

それから、町長にお願いします。公民館の使用がですね、フルに活用されることが地域の活性化につながると思われまます。それでですね、第1条に規定されている教育、学

術及び文化に関する各種の事業を行い、町民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興を図ることになっているということになっているんですね。もう自主でそういったことをしていただくのは相当いいことじゃなかろうかと思います。それでですね、1人でも多くの町民が利用しやすく、開かれた公民館を達成するためには、使用料の免除、これ使用料の免除を決めていただいておりますけれども、冷暖房の使用料も合わせて、その使用料の中に組み入れた形ですね、連動させていただいて、免除を、規定あたりを作っただけならばと思いますので、よろしくお願ひします。これお願ひです。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それもやはりしっかり規定を作っただけですね、その中でそういうご要望のあった件について、それに値する集まりかどうかチェックは必要だと思いますので、その点、教育委員会とも、これ町の施設でありますから、相談をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、巡回バスについてお尋ねをします。

町内1日ですね、両方を比較するとですね、1日中で9名から10名、それから温泉センターが6ないし7名となっております。平均して計算をしてみますと。これは良い状態でしょうか、悪い状態でしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 松本議員の1日当たり約10名、その内温泉センターが6、7名ということで、どういう状態なのかということなんですけど、町といたしましては、少子高齢化が進む中でですね、交通弱者と呼ばれる高齢者の方を今回ターゲットにしまして巡回バスを運行しとります。温泉利用が高い割合になっておりますが、コロナ禍で外出自粛の影響もありましたが、温泉を楽しみにされている高齢者の皆様方がですね、引きこもりや認知症、介護予防などの健康保持のため温泉センターを経由する運行とさせていただいておりますので、順調にいとると私は考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実はお願ひをしたいと思ったですけれども、温泉センターを確かに行路に入れた運行計画なんです。1日に10人ぐらいですよ。あがしこ回って。あれだけ金を入れとって。そして、温泉センターのですね、専用のバスを入れていただいで、そうしたならば簡単に10人ぐらいはですね、電話1本で連れが来てくれるなら、送ってくれるならということで、10人ぐらい私でもこれだけ金をくれらすれば、私、町議会議員も何も百姓も辞めてからこれに専念しますよ。町の今の運行バスの経営ばくれらせば。そこまでにはいかんでしょう。前のバスをですね、温泉センターに差し上げていただいで、こんバスば使ってください。運転手はそっちから出して、よ

か時間に連れが行ってください。今のAコープとか何かのそういうバスと一緒に。そういう形にすることはできませんか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今、松本議員さんからご提案いただいた件なんですけど、例えばですね、今、温泉センターは指定管理の中で営業をさせていただいております。その営業努力の中で集客を目的とした専用車等をですね、検討していただければ巡回バスもあります、指定管理の、指定管理者さんもマイクロバスを持っていらっしゃると思いますので、その分はちょっと検討したいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 一番のこの使用ができないということは、温泉センターにあわせたバスの時刻表の設定だから、使用される時間帯にあわないということで私はこのバスの利用が少ないんじゃないかならうかと思います。

そこで思いますけれども、この富岡、志岐、国道324号の沿線の方々は、この巡回バスができたことによってそんなメリットがあるわけですね。しかしながら、都呂々から下田までの沿線の方、内田、年柄、都呂々の方は運転がないわけですね。特に、今一番問題になっておるのが通学の問題なんです。通学生はわざわざ朝晩送り迎えますよ。その方がおいでです。現に知っております。そこら辺は考慮に入れられましたか。これは後の浜口議員さんからもその通学の云々のが質問出ているようですけれども、そこら辺どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 都呂々からですね、例えば、本渡の高校、例えば、苓北の拓心のマリン校舎に通学をされている方を当時調べましたら、本渡方面で今学生さんが2名、マリン校舎さんで1名通学をされていると聞いております。巡回バスの運行時間が、運転手の運行時間もありますが、8時半から4時半までの勤務でなっております。現状といたしましては、保護者の方にはご負担をかけますが、子育ての一環ではちょっと言い過ぎかと思いますが、保護者の責任において通学の援助をしていただければと思います。

マリン校舎につきましては、確認したところ、保護者が仕事に行くときに、そのまま乗せて行っていただいているようなことを今聞いております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ほかにもですね、バスの利用ができんからということで、私の調査した中ではですね、もう寮に入れとるという方もおいでです。一番身近に感じておられたのは、この課長さんの中に送迎をずっとなされた方がおいでだと思いますけれど

も、その辺の苦勞についてはありませんか。もし企画政策課長もですね、そこら辺が自分の子どもさんたちを朝晩送迎したという経験があれば、包み隠さず実情をご報告をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 私のことをお答えいたします。

私の長男が天草工業に行っておりました。毎日6時14分のバスに乗せるために6時ちょっと過ぎに家族が毎日送迎をしておりました。先ほど巡回バスとかを利用できないかという話も出ましたが、私の先ほどの答弁と一緒に、保護者の方、私も保護者だったので、保護者の責任の中で子育ての一環で通学をさせたって、支援したということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） なかなか立派な回答だと思います。保護者の責任。それだったら温泉センターまで家族の責任でもって、たった10人ぐらいですよ、1日に、10軒ぐらいですよ。家族の責任において連れてくればよかじやなかですか。そういった言い方は、これは最低と思いますよ。家族の責任において。そういったことでは町政は成り立たん。私はそう思います。

それから、10人ぐらい、1日に10人、10人いかんとですよ。1日ですよ、あれだけ回って多いいと思いますか、少ないと思いますか、1便が10人ならわかりますよ。何便のうちに10人ですよ。どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 町の行政サービスの中でなかなか多い少ないということは答えにくいんですけど、町は行政サービスの一環といたしまして巡回バスを運行させていただいておりますので、今後、いろいろな方に、区長さんを通じまして周知をいたしまして、この10人が増えるように今後頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） なかなか厳しいようですけれども、最後にですね、ますます高齢化が進むとですよ。今現在、苓北町では、特に都呂々、内田、年柄の方は、現在、車なしの生活は考えられない。1日でも早い利便性の高い定期バスの運行が望まれるとですよ。温泉センターバスを言われている中ですね、ぜひですね、そこら辺をですね、もう1回ですね、その温泉バスの概念を消してもらって、そうしたら巡回バスじゃなくて温泉バスとして名前を変えてください。そういったことで見直しを強く要望いたします。

続きましてですね、3番でですね、農用地の個人財産の保護をですね、一貫して同じようなレベルにそろえたらどうかということ質問いたしましたけれども、何か私が知っとるとだけされて、されてないところは全然質問なかったですけど、私は、一般の風水害による土砂災害や河川、海岸護岸、侵食や浸水、風化による自然崩壊、イノシシによる耕地や路肩、法面の破壊等の様々な理由によって個人でできんものがあるじゃなかか。今、今回の補正予算の中にでてきておりますけれども、白木尾台地もそうですよ、あれも自然災害ですよ。全然今まで町に該当せんとをさせていただいておるということが今度初めて私知ったですけども、このお願いをしていったっですが、それに対しては、要するに、先ほど言われなかった、私が今言ったようなことをもう1回見直して、苓北町のレベルをそろえると、新しい補助対象を、補助金をこれだけ出しますよというような考えはないかということをお尋ねしたっですけどもね。今泣き寝入りでしょう。イノシシで崩したっちゃ。イノシシで崩れとるから補助は出ませんということでございます。そこら辺をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 一応、農林水産課という立場でですね、お答えをさせていただきます。

先ほど町長から答弁があったとおりなんですけども、最後に強調されましたイノシシ等による被災ですね。これにつきましても、町長の答弁にありました、農地等小災害復旧補助金、これの要綱を若干読み上げますけども、風水害及びイノシシ等によって被害を受けた農地及び農業用施設、並びに関連施設等の復旧に要する経費を補助するというふうなことでの要綱を定めておりますので、イノシシ等によるそういう被害があった場合についても対象としております。

なお、松本議員からの話に白木尾台地等のお話もされましたけども、考え方といたしましては、災害ですね、被災の原因や状況というのは様々でございます。現に被災している箇所だけではなくて、災害の発生防止とか、拡大防止を目的にですね、実施する場合もでございます。

先ほど町長が答弁しましたとおりですね、それぞれの事案に応じてですね、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何かわからんじゃったですけども、今補助事業にあるから除かれた分についてどうするかと、農地とか云々じゃなかつですよ、宅地にしてもよかつですよ、雑種地にしてもですよ、工業団地の用地にしても、役場全体としてどうお考えですかね。外れた分についての何か被災したときの対応。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件につきましてはですね、先ほど町長が申しましたように、それぞれの案件案件の中身がございますので、その都度ですね、こちらのほうで検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひですね、底辺をそろえていただきたい。これだけは取りますよと。何も取りません、町で全部やってやりますよと、何でん言うてきてくださいということをやっぱり明確にすべきだと思いますので、そこら辺ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、トイレでございますけれども、トイレについては、やはり今ですね、このこれあえてコロナ禍にあつて、あえて不特定の方々が直に触れ合う便器のある洋式トイレは必要最小限にとどめるべきだと思うとですよ。今のコロナ禍の中で。

また、消毒液の徹底をしていただきたい。今、消毒液全くつけてない。今こういっばいですね、広報もおめきよるですけれども、触んな、マスクしろていう中に便器をですよ、消毒もなしにされますか。考えていただきたい。

それから、発電所の件ですが、1点だけ、事務所をですね、ぜひ都呂々につくっていただきたいというような希望があったんですが、そこら辺どがんなったですかね。

それから、契約はもうなさつととですかね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 風力発電事業に伴う事務所についてというお尋ねでございました。

事務所につきましてはですね、完成後も管理のために置く事務所については、都呂々でお願いしますという要望をしておりますし、そういったことで事業者のほうも考えていただいているところでございます。

○5番（松本良人君） 契約は。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 契約は事務所の契約ということでよろしいのでしょうか。

○5番（松本良人君） 濟んどつとか濟んどらんか。

○総務課長（尾脇宣宏君） 事務所の契約のほうはまだ濟んでおりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この収支計画についてですね、ぜひですね、今後都呂々財産区の振興計画書、これは仮称ですよ、仮称でございますけれども、そういったことをです

ね、ぜひ、かなり額がですね、大きいので、その計画、年間にどういった形で使おうというような計画を作成していただいて、独自に、独自にですよ。独自に策定していただいて、それから、ぜひ都呂々地区の振興のために使っていただきたい。そういった計画をぜひ作っていただいて、できれば都呂々の地区民に周知していただければと思います。以上、終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告9番、2番議員、野田謙二でございます。

さて、先の衆議院議員選挙において、苓北町が所属している熊本4区においては、金子総務大臣が当選し、結果的に、絶対的安定多数となる自公連立与党による政権として、第101代岸田内閣総理大臣が選出され、外務大臣以外はそのままにスライド留任しての新政権が誕生しました。

さて、今回の岸田新内閣は、「国民の声を聞く！」ということのスローガンとし、岸田首相も「聞く力」を特技だと、自称どころか公称までしております。

その岸田新内閣で、地元の選出の国会議員である金子大臣は、幸いなことと言うべきかと思いますが、そのまま総務大臣であり、総務大臣といえば、地方自治体を管理監督する大臣でもあります。

また、金子大臣は、田嶋町長の大学の後輩であり、しかも熊本県選出国会議員の秘書という経歴でも後輩という、町長とは個人的にも近い大臣ではないかと思っております。

加えて、金子大臣は、閣議の議場では、「総務大臣は、総理の横に席がある」と選挙運動の際にも公言をしておられました。つまりそれは、閣議の議題となる公的な議題ではないことでも、総務大臣ならば総理大臣の耳に届けることができるポジションにある、と言えるということだと思います。

このようなことは、天草の地方自治体にとってはこれだけ有利な状態は、過去に天草選出の園田直氏が官房長官や外務大臣を経験したとき以来であって、中でも苓北町にとっては、それ以上の好機かもしれません。

そこで、今回も田嶋町長にお伺いします。

この岸田政権ですが、「デジタル田園都市構想」という新しい政策を掲げております。その具体的な内容は、私どもではまだはっきりとわかりませんが、とりあえず地方の声を素早く取り上げ、それを国政に反映させ、公約である「新しい資本主義の形成」にしようということではないだろうかと思っております。具体的なシステムや方法論はこれから作られるのですが、つまり、大まかにいうと、地方都市の住民の声を素早く取

り上げ、政策にいかすということだと思っております。ならば、国からのシステムの構築をじっと待つのではなく、こちらから、つまり荅北町から政府に対して先に発信をしたらどうかというのが今回の質問の内容です。

具体的には、荅北町で、町民の皆様にご国政、県政、町政についてアンケートを取ったかどうかということです。国の新しいシステムが構築される前か後かなどは関係なく、今の荅北町のおかれている政治状況は、システムのあるなしに関係なく、どこよりも早く総理にまで意見を言える可能性が高いと言えるということです。

そのような状況だからこそ、いち早く荅北町の現状を総理にまでお伝えするチャンスではないかと考えています。アンケートを実施する際に、その記載内容は、金子大臣への励ましでもいいし、反対に政治的思想からの批判でも構いませんし、個人的な国への期待でも構わないというおおらかなもので構わないと思います。

しかしながら、町民個々人の意見では、国政に関してリアルな提言が無理なのは初めから承知しています。私も無理だと思っております。それは単純に国政予算の現状がリアルにはわからないから、リアルな提言ができないのは当たり前のことではないかと思っています。

しかし、そんなことは関係なく、国民の意見を聞いてこそ、初めてそこからリアルな議題に結び付けるということを期待しているのが岸田政権の目指していることではないでしょうか。

実際の政策は、優秀な省庁の官僚が考えることであり、その時に内閣が国民の意見を聞いて、国民の声を生かした発言を官僚たちに行い、官僚が政策を具体化するということだという、そういう流れではないかと思っております。

町民の個々人の意見は、近所の橋が古くて危険だからとか、近所の道路幅が狭いから広げてほしいとか、そんな当たり前の町政への個別の意見が、そんな意見でも国政においては国内での老朽化したインフラの整備へつながるのかもしれないし、具体的な政策は官僚が作るのですが、その前に総理大臣、総務大臣、国土交通大臣などの意見が挟まれ、最終決定は官邸が行うという流れではないかと思っています。

さて、荅北町のデジタル化はまだそこまでは進んでいないのではないかと思います。それでも荅北町、小さい町ですから、町民の意見集約はすぐにできるのではないのでしょうか。

普通に、全町民に回答期限付きで国政、県政、町政についてのアンケート用紙を郵送し、それを集計して総務大臣に提出する。それだけのことです。

県政へのアンケートも、役場の担当職員が県庁職員とのやり取りをする上では、町民の全体的な意思をわかっているだけでも違いが出るのではないのでしょうか。もしかすると、一町民の意見が国政として大変有効で、総理大臣からの意見聴取の機会が得られる

のかもしれませんが。あるいは、国政に対しては全ての意見が何の効果もないのかもしれませんが。それでも町政にとっては、確実に町民の政治的意識が確認できるとの効果があります。

また、実際に政治に対する意識が低い町民がいたとしても、実際の民主主義が実感できないという町民などがいたとしても、それらの町民の意識は向上につながるものではないかと思っております。その効果だけでも、ぜひアンケートは行ってほしいと思っています。

加えて、1回だけではなく、複数回の実施も希望いたします。それというのも、私にはよくあるのですが、1回の回答をしたあとに限って、良いアイデアが浮かぶものがあります。しかも、政治は動き続けるのが現実ですから、アンケートの回答に、1回目のアンケートと今回の次のアンケートとに矛盾があっても構わないと考えております。

そんなわけで、アンケートを行う際は、複数回の実行をお願いいたします。

さて、以上のようなことを実際に実施できるのかどうかをお伺いいたします。

実行できないのであれば、その理由をも明確にお答え願えれば幸いです。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町民に国政・県政・町政についてのアンケートを町民からアンケートを取り、総務省に提出してはどうかについてであります。

苓北町では、平成30年に苓北町第7次振興計画を策定し、平成31年度（令和元年度）から10年間の基本構想、5年間の第13期基本計画を策定しております。さらに、毎年実施計画の見直しを行っておりますし、振興計画策定の際には、まちづくりアンケート調査や町民及び町職員をそれぞれ対象にしたワークショップも開催しております。その中で、満18歳以上の町民を無作為抽出した2,000名と中高生307名、合わせて2,307名のアンケート調査を実施し、1,161名の方から回答をいただいております。その結果から見えてきた町の課題等を振興計画へ反映させている状況であります。

その他に町では、様々な計画を立てており、その中でもターゲットを絞ったアンケート調査を実施し、町民皆様方の声を各種計画、政策へ反映させております。

また、町民お一人お一人の意見に関しては、町へ直接ご意見をいただいたり、町ホームページでも随時受付・対応をさせていただいている状況であります。行政区内のご意見等も区長さんを介し、行政通信で御要望等を確認し、対応させていただいている状況であります。

今回、国政・県政・町政に関するアンケート調査を実施したらどうかというご意見を

いただきました。

町といたしましては、各産業分野における皆様のご要望やその都度いただいている町民の皆様の声を取りまとめながら、国・県に対しても要望を行っていくということで考えているわけです。

只今のところ、野田議員の質問は、全員からアンケートを取れということでありまして、それをそのまま全部伝えるのかということになってきますと、やはり非常に聞いたほうが煩雑になってきます。何百通りの要望をですね、して、それを一つ一つ見てくれるのかと。だから、そこはアンケートをもし取ったにしましてもですね、やはり議会に図ったり、我々の判断でこれが町にとっては重要だからということですね、やっぱり最重要課題を幾つかしないと、あまりたくさん並べ立てますと、相手もですね、やはり忙しいわけですから、なかなかそれを国政の中での予算編成等にですね、反映できなくなるということですね。

金子大臣が今回指名されたのはですね、やはり球磨村、天草というそういう田舎から出てる、そういうことの威厳をしっかりと国政に反映できる総務大臣であるということですね、岸田さんはお選びになったようでございます。そういった意味でですね、我々もそのアンケートを取るか取らないかというのは今後検討させていただきますが、やはりある程度要約して、最重要課題がどうなのかと。天草全体の課題は、今私が考えているのは、熊本天草間の広域基幹道路です。高速道路です。これについては、もう大臣就任前からですね、4、5年前と打って変わったような予算が付いてまいりまして、来年度はようやく念願の第二瀬戸大橋が完成します。そして、一番混み合う大矢野の大矢野バイパス、これも来年度には工事に入ります。そういった意味で、これをもっとぐっと加速をさせていただくようにしていかなければならない。そこに我々は、じゃあ町の課題、例えば、先ほど申し上げましたように、九州電力が新たな一步をですね、踏み出す。その中で資本が、資金が足りない分は国からも出していただきたいと、こういうお願いも大事なことじゃないかと思っております。

そういったことですね、そして、先ほどガソリンの高騰で農業、漁業は非常に窮しているということもありましたから、そういう意見がいろんなことが出てくると思いますが、それを百人百様分けて言われてもなかなか難しい。そこは今度は我々と、そして議員の方々と、要約した中で、いわゆる振興計画を作るわけですから、その辺のところをしっかりとですね、吸収していただいて、予算に反映できるようにお願いはしていきたいと考えているところでございます。

そういった意味においてですね、とにかく、今、過疎地域がガソリンの高騰とか、コロナとか、そういった要因も加わった中で、非常に疲弊をしております。そういった真只中に我々はいるわけでございますので、ぜひそういう課題をですね、届けて、我々

の町づくりにですね、役立てたい。

ただ、大臣、総理大臣としましては、1町村のためだけにですね、するわけにはいかないところもあると思います。ですから、やっぱり全国の過疎地域にですね、しっかりお金が回って行って、支援策が回っていくようなこともしていただければ自然と我々のところに入ってくるわけでありますので、やはりそういったことも考慮しながらですね、今後、国・県併せてですね、しっかりとお願いをしていかなければならないと思っております。

そういった意味で、総務大臣というのは、我々地方自治体の味方であります。そして、いつも財務省とけんかをしながら、地方自治の予算をですね、取ってくれるところが総務省です。そういうことで、これ歴代の方たちも頑張ってこられたわけですが、しかし、そういった意味で、我々も物の言いやすい相手になったということは利点です。理屈がどンドンどンドンお互いに戦わせやすくなっていくという、これができる、今まで5しかできてないところが7できたとかですね、そういうことができてくると思っていますので、まずは、町民皆様方の現状をしっかりと伺った中で、その課題を県とか国に届けていきたいということでございます。

今度の一般質問の中にもそういった大きな課題がちりばめられております。そういうこともまとめてですね、お願いをしていかなければならないと考えております。

以上、野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 大変すごくまともな政治的な回答をいただきましてありがとうございます。

私がですね、この町民に対する国政・県政・町政へのアンケートを取ったらどうかという意見というのは、本来、僕の提案した意見というのは、実は、町民の政治的意識というのをものすごくもっと現実的にできないだろうかという発想からの考えで、あくまで町民のためのアンケートであってほしいと思っただけの提案だったんです。実際に、総務大臣、総理大臣が各一人一人の意見を全員平等に見るというのは、大変時間取られて大変なことです。たかだか六千何百人ですね、ちっちゃい子どもまで入れて、ところが、実際にそう見られるかもしれないと思って真剣に書いたアンケートの回答っていう、それをするだけでも町民の意識としてはすごい政治参加したという意識になるのではないだろうかと思、こういう提案をした状態です。

実際に使えない意見というのがほとんどであるだろうとは思いますが、もしかしら、1つの意見をたまたま見た、誰か側近の方かもしれないですけど、この話おもしろいなって飛ぶ可能性がゼロとは言えないっていうのもアンケートでは実際にあることですので、そうなったら逆におもしろいなというだけの、これはあくまでの僕の勝手な想

像です。現実には、実際町民のためになるというのは、町民の政治的意識が、先ほど町長が答えられたように、現実的な政治というのがどうなのかっていうのに一歩でも近づけるといえることが大事なんじゃないかと思って、今回、提案をしたわけでございます。そのためにも、ぜひ、例えば、僕個人的にはですね、例えば、国政において、個人的な意見だけ、感情だけでいったら、僕、中国が嫌いなんですね。で、中国に対する政策を厳しくしてほしいというのは、あくまでもそれは個人的な感情です。

ところが、地方自治体の一政治家としては、そんなことよりも実際に天草の橋、それを個人的にはその西九州自動車道、長崎からですね、島原から天草につなげて、高速道路につなげてもらって、で、鬼池、最低限鬼池までですね。鹿児島行くのはあとでもいいからっていうふうに個人的には思っています。実際、そういうことのはけ口のところがないのが実際思ったよりできないのも現実ですから、それをそういうふうに記載する。そういうものはけ口の視点としては使えるなど、そういうふうに思っております。

実際に、アンケートをどれだけ実施するか、実際、今お話、回答を伺った中では、選ばれた数人、要は二千何百人というところですね。それで、苓北町の中では、半数を占めておりますので、最悪それはそれで有効だと思っております。でも実際に、そうかなえられない人たちもいるわけですから、全町民をターゲットとして、しかも小学生、中学生も入れてアンケートを出す。で、ちっちゃい子どもたちがそういうのに参加するというのも教育効果というのはあるだろうと思います。そういうことを踏まえた上でのアンケートの実施、これってというのは実在、総務大臣が金子大臣が次、もっと別のポジションにつくかもしれません。もっと良いところに行くかもしれませんし、それってというのはわからないことですね、将来的にそういう町民教育というのは意識した上でのアンケートていうのを考えてみるというのはどうだろうかと思っておりますけど、そういった町民教育の意識についてのアンケートの実施というのは、いかが考えられますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども回答いたしましたように、振興計画等を作るときには、かなりの割合の方々にアンケートを出しております。

そういった意味で、それをもう少し頻度をあげるかどうか。これは検討したいと。

そして、併せまして、この小さい町でありますから、議員の方たちもしっかり聞いていただいた上での一般質問等でありますから、そういうことも多としながらですね、政策に結びつくような、そして、予算がなかったら県とか国にしっかりお願いして、行くような対応をしてみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。

今回、実際に質問作りながらですね、自分でもああ子どもっぽいなど、安易だなとか

思いながら、でも実際に町民の政治意識っていう、実際、政治っていうの本当具体的すぎて、現実はどう動くのかというのは当事者じゃないとなかなかわからないのが現実です。実際、国政の状況、どうやって動いているかって、学校で習ったことじゃもう全然現実的なことってわからないんですね。今でも僕一応法学部出てますけど、理屈だけなんですよ、本当。現実はどう動いているのか、実際、どんな人と歩まないかんのかとかわからないっていうのが実際のところですよ。実際にじゃあ国政で国会議員になれるかって言ったら、そんな選挙運動をする能力が僕にはありませんので、無理だろうと思っております。ところが、逆にこういう言えるっていう機会ができるっていうのが個人的にはすごくストレスの発散になるんですよ。それっていうのが実感できるだけの知識というのも人それぞれ持っている知識も違うだろうと思いますけれども、そういうのが1歩でも2歩でも近づけるようになる。そういう意味でのアンケートというのをぜひこれから考えていただきたいなと思っております。

これはもうお願いです。どうぞよろしく申し上げます。

以上で、質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。ここで、午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----
休憩 午前 11時58分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先ほど野崎議員より発言がありました、要望書と九州電力、九州グループのカーボンニュートラル実現に向けたアクションが配付されておりますので、お知らせをいたします。

なお、農林水産課長より説明がありますので申し上げます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お手元に午前中、野崎議員からご依頼がございました、白木尾台地の工事に係ります地権者からの要望書を配付しております。

中身については省略いたしますけども、この要望書を受けまして、その後の説明会及び個別の訪問等により7名の地権者から要望がっておりますけども、そのうち5名の方については、承諾をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎議員。

○8番（野崎幸洋君） 前回のこの潜水組合からの要望書には、この回答用紙が付いと

るんですけども、今回のにはそれが付いていませんけども、文書での回答はなかったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 文書での回答はしておりません。その後のですね、8月5日に工法等の説明会をさせていただきました。その折にですね、昨日配付しました議会の「きずな」の写しとか、町のモニタリング調査等の資料をお配りしまして、それによって説明をさせていただきました。そのほかのその会議欠席の方についてもですね、そのような資料を持参いたしまして、個別に訪問してご承諾をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 一般質問を続けます。

通告10番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） こんにちは。通告10番、7番議員、浜口雅英。質問の相手は町長。質問形式は一問一答です。

質問事項1、安心して住めるれいほく。

質問要旨（一）福祉施策の検証。

1、要介護者の現状。

令和3年10月末の芥北町の人口は6,767人で、65歳以上の高齢化率は実に43%に達しています。

町内には、13カ所の福祉、厚生施設が設置されており、約500人程度の入所、入居が可能なようです。入所、入居される方々の症状や形態は多種多様であろうと考えますが、町内にこのような医療介護施設が多数存在していることは、介護を必要とされるご本人、そしてご家族の方々には大変ありがたいことだろうと推察いたします。

私は、定年退職後、町内の特別養護老人ホームのデイサービス部門に1年半アルバイトでパート勤務をさせていただきました。普通いわれている高齢者の方等を介抱し、日常生活のお手伝いをするという、いわゆる介護という職務です。介護という言葉は、天使のようなエンゼルのような、要介護者やその関係者の皆さんには非常にありがたい言葉ですが、従事しておられる介護関係職員の皆さんには過酷な業務と言わざるを得ません。しかし、介護を必要とされる方々のご家族の皆さんにとっては、まさにエンゼルと感謝しておられると思います。

ところで、先の議会で、家庭内における要介護者の日常生活を支援する児童生徒、いわゆるヤングケアラーについてお尋ねしました。今回は、ご家族によるお手伝いを必要とする要介護者に対する実情はつかんでおられるのかお尋ねします。

例えば、家族での対応が困難、あるいは何とか対応しているが、難しくて施設への入

所、入居を希望しておられるにも関わらず、これができない状況等があるのか。あるとすればどのような対策を考えておられるのかお尋ねします。

2、介護施設周辺インフラの整備。

本町には、2011年3月に発生した東日本大震災時の大津波を想定し、これに対処するために町内3カ所に海拔12メートルの高台を、この12メートルの高台、いわゆる指定緊急避難場所の造成に当たっては、その数値決定の根拠が不十分であるという質問をし、国や県の調査検討結果を待つべきと意見を述べてきましたが、12メートルの高台建設が強行された経緯があります。その後、令和3年6月修正の町地域防災計画資料編によれば、地震津波被害想定調査結果の概要として県内市町村別の最大津波高が各市町村別に記載されています。苓北町への津波最大値は3.1メートルになっています。

これらの津波避難高台は指定緊急避難場所として位置づけられており、加えて、上津深江下向区内に、上津深江広域避難所として海拔25メートルの高台が造成されています。この上津深江避難地は、緊急時のヘリポートだという説明もあったと記憶しております。

この上津深江広域避難所への西側進入路は造成時に合わせて新設されました。東側は、既成の町道からすり付けで進入する形態になっており、進入路の幅員は狭く勾配も急になっております。そして、町道の取り付け部分はアスファルト舗装がはがれて緊急時の交通に支障があるのではないかと危惧されます。さらに、この上津深江避難所の周辺には複数の福祉厚生施設が存在しているのは町長もご存じと思います。このうち、国道324号から町道財の尾2号支線を経て施設へ出入りしなければならない施設が1つあります。この施設は、社会福祉法人で運営しておられる特別養護老人ホームです。この施設に限らず、ほとんどの施設で利用者の自宅と施設間、施設と病院等々への送迎がなされているようです。

町長は、道路パトロールの報告を受けておられご承知のことと存じますが、この町道財の尾2号支線の路面は最悪です。大きな凹みや路面補修の跡の段差が際立っています。さらに、道路沿いの町の水道施設への入り口部分や、先ほど申し上げました上津深江広域避難所への入り口付近の舗装はえぐれています。施設利用者の送迎用車両が安心して運行され、施設利用者の利便性や早期に回復へ向かえるように町道の状況を整えるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

3、子宮頸がんの予防。

最近の新聞でよく目にするのが、子宮頸がん予防接種の報道です。

国の資料によれば、子宮頸がんとは、若い女性のがんの中で多くを占めるがんで、日本では毎年1万1,000人の女性が罹患され2,800人が亡くなっておられるとのこと。原因は、ヒトパピローマウイルスの感染によるとされ、早期に発見し治療すれ

ば命を落とさずに治せる病気だそうです。

これへのワクチンは、ヒトパピローマウイルスの感染に対する予防法として2006年、平成18年に欧米で接種され始め、日本では、平成21年10月にワクチンとして承認されました。そして、平成25年4月予防接種法に基づき定期接種になりましたが、同年6月には接種による全身の痛み等により国は接種の積極的勧奨を中止しました。

その後、国内外で予防効果が示され有効性や安全性に関するデータが蓄積されたとして、接種勧奨を再開したと報道されています。

このようなことから、勧奨接種中止から8年ぶりに予防接種を再開されることになり、接種勧奨の中止により接種の機会をなくされていた方や、今回新たに接種の対象となられる皆さんを含め、接種の対象者は何人おられますか。さらに、どのような手段方法で接種を進めていこうと考えておられるのですか。

また、平成28年7月に接種による副反応を訴える女性の人たちが国などを一斉提訴しておられます。勧奨接種中止の原因ともなった接種した場合の痛みなどはなくなっているのか確認しておられますか。併せてお尋ねします。

質問要旨（二）民営作業道建設の検証。

令和3年7月静岡県で死者26人、行方不明者1人の大規模土石流が発生しました。被災者の皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。このことについて、土石流の起点となった土地での盛土が不適切であったとして犠牲者のご遺族の皆さんが刑事告発され、県警が強制捜査に乗り出したとの報道がっております。この盛土には、木くずを埋めるなどの行為が繰り返されていて、行政の監視のありようも問われているようです。近年、気候変動によって降雨量が激化しているようであり、このことも被害が増大した一因ではないでしょうか。

ところで、町道年柄線に隣接する山地の頂上付近に発電所送電線鉄塔の維持管理用と思われる作業道が建設されています。現場は、海拔約80メートルくらいの高さにあり、先の議会でも鉄塔の補修に係る部品の落下はないのか、通行する人や車両への影響はないのかと質問した箇所です。

さらに、本箇所の下方には、町道年柄線があり、町道狸川内線へつながり、都呂々の集落への連絡路となっており、町の、天草下島の幹線道路である国道389号に万一の災害が発生し、国道が通行不能となった場合は都呂々地区との迂回路線として、また、通常的生活はもちろん、緊急事態発生等の非常時の重要な路線であることは町長もご存じのとおりです。

加えて、本箇所の尾根の北側には山の迫川、南側には年柄黒瀬川もあり、数十年前には尾根の突端や道路が崩落し、大規模災害復旧工事がなされた地盤の不安定な箇所です。現場箇所の下方には複数の人家も存在し、非常に重要な地域ですが、現場は、土質的に、

地形的に危うい要素を含んでいると思われる中、現在、建設されている作業道の工事による支障木や掘り出された土石の状況を町は確認しておられますか。さらに、この工事で発生したと思われる工事残土が、町道年柄線大羅線の途中に積み上げられています。このことも確認しておられるのかお尋ねします。

併せて、これらの状況は人命等への影響はないのかお尋ねします。

質問要旨（三）バス通学生等への環境整備。

令和2年12月9日、令和2年第8回定例会において、質問要旨（九）バス停の改善として、令和元年度苓北町町政年報の資料を参考に、年次別中学卒業生の進路調査に基づく本町から天草市へバス通学されている状況を、独自に現場調査をして町の考え方を町長にお尋ねしました。この時、「町政年報ではこのバス通学生徒の数値をつかむことができませんでしたが、町はこの状況を把握しておくべきではありませんか。町は義務教育までだから知る必要はないという考えなのではありませんか。」ということもお尋ねしました。

併せて、「町づくりは人づくりからという言葉がある。この言葉こそが、教育振興の、そして町づくりの原点ではないのか。町も単に小中学校の運営に止まらず、社会人になるまでの大まかな動向はつかむべきである。そして、住みよいまちづくりのための人づくりの施策に今以上に力を注ぐべきです。」と提起しました。

私の独自の現地調査で、表示看板だけのバス停が6カ所あり、風雨をしのぐものも、照明もなく、身体保全上も防犯上も課題がある。天候等に左右されない、防犯上も課題のない良好で安全な通学環境を守らなければならないとし、さらに、バス停の伸び放題の草木の処置も提起し、バス停の改善として質問したものでした。

この時の町長の回答は、「バスの利用者への環境改善ということですが、バスの利用状況についての資料をバス事業者からいただいておりますので、利用状況やバス停の土地の状況等を調査し、検討させていただきます。なお、ご指摘があった年柄、小松のバス停の管理については、草刈り等を実施いたしました。ご指摘箇所以外についても、今後、適宜、状況の把握と管理を行ってまいります。」というものでした。

しかし、このことによるバス停の改善に対する町の取り組み状況が見えないことから、令和3年3月の令和3年第2回定例会において、再度バス通学生の通学環境の整備として同様の一般質問を行いました。

「このことについては、令和2年の第8回定例会で質問し、その前も同様の質問をしておりますが、現在まで何の進展も見られませんので、再度町長の考えをお尋ねします。」というもので、「義務教育を終え、将来の夢と目的に向かって突き進む第一歩として、天草市内へのバス通学生がおられます。その数は、令和2年11月20日現在、概数34人程度で、町内31カ所の停留所のうち利用されているのは12カ所のように

すが、大部分の停留所は、雨風をしのぐ物も照明もありません。冬の寒い早朝に背中を丸めてバスを待つ姿も見られます。このような状況を放置することなく、教育振興の立場からバス通学生の通学環境を守るべきという観点で町長の考えをお聞きしていましたが、町長の回答は、バス通学生に限らず、町民全体の利活用を視野に入れた幅広い見地からの考えのようでした。バス通学生の環境を守る教育の振興に止まらず、高齢化が進む本町の住民にとってはとってはとってもありがたい取り組みです。

さらに、島原半島のバス停は、地区の特長を生かしたキャラクターの停留所が見受けられ、地域のPRに大きく貢献しているとお伝えし、バスの利用状況の資料等もお持ちのようでございますので、1日も早い取り組みを期待します。」と質問しました。

この時、町長からは、「バス停の整備については、バス通学生のみではなく、バスの利用者への環境改善のため整備の検討を進めてまいります。

現在、バスの利用状況についての資料をバス事業者から提供いただきましたので、バス停の土地の状況等を調査し、バス路線において国道の歩道外で設置できる箇所等の検討を行っております。今後、利用状況及び土地の状況等の調査終了後に、年度計画を立て振興計画に反映させてまいります。が、なるだけ時間をかけないでやろうと考えております。」という、令和2年第8回定例会よりも前向きな考えをお示しいただきました。このことに対する現在の進捗状況をお尋ねします。

質問事項2、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（一）人口減少対策。

国立社会保障人口問題研究所の推計では、2015年、平成27年の国勢調査で、7,700人であった本町の総人口は、今後の見通しとして、2040年で約5,000人、2060年で約3,300人と予測されているようです。しかし、町の人口ビジョンの将来の方向性として、国の長期ビジョンによる国の人口増加率を本町の総人口に推移させた場合として約4,000人程度を推測されています。振興計画では、このことについて具体的な記述はありませんが、四つの基本的視点を踏まえ、戦略等により人口減少対策を進めていくとし、5,500人程度の人口の定住化を目指すとの記述があります。減少の一途をたどる我が町の人口減少対策として、私も議会の中で、給食費の無料化による子育て環境の一層の充実や、学園都市構想の実現により、地元若人の町外への転出抑制と転入者の増大をもくろむことなどの提起をしてきましたが、四つの基本的視点を踏まえた戦略などとは具体的にどのような戦略なのでしょう。

茶北町の人口は、2015年平成27年の国勢調査で7,739人。これに対して、2021年令和3年10月末の住民登録人口数は6,767人です。この6年間で972人の減少があり、これを単純に1年当たりの数値に置き換えれば、1年間では162人が減少していることとなります。

関連して、15歳から64歳までの生産年齢人口の推移は、国勢調査によれば、2005年と2015年の10年間で比較した場合、2005年が4,914人で総人口の55%、2015年が3,932人で50%に落ち込んでいます。

国勢調査は、単に住民の生活人数を調査するだけのものではないと考えます。この国勢調査の集計人口の結果によって、苓北町が早急に具体的に取り組まなければならない課題が見えてくるのではないのでしょうか。これまでの国勢調査の結果を検証されたことはあるのでしょうか。検証されたとすればその結果をお知らせください。

企業の誘致は平成7年12月に九州電力火力発電所1号機が、同15年6月に2号機が営業を開始しておられます。熊本県内の70%のエネルギーの供給ができる大規模産業施設が立地し、運転のために常時300人から400人の従事者を要しておられるようです。ところで、同じ誘致企業として昭和45年7月に坂瀬川地区で九州旭シームレスの起工式が行われております。その後、社名変更されていたキューアサが営業を閉鎖され、令和4年5月には跡地の整理も終了されるとの情報もあります。

町も行政組織の中に企業誘致対策室を設けてこれへの対応をなされておりますが、マグロの養殖の情報しか伝わってきておりません。このマグロ養殖も、マグロの養殖という言葉は幾度もなく聞いておりますが、本当に苓北町に養殖企業として進出していただけるのか等の踏み込んだ内容はほとんど聞くことができていないのは私だけなのでしょうか。さらに、このマグロ養殖に関連しては、志岐漁港海岸道路の整備が進められていますが、幅員や現道への取り付けの状況は大型車両の通行が考えられる産業道路として適切なのですか。

企業の誘致は、日本経済の動向や交通インフラ等、もろもろの多様な条件の整備が求められる中での施策であり、小規模自治体が単独でこのことに成果を出すのは厳しいとは考えますが、苓北町の永続的な発展には、町内の若者を引き留める施策を検証し、なお一層の産業の振興が求められます。厳しい状況にあってもマグロ養殖に限定せず、多様なあらゆる分野の企業の誘致を模索すべきと考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、要介護者の現状についてでございます。令和3年10月31日現在で65歳以上で要支援1から要介護5までの要介護認定者は、総数516名となっております。

居住形態の内訳といたしましては、独居の方が69名、高齢者のみ世帯の方が52名、高齢者以外の方と同居の方が164名、福祉施設入所並びに入院なさっている方が231名となっております。この中で、家族の介護が発生いたします高齢者のみ世帯の方が52名と高齢者以外の方と同居の方が164名いらっしゃいます。合わせました216

名の方のうち、51名の方々が相談等を通じて困られているとつかんでおります。

また、これらの実情把握のための介護保険の相談窓口になっております「地域包括支援センター」への相談件数であります。令和3年10月31日現在で269件でございます。相談後の対策といたしましては、主なものといたしまして、介護保険の申請に至った方が48件、総合事業の申請に至った方が11件、医療機関と連携し入院に至った方が45件となっております。

また、相談から対応措置までの流れであります。家族等の方々や民生委員等の方々から相談を受けましたら、本人から聞き取り調査を行います。要介護認定を受けている方は、担当のケアマネージャーからも状況を把握し、確認し、介護保険施設の空床状況もその都度確認し、受けられる介護保険サービス調整を行っています。福祉施設や医療機関の都合もありますので、おおむね1週間程度で利用ができるように対応いたしております。

また、緊急時には、苓北町の任意事業であります一時的に施設に入所できますショートステイ事業の「生活管理指導短期宿泊事業」で対応をいたしているところであります。

次に、町道財の尾2号支線の路面状況につきましては、現地調査により把握しており、補修事業はご指摘のとおり、なるだけ早くやるべきだと考えております。このことにつきましては、舗装の個別施設計画に登載をさせていただきまして、今後、同計画により舗装打ち換え工事を実施する予定でございます。来年には実行できるように予算編成に取り組んでまいります。

次に、3点目の子宮頸がん予防への対応についてのご質問であります。国におかれましては、子宮頸がんの原因となるウイルスへの感染を防ぐためのワクチンが開発されたことにより、2013年に小学6年生から高校1年生相当の女性が無料で接種できる「定期接種」となりましたが、接種後に全身の痛みなど様々な症状の報告が相次ぎ、国は、無料の接種は続けるものの、自治体が通知などで接種を勧める「積極的勧奨」は中止をしておりました。

中止から8年が経過した今年、11月26日に厚生労働省は、積極的な接種勧奨を来年4月から再開することを決定いたしました。そこで、対象者である小学6年生から高校1年生相当の女性に対し、予診票を送付してお知らせを行います。

ご質問の件でございますが、勧奨を中止した8年の間に、無料接種の対象年齢を超えられた方は261名、来年接種の対象者は142名でございます。

また、ワクチン接種の副反応につきましては、国の専門部会で協議をなされ、厚生労働省でワクチンによる症状等を考慮された結果、国の積極的勧奨につながっているものであり、町といたしましては、8年前と状況が変わったということが認められません。この積極的勧奨再開を疑問に思っているところでございます。そういう中で、子宮頸が

んワクチン接種については、保健師とよくご相談をさせていただき、十分注意しながら自分で納得をして受けていただきたいと、私はもっと国にですね、県を通してこの点についての具体的にその再開をした、どういうところが改善されたから再開をしたかというのを聞いて、その中でまた改めて考え方が出てくるのではないかと。今のところお知らせをするのみ、そのお知らせの中にですね、保健師とよく相談をしてから決めて打っていただきたいと、そういうことで進めていきたいと考えております。

次に、「民間作業道の工事残土による影響」についてのご質問でありました。

この工事残土は、発電所送電線鉄塔の維持管理用作業道の残土で、九州電力グループ会社において近隣住民の安全管理を考慮された中で施工されていると理解をしております。近隣住民の生活に支障等があると考えられる場合や相談があった場合は、町といたしましても一緒に現地を確認し、九州電力グループ会社に対応をさせていただいております。

ご質問の箇所の現地確認をいたしましたところ、民地にトン袋を積み上げて残土処理をされており、現在は残土処理も終わり平地になっております。今後、送電線の張り替えに係る作業場として利用されるということですので、安全性等については、今後、九州電力グループ会社と協議をしまいたいと考えております。

なお、送電線工事終了後には、現状復旧が行われる予定だと聞いております。

3点目のバス通学生等への安全対策についてであります。

バス停の整備につきましては、本年3月議会において浜口議員にお答えしたとおり、今年度において検討を進めております。

進捗状況といたしましては、富岡から本渡間での町内のバス停において、両サイドとも建て屋等がないところが3カ所あります。その内、利用状況と照らし合わせますと、まずは、苓北郵便局前の役場前バス停に建て屋の整備をする必要があると考えますので、令和4年度予算で1カ所分の計上を予定しております。

なお、設置については、民地をお願いすることになりますので、所有者の方のご理解ご協力を得られるようにしっかりとお願いをしていく必要がございます。

次に、人口減少対策の具体的戦略についてであります。町では、最上位の計画である、「苓北町第7次振興計画」を策定しておりますが、この振興計画を基本とし、また、国の地方創生及び熊本県の総合戦略も勘案しながら、令和2年度から令和6年度までの「第2期苓北町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しております。

この総合戦略を達成するためのそれぞれの具体的な構想について、大きな4つの基本目標を掲げ、その目標を達成するための25の施策を設定し、その施策ごとに具体的な事業を推進しております。

まず1つ目の基本目標である「苓北町にしごとをつくり、安心して働けるようにする」

では、当然、①に、企業誘致、雇用先の確保であります。また、当然、②に、職場の創出であります。③に、農林水産業における法人・新規就業者の増加促進、④には、商鉦工業の振興の4つの施策を考えております。

2つ目の基本目標である「苓北町とのつながりを築き、苓北町への新しい人の流れをつくる」では、①に、観光資源を活かした魅力ある地域づくりの推進、②に、地域間交流の推進と関係人口の創出・拡大、③に、天草～長崎航路の運航維持、④に、移住・定住の促進と空き家対策、⑤に、定住促進のための支援施策の充実の5つの施策を。

3つ目の基本目標である「町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、①に、子育て支援の充実、②に、学校教育の充実、③に、結婚希望者への婚活支援の3つの施策を展開いたします。

4つ目の基本目標である「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」では、①に、町内交通政策の充実、②に、地区振興会・まちづくり協議会設立による地域コミュニティの活性化、③に、ふるさと介護の取り組み、④に、高齢化社会に向けた高齢者の活動推進、⑤に、障がい者への支援の充実により、安心なくらしを守る。⑥に、特定健診・特定保健指導等の受診率・実施率の向上、⑦に、食生活の改善による健康づくり、⑧に、交通安全の充実、⑨に、消防・防災の充実、⑩に、あらゆる分野における女性の活躍促進、⑪に、みんなで進める協働のまちづくり、⑫に、上下水道等のインフラ整備による移住者等への良好な住環境の提供、⑬に、高齢者等のごみ出し支援の13の施策を合わせた25の施策を推進してまいります。

このことにとって一番重要なのは、やはり働く場所をつくって定住を進めていただく。そして、誘致をした企業につきましては、町も誘致企業としてしっかり支援をしていく、そういう考えであります。その最大の企業が九州電力、そして九州電力グループ、そして、そこで働いておられる方をしっかり支えていく。そういうことが大事ではないかと考えておりますし、ただいまご指摘のあったキューアサの跡地にですね、私もこの予算編成等終わって時間を見つけてですね、旭化成の幹部の方にお会いをして、何とか跡地利用の活用方法はないのか、そのことについてお願いをしてまいりたいと考えているところでもございます。

そういうことを積み重ねていながらですね、まずは雇用が安定し、結婚を進めていただいて、そして、そこでお子さんを産んでいただく。こういうことがですね、できてくれば、今減少がですね、激しい人口、これを少しでも減少傾向をですね、和らげていくことに役立っていくのではないかと考えております。

次に、国勢調査の結果の検証についてであります。令和2年の国勢調査の人口の確定値が11月30日に公表されました。平成27年の7,739人と比べまして、625名減の7,114人となっております。国勢調査の検証につきましては、確定値が出

ましたので、今後、具体的な分析等を行ってまいりたいと考えております。

私は、町長就任時に国等に幾度となく「少子化は国を滅ぼす」と提言をして少子化対策にですね、積極的にやっていただきたいということを何度もお願いをしてまいりましたが、やっと国もその重点課題だと認識をしていただいたところでもあります。遅きに失ってしまったけれども、しかし、このことは諦めてはいけないわけでございます。まだ人口が減っていきますと、一説には、もう既に2、30年後には8,000万人になるという説もあります。これはやはり人口の状態がですね、正常でないとその地域も活性化が難しい、そして、国もなかなか今までどおりの国の勢いにはなっていないと考えているところでもありますので、遅咲きではありますが、国が少子化対策に力を入れ始められたということは歓迎し、我々のところにもそれが実施されるように、このことについても実行を果たしていかなければならないと考えているところでもあります。

町の出生数も平成27年は43名でしたが、令和2年には28人と一段と減少傾向にあります。先ほどご説明をいたしました、3つ目の基本目標である「町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」施策による子育て支援の充実、学校教育の充実、結婚希望者への婚活支援の3つの施策の成果が出ますよう、今後がんばってまいりたいと考えているところでございます。

次に、「志岐漁港臨港道路の幅員や現道への取り付けの状況は、産業道路として適切なのか」についてであります。ここの道路をつくるにあたりましては、今ご指摘がありましたように、マグロの養殖事業者がですね、ぜひやらせていただきたいということで申し出がありましたので、漁協とも相談いたしまして、その場所を調査もしていただきました。調査をした結果、適当であるというご判断をいただき、我々としても話が前に進んだということで期待をもったわけでございます。しかし、状況としましては、ご承知のとおり、国際的なクロマグロの漁獲規制が起りまして、諸々ですね、規制が起りまして、その中で国もですね、要するに、養殖を全て完全養殖じゃないと新しい生けすは認められないという法律ができました。いわゆる、もう完全養殖の卵から、その卵からかえったやつしか養殖は認めないということでありまして、これについて、数年事業者の方は研究なさっておりましたが、卵から孵化するのは90%以上の確立になったわけでございますけれど、その稚魚から要するにヨコワ程度まで育つまでがまだ1桁だと、なかなかこれ商売にあわないというような形で、その会社は日本一のマグロを扱う会社であります、マグロを扱う量が減ってきて、その間に、マグロの代わりにノルウェーを中心にシャケを大量に輸入する事業が今主になってまいりました。ただ、この2、3日の報道でですね、また、これ我々にとっては非常に悪い状況でありますけれども、本マグロの漁獲をですね、太平洋では15%増やすと、ということは、天然の本マグロを捕っていいということですね。今までより15%、ということは、養殖がますます

す必要じゃなくなってくる。そういう世界の情勢にですね、翻弄されながらきたわけでございます。

それと、その時に聞きました、産業道路のトラック、これはですね、あんまり大きいものを想定しておられませんでした。通常のトラックでやるということでありました。

それともう1つは、あそこは北風がものすごく強いところでもございます。そういった意味で、これは防災・減災道路だという位置づけでですね、国にも理解をしていただきまして、作業が進み、今は橋がかかりまして、間もなく完成というところに至っているわけですが、もしマグロ事業者が来てくれても活用はできる。そして、あとは志岐が志岐川で分断されておりましたので、それが浜の町から明神山、紺屋町まですんなりと結べる立派な道路ができあがりしました。

そういった意味でですね、この世界の情勢の中でマグロ業者が相当悩んでおられた中で、まだ実現してないのは、私も心苦しく思っておりますが、これとあわせて、ほかの誘致もですね。また、九州電力も新たなCO2削減に向けた2030年、2050年に対するいろんな事業を始められるということもございます。そういったところの事業にもですね、我々どなたか起業をしていただければありがたいなど、九州電力等からよく我々も情報を取りたいと考えているところでもございます。

次に、「町内の若者を引き留める政策の検証となお一層の産業の振興」についてであります。

町内の高校生・大学生等の進学後の地元就職につきましては、国勢調査での生産年齢人口（15歳～64歳）の推移を見ますと、平成27年の3,932人と比べ、635人の減少であります。3,297名となっており、特に、若い方の地元就職は少ないようでございます。

議員ご提案のとおり、若い方が就職できるような、多様な分野の企業誘致を模索すべきだと考えておりますので、新たな業種の企業誘致についても研究をしてみたいと思っておりますが、先ほど介護の質問が出ました。苓北町は、その点ですね、非常に介護にたけた事業を長年やっておられる方が多いでございます。そういった意味で、ぜひですね、外に出ていかれないようなこのことをですね、介護事業者の方とも相談しながらやっていきたいと。ただし、やはり若い方々は選択をなさいます。その選択をなさるということがやはり都会志向であると、そういうことの中で、我々がいかにその方たちを食い止められるか。例えば、奨学金などでも、皆さん、議会の意見もありましたので、幅広く今度は業種を広げてですね、奨学金の返還についてのことをですね、免除するとか、引き延ばすとかいうことをやっております。ただ、若い方にはなかなかそういうことは通用しないようでございますので、介護職については、今度は逆に言ったら、介護を広げたらいいかっていっても、今度は介護で働く人がいない。そういう状況で、今外国人の

方が来ておられます。非常に残念なことではありますが、その外国人の方にも早く苓北町に慣れていただきまして、苓北町民としてですね、頑張っていたいただければと思っておりますが、苓北町民の方がなるだけ地域にある職業を選択していただけるように我々も事業者とよく相談してですね、外に出て行かれないような工夫ができないものかなと、これは悩みでございます、今のところ。

そういうところの中で、ご指摘があったように、多種多様で苓北町に来てもいいという方、企業をですね、探していく。そのためには、今、起業人とか地域おこし協力隊とかいらっしゃいます。その方たちの仕事ぶりにもお手伝いをしていただきながらですね、我々も新しい企業、ここに育てたいという思いの中で頑張っていきたいと思っております。

浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 人口減少対策についてですが、町長は幾度となく少子化は国を減ぼすということをですね、就任以来言い続けていると。やっとな国が動き出したからという今お話がありました、長い町長在任の期間の中でいろいろ、国は国、町は町のやり方ちゅうものを研究しておられるかというふうに思いますので、ぜひ、そのことを苓北町で実践してほしいというふうに思います。

また、企業誘致については、菊陽町に半導体工場ができた。これは中国の企業とソニーグループ等が半導体の生産工場を誘致するというこのようです。それで初期投資額が8,000億円、新規雇用が1,500人の見込みのようです。現在、2021年ですが、来年2022年に着工して、2024年末までには生産を開始するとのこのようです。菊陽町と苓北町の違いは一般的に言えば、まず交通インフラの違いがあるのではないかと思います。今日、先ほど別の議員の中で、町長の話もありましたように、熊本天草の高規格道路、それから、また別の議員が言われた、天草から長崎へのインフラ整備、そういうものを含めたところをですね、進めていくべきだろうと思います。

先ほど、当初質問で言いましたように、企業の誘致は日本経済の動向、インフラ等々の多様な条件の整備が必要ですので、苓北町7,000人ではもちろん頑張ってもらわなければならないわけですが、それだけではなかなか厳しい状況があらうかというふうに思いますが、ぜひ人口減少に歯止めをかけてほしいと思います。

それから、質問の中に学園都市構想の問題をしました。このことについてもこれまで幾度となく町長に質問しております。町長の考えもまんざらでもない。特に天草市が新馬場市長に代わられてから、天草市は天草市独自の何かプロジェクトチームをつくって対応するということまでいっているのかどうか分かりませんが、検証してみたいということでした。今日もまたちょっと触れましたけども、そのことについてはいかがお

考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私もその構想については、非常に魅力的だと思っております。ただ実現方をどう対策をしていくかですね、これが非常に問題があると思っているところでは。苓北町には、天草には1つも大学がないと言っていますが、立派な大学院があります。熊本の方は知られないでしょうけど、九州大学の理学部の臨海実験所、これはもう歴史が昭和の初めからですから、そして、大学院として教授も助教授も准教授も揃った中で、外国人を受け入れて海洋研究を進めておられます。そういうことをうまく活用しながら何かできないかなと思っているんですが、やはりそこにはですね、先生が来てくれるのかどうかという、やっぱりだからそういった意味では交通インフラをしっかりと保たなければならない。だから、熊本天草の幹線道路も今までとは見違えるほど早く進展しておりますが、来年、再来年の話ではありません、できあがるのは。時間がかかります。そして、長崎の高速艇は、やっぱり安定しないということもあります。やはりやるなら熊本県、長崎県、長崎市、天草市の協力もいただいて、金銭的にもですね、いただいた中でフェリーを運航させる。これは来年、ちょうど長崎新幹線が開通するんですね。長崎新幹線は、フル規格では今のところ残念ながらいいわけでは。佐賀県が金を出さないって言うておられますので、2時間で今特急通っていますが、これが1時間20分になります、来年から。フル規格になると45分で長崎と博多駅を結ぶわけですね。そうすれば、十分ですね、それに対応する人も集まりやすい。そして、幸いにも船の運営協議会を持ってあります。熊本県、長崎県、長崎市、苓北町、天草市が入った運営協議会の中で、来年度予算も付けてもですね、皆さんの意見も聞いた上で、どういふふうになるのか。それぞれが出し合ってもという話になったときには、また議会にもご相談したいと思っております。

そういうことで、交通インフラをしっかりと、先生たちをしっかりと確保できる。そして、生徒にもこの天草の魅力をきちっと訴えられるようなことができればですね、高校、大学、大学院とつながっていきますので、そういう状況が作れるのではないかと。ただ、なかなかそこまで至るまでの具体的な考えがですね、まだ浮かんでこないんで、ぜひ皆さん方からの知恵もいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） バス停についてですが、只今の町長の回答の中では、郵便局の前に1カ所考えているということのようですが、金額は幾らぐらいなのでしょう。

それからですね、郵便局の前は比較的、これも言い方悪い、質問しながらそういうことを言うのは適当ではないかもしれませんが、郵便局の前は玄関スロープがあつて

ですね、あそこで雨と風はよけようと思えばよけられます。そして、それができないのがですね、富岡1丁目です。富岡1丁目の旧長井、今は事務所はちょっとずれていますけども、三差路のところですね。は、近所に家はあるんですけども、とても雨を避けるというような場所はありません。それで、びしっとした一式じゃなくてもですね、それとシープルの前も天井はありますけども横がありません。それで、そこら辺は状況を見て、1個丸々一式つくる分と、天井を付ける分と、あるいは横を付ける分と、そういうものはですね、ずっと区分けして対応すべきじゃないかと思います。だから、この1カ所がまず幾らぐらいかかるのかということと、そういう部分的でもいいから補強するという形をしてほしい。現状はですね、何カ所かの停留所ではですね、その停留所のそばに車がワゴン車とか何か止まるとるわけですね。それでようと見ると、中に人が乗っていると。運転する人がおって、バスがくればその中から子どもさんが降りて行ってバスに乗り換えるという状況があります。先ほど説明がありましたように、福田課長は十分認識しておられると思いますけども、そういうことをすればですね、先ほど、それは保護者の人として当然だという話も出ましたが、今はですね、昔はお父さんが頑張って、これセクハラとか何とかじゃなくてですよ、お父さんが頑張って、お母さんは家事をされとったとすれば、当然、そのお母さんはその子どもさんの相手をする事ができる。しかし、今はお父さんもお母さんも共働きなんですよ。が多いですね。そういうことになってくるとですね、会社を休んでその子どもさんのバスが早朝来るのをですね、待たなければならないということもありますので、そこら辺はぜひ前向きに対応してほしいと思います。

それから、作業道の件ですが、これ熱海の事例を挙げるわけではありませんけども、状況は若干違いますが、熱海の場合も、年柄も場合もですね、現場に行かれたということですけども、ブルドーザーで押した後、バックフォアで掘った後、その支障木及び石はそのまま既設の山に投げつけてあるのか、自然に転んでいったのか、そこまで確認できませんが、その山の中に人の頭ぐらい、あるいは人の体ぐらいの石がですね、点々と落ちています。熱海の場合と、何万 m^3 もの土砂が、何十年もかかって溜めた土砂が一気に流れ落ちたということですので、それとは条件はかなり違いますけども、相手が自然ですね。自然にはやっぱり我々の想像を絶する力を秘めています。自然は。そういった意味があればですね、特に近年は線状降水帯ですか、そういうものもあるようですので、ぜひそういう分には注視をしていただいて、特にここら辺が土木の担当になるのか、総務課の担当になるのかわかりませんが、現状を注視してもらいたい、注視は取りやめじゃなくてですね、注意深く観察してほしいというふうに思います。

それから、要介護者の現状ということで、その在宅介護とか、居宅介護とかいろいろ言葉があって、そういう言葉に触れない介護を必要とする人があつとじゃなかですかね。

そういう保険の在宅介護とか何とかというのは、いろんな行政用語じゃないかと思うわけですよ。その行政用語に係らない介護を必要とする人の実態をやっぱり調査すべきではないかと思うわけです。そういう方々がもしあればどなたが介護されているのか、先ほどのヤングケアラーの方が頑張っておられるのか、それとも、その対象者よりもさらに年上の、例えば、おばあさんに介護が必要とすればおじいさんがされているのか。そこら辺も十分実態を調査していただいて、その方々にどういう行政としてお手伝いができるのかも検討してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 浜口議員のご質問の順番にということで、まず、バス停のほうからお答えをさせていただきます。

バス停の予算につきましては、令和4年度1カ所を予定しておりますが、金額としては設置費込みで100万円を計上を予定しております。

また、1丁目ということで場所的に挙げられたわけでございますけれども、町内に上り下り、片側しかないところもございますが、バス停がですね。合わせて28カ所、こちらのほうで拾いまして、両方とも建て屋がないところは3カ所ございます。まずはその両側、ないところに片側でも整備したいという中で、役場前、郵便局のところですね、を予定させていただいたところでございます。

ご指摘のあった、例えば、屋根だけであるとか、横の風防だけですね、そういった部分の対象についてはですね、柔軟に対応させていただきたいということで、今後検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 鉄塔の工事に関わります民間工事の作業道の後の議員からご指摘がありました大きな石と雑木に関しましては、町道担当であります土木管理課と九州電力関係の工事の関係であります企画政策課で現場を確認をいたしました。ご指摘のとおり、雑木があつて幾つかの場所に氾濫をしております。石に関しても若干大きな石が民地の中にあります。その部分は、工事を請け負っている会社と再度ですね、協議をして、安全性を再度確認をしたいと思いますが、現地を見た限りでは、町道までの距離がありますので、今のところは危なくはないと思いますが、先ほど答弁したとおり、再度現地で業者さんと確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 先ほどのご質問の件ですけど、確かに、介護保険の認定を受けてられない高齢者の方、そのことですけど、実はこちらとしても65歳以上の独居の高齢者の方に対しましては、介護認定を受けておられない方とか、病院に長く入

院している方を引いた残りの方で訪問の予定に今年度中は数に入れておりますので、その方の生活の状況は把握ができると思います。

同じように、70歳以上の高齢者世帯についても、介護の認定を受けてない方で訪問が必要な方というのを抽出をしておりますので、その方々につきましても毎年度訪問を行って生活の状態の把握は行っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、鉄塔の作業道の件ですね、何回も言いますように、熱海のように大規模なものではないと。しかし、自然の力には勝てない部分がありますので、安易な取り組み、大丈夫だと思うと。多分、この熱海もですね、大丈夫だと思うということじゃなかったんですか。ですね、あそこはじゃかったか、あそこは行政指導が入りよったか、それを無視したっですか。だけん、そういうことの中であれだけの大きな災害が起きたわけですので、今度の年柄の部分についても石ころはあったけどもあれは大丈夫だと思ったということからですね、どうしますか、もし人が通ったときに、その石が人に当たって、最悪の事態になったときには、役場課長さんはよかて言わしたばってんって言わんばんごてなってきましたので、ぜひですね、完璧な体制をしてほしいと思います。

それから、バス路線ですが、ぜひ1カ所100万円とすれば、1回、課長に、尾脇課長じゃなくて、前の課長さんでしたかね、ちょっと忘れちゃったけれども、パンフレットをですね、システム式、システムといいますか、パックになっているようなものをですね、お見せしたことがあります。お見せしたというよりも、そのカタログはお渡ししました。その時は、確か1個当たり設置費ともで60万円ぐらいだったというふうに思いますけれども、詳細は、また現場の状況はですね、カタログとは違う状況も出てこようかと思っておりますので、よくつかめませんが、そういうものを利用して、そうすれば地元業者が使われないようになるからということもまた出てこようかと思っておりますけれども、まずはやっぱり通学される子どもさん、その保護者の方の利便性と安全性を図るような取り組みをしてください。

○議長（錦戸俊春君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時07分

令和3年12月10日（金）

（第3日目）

令和3年第7回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和3年第7回苓北町議会定例会は、令和3年12月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則
監査委員	登本 玄一		

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 8 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 2 | 報告第 9 号 | 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告
について（委員長報告） |
| 日程第 3 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 9 号 | 令和 3 年度荅北町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 4 | 議案第 6 3 号 | 荅北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 5 | 議案第 6 4 号 | 荅北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい
て |
| 日程第 6 | 議案第 6 5 号 | 令和 3 年度荅北町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 7 | 議案第 6 6 号 | 令和 3 年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 7 号 | 令和 3 年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 8 号 | 令和 3 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 9 号 | 令和 3 年度荅北町水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 0 号 | 令和 3 年度荅北町下水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 1 号 | 令和 3 年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計
補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 2 号 | 荅北町温泉プールの指定管理者の指定について |
| 日程第 1 4 | 発議第 1 1 号 | 荅北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定
について |
| 日程第 1 5 | | 陳情等文書表について |
| 日程第 1 6 | | 閉会中の継続審査（調査）の件 |

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

日程第1の議事に入ります前に、野崎監査委員も監査委員席に着席をお願いします。

-----○-----

日程第1 報告第8号 定期監査の結果報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、報告第8号、令和3年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

令和3年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

定期監査の結果公表書について、説明をお願いします。

登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

このたび、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度の定期監査を10月20日から10月29日までの間にわたり実施をいたしました。

定期監査の実施方法については、事務監査と現地調査の両面から実施し、本年度も例年同様に役場庁舎内の整理整頓がなされているかも監査の対象といたしました。

定期監査を実施しました結果は、何ら法令に違反するような事例は見受けられず、関係諸帳簿、帳票などはよく整理されておりまして、計数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。

皆様のお手元に令和3年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、その18ページ及び19ページに地方自治法第199条第10項による監査意見及び各課の検討、改善を要する事項についても軽微な指摘を含めまして記載していますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号、令和3年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には、長期間の定期監査、大変ご苦勞さまでした。
ご退席いただいて結構でございます。

-----○-----

日程第2 報告第9号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、報告第9号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告についてを議題といたします。

所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告書の提出がっておりますので、お手元に配付しております。

建設経済環境常任委員長に報告を求めます。

松本建設経済環境常任委員長。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君） おはようございます。建設経済環境常任委員長の松本良人でございます。建設経済環境常任委員会調査の結果についてご報告をいたします。

なお、先に配付しております調査報告書の朗読により、ご報告をさせていただきます。

令和3年11月16日。苓北町議会議長 錦戸俊春様。

建設経済環境常任委員会委員長 松本良人。

建設経済環境常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。一、調査事件名。

所管事務についての調査。

二、調査の経過。

（一）8月豪雨における都呂々木場地区被災状況調査。

（1）調査日 令和3年9月30日（木）。

（2）調査箇所 都呂々木場地区町道涼松線他災害発生現場。

（3）出席委員。

松本良人委員長、山口利生副委員長、石田みどり委員、浜口雅英委員、倉田明委員、錦戸俊春委員。

（4）委員以外の出席。

錦戸俊春議長。

（5）執行部出席。

土木管理課、汐崎正喜課長、酒井孝主幹、野口元主事、農林水産課、宮崎良成課長、松井徹也課長補佐、石丸大智主事、水道環境課、田尻悟課長、時田健一課長補佐、小野

聖史参事。

(6) 委員会書記。

議会事務局、龍岡学事務局長、田中めぐみ主幹。

(7) 調査の方法等。

8月の豪雨により、集中的に被災を受けた都呂々木場地区の災害発生現場において、担当課の説明を受け現地の状況確認・調査を行い、帰庁後、担当課を交え総括を行った。

(8) 調査における意見・要望事項等。

町道、林道等の路肩や法面の崩壊、河川護岸の崩壊を始め、農地等多数の被害が発生し、地域住民の生活に多大な支障を来している。早急な復旧を図るとともに、二次災害の防止と安全対策に努められたい。

(二) 町内全域現地調査。

(1) 調査日 令和3年10月8日(金)、10月14日(木)、10月18日(月)

(2) 調査箇所 町内全域(別紙現地調査箇所調書のとおり)

(3) 出席委員。

松本良人委員長、山口利生副委員長、石田みどり委員(10月8日欠席)、浜口雅英委員、倉田明委員(10月14日早退)、錦戸俊春委員。

(4) 委員以外の出席。

錦戸俊春議長。

(5) 委員会書記。

議会事務局、龍岡学事務局長、田中めぐみ主幹。

(6) 調査の方法等。

町内の道路、河川、漁港、港湾、観光施設、農業施設ほか関係個所につき、本委員会において事前に調査内容の検討、協議を行い、委員会書記同行により現地調査を行った。

(7) 調査における意見・要望事項等。

①町道、林道、農道等町管理道路の維持管理不足が見受けられる。事故防止の上からも以下の事項に留意され、早急な対応が必要である。

イ、山間部の道路脇の草木の伐採、側溝の清掃。

ロ、危険箇所等安全対策の徹底。

ハ、舗装路面の破損、陥没、路側の決壊、法面崩壊等補修、落石・崩土の処理及び対策。

ニ、災害発生による孤立化に重要な迂回路となる道路の改修。

②河川の維持管理不足が見受けられる。洪水、土石流の発生、浸水等により人命に関わる影響が大であり、以下の事項に留意され、早急な対応が必要である。

イ、河川護岸の暖竹、竹木の伐採。

ロ、護岸の決壊、被災箇所への調査の実施、財産の保全・安全対策の徹底。

ハ、砂防ダム等に堆積している土砂等の撤去。

③山間部における水田、畑地の荒廃対策の実施（国土保全、洪水対策）に努められたい。

④松くい虫の防除の徹底と被害木の早急な伐採処理に努められたい。

⑤年柄イゲ林土捨て場の適正な管理及び土石流防止のための堰堤等の設置による安全対策の確保が必要である。併せて、新たな公共土捨て場建設の検討を。

⑥富岡北西の自然海岸の景観は素晴らしく、最近サーファーの人気スポットにもなっているが、管理不足が見受けられる。適切な維持管理が必要である。

⑦観光施設や公園、休憩所等において、樹木等が大きくなり眺望を阻害している箇所がある。計画的伐採が必要である。

⑧町道善亀線災害復旧工事の集水用井戸が完成している。本井戸は、地すべり対策上重要な施設であり、管理体制の基準等を作成するなど長期的な対策を講じる必要がある。

⑨畜産糞尿の投棄が行われている箇所があり、環境衛生面からも問題がある。この場所は、再三、問題が発生している箇所であり、指導監督下にあると思われるが、現地を確認され、なお一層の指導体制に努められたい。

⑩今後、施設の老朽化、ライフラインの維持管理、地球温暖化による環境変化、異常気象による被害等、町民への生命と財産を守り引き継ぐためには、多額の財源が必要となる。適切な財政管理が必要である。

以上、調査報告書の朗読を終わりますが、別紙、令和3年度荅北町議会建設経済環境常任委員会現地調査箇所調書については、説明を省略します。

調査の経過の中で申し上げましたが、8月の豪雨における都呂々木場地区被災状況調査と町内全域現地調査の2回の調査を行いました。町内全域現地調査について、補足説明をいたします。

今回、令和3年10月8日、14日、18日の3日間ではございましたが、町内全域の一斉現地調査を行いました。大きな目的は、できるだけ町内を広く見て回り、多くの地域の現状を知ることでした。このことにより、委員長として、全体的に感じたことは、山間部の道路、河川、農地等の荒廃、現存の忘れられた観光施設の放置等が目につきました。特に、町中心部と山間部に行政サービスに大きな隔たりがあると感じ、また、担当課が足を運んでそれぞれの対応をしているのか疑うようなところが多くありました。

今度調査した箇所に限らず、全ての公共施設、関係物件において議会、町執行部と一体となって知恵を出し合いながら町民サイドに立って均衡のとれた行政サービスに努めなければならないと痛感をいたしました。

また、今回の一般質問でも指摘されておりましたけれども、現場を担当する職員の思

考不足が原因の問題箇所、物件が目立ちました。善処されるよう求めます。

以上、報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野崎議員。

○8番（野崎幸洋君） 1点だけお尋ねをいたします。

（7）の調査における意見・要望事項等の中で、⑥番、富岡北西の自然海岸の景観は素晴らしく、近年サーファーの人気スポットにもなっているが、管理不足が見受けられる。適切な維持管理が必要であるということで意見を出されておりますけども、この管理不足というのはどういうのが具体的にあったのか。その1点だけをお尋ねします。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君） この箇所は、富岡の北側の海岸です。当時は、遊歩道とか、あるいは駐車場とかきれいに整備されてですね、ある程度広場もつくってあって、町民の憩いの場、あるいは他の箇所からおいでになっていると磯遊び等もできた箇所がございますけれども、この箇所は全く手がつけられてない。それから、遊歩道等についてももう被災してしまってますね、跡形もなく崩れているというような状況でございます。現在、そういった箇所が多々あります。今、サーファーの方あたりが結構おいでになってですね、にぎわいを見せておるわけですがけれども、今後、そこら辺に大きく対応していただければなということで見えてまいりました。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これで、報告第9号を終わります。

なお、報告書の中にありました、調査における意見・要望事項等については、議長として、大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応の方、よろしくお願いたします。

-----○-----

日程第3 承認第8号 専決処分の承認について

専決第9号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第8号、専決処分の承認について。専決第9号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 専決第9号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度荅北町一般会計補正予算を令和3年11月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種費用、同時流行による医療機関への負荷軽減と重複感染の予防のためのインフルエンザ予防接種の無料化に係る費用、並びに堆肥センターの攪拌機用発電機の故障による借上料の補正でございます。

以上の該当予算について、補正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度荅北町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,363万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億8,964万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、新型コロナウイルスワクチン3回目接種費用、昨年に引き続き実施する、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施するインフルエンザ予防接種の無料化に関わる費用、並びに、堆肥センター攪拌機用発電機の故障による借上料の補正でございます。

主な点について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。歳入です。

款1町税、項1、目2法人は、所得割110万円の増額です。

7ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1、目2衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種費用対応分として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金774万2,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。

項2、目1総務費国庫補助金は、インフルエンザ予防接種の無料化対応分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,280万円の増額。

目3衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン3回目接種対応分として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金198万9,000円の増額です。

9ページをお願いいたします。

歳出です。款4衛生費、項1、目2予防費は、3回目接種費用分として後納郵便代とシステム改修委託料、並びに新型コロナウイルスワクチン接種委託料と合わせて973万1,000円の増額。新型コロナ感染予防対策として実施する、インフルエンザ予防接種無料化の費用として、インフルエンザ予防接種委託料（新型コロナウイルス対策分）1,280万円の増額です。

10ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1、目7堆肥センター管理費は、攪拌機用発電機の故障による発電機借上料110万円の増額です。

以上で、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 6ページの町民税110万円ですが、これは何で今頃あがってきたのかということです。

それと、10ページで、これ堆肥センターの発電機を借り上げられるということですが、これは今堆肥センターもなかなか畜産糞尿も集まりにくい状況であるという、言うならば、この前ちょっと見に行きましたけども、閉店休業のような感じがします。それで、あえてこの借上料を使ってですね、その後、また修繕費が幾らかいるわけでしょう。何百万円か。そういうことを考えると、堆肥センターは一時休館して、その間に発電機を新しい発電機を据え付けると、そういうことはできないのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 6ページの法人町民税の所得割110万円の増加理由でございますが、令和3年度の予算編成にあたりましては、コロナ禍ということで、税収の減ということで見込んでおりました。具体的には、前年度の約6割程度の試算でしておりましたが、実際の税収につきましては、予想したよりも若干上がってきたということで、今回110万円の増額をさせていただいております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 堆肥センターを一時休館して対応できないかというふうなご質問ですけども、現在、堆肥センターには、畜産農家25軒が搬入されております。そのほか、生ごみ、そして下水道汚泥も搬入されております。で、新たなこの発電機を購入するとなりますと受注生産ということで、半年ぐらいかかるというふうなこともございまして、今回はリースで対応するというところで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 堆肥センターの今度新たに付ける場合の予算はどのくらいかかりますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 発電機を新たに購入すると800万円を超えます。今回、補正予算で計上していますのは、発電機に代えて高圧の引き込みをする計画で、それについて500万円別途計上しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは800万円かかるならばですね、その間、営業をやめよということは議論はされませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 営業を停止すると、先ほど申しましたとおり、畜産農家の糞尿を集めることができませんので、それをどのように対応するかというのはなかなか厳しい。先ほど申しましたとおり、それ以外にも生ごみとか、下水道の汚泥を新たに本渡なり、福岡なりに運ばないといけませんので、その経費も新たに発生するという事で、今回は発電機をリースすることで対応したいということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第63号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第63号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第63号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和3年12月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が令和3年8月2日に公布されたことに伴い、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

令和3年苓北町条例第 号。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年苓北町条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、このページの3ページの後ろにございます新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページの後ろにあります、A4の横型の新旧対照表のほうをお願いいたします。

全部で4枚ありまして、4枚目の中の1枚目という意味で4分の1ということしております。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。

まず、4ページ中1枚目のところです。

目次の中に、第54条を加えます。

その下、第5条第2項から第6条までを削除いたします。

次のページをお願いいたします。4ページ中2枚目です。

第38条第2項を削除いたします。

すみません、次の第42条第1項がありまして、4ページ中3枚目のほうをお願いいたします。

ここが第54条ということでございまして、ここに電磁的記録等ということで、第54条を加えております。あわせて、42条第1項3号中及び第4項第1号を加える。その修正をさせていただきます。

補足説明をさせていただきます。

まず、特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所のことを指します。茶北町には、保育所が6カ所ございますので、この分に該当いたします。今回の改正は、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方式による対応も可能である旨を規定をしております。

また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であるという旨を規定をしております。

恐れ入ります、新旧対照表の前の3ページのところにお戻りいただけますでしょうか。附則です。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明をおわらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町内の保育園の運営ということで、直接この条例とは関係ありませんが、お許しをいただきまして質問させていただきますが、聞くところによると、町内の保育園のほうで一応こう建物の更新改修といいたいまいしょうか、そういった話を聞いておりました。その後、どういった経過になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 町内の保育所のほうから1件ですね、更新についてということでお願いがあがっておりましたが、再度その保育所の方々に理事会等を開催されまして、大規模な改修はしないということでお返事をいただいているところであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 一応、電磁的記録とありますけども、ちょっと専門用語的というか、内容がよくわかりませんので、具体的にはどういうことなんですか。パソコンと

か、例えば、そういった電子メール的なものでこの連絡を取ったり、そしてまた記録を取ったりというそういう意味なんでしょうか。具体的に説明をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 今までは規定で書面等が想定されておりました。近年、デジタル化というか、そういう時代の流れもございまして、具体的に言いますと、磁気ディスク、恐らくフロッピーディスクとか、CD-ROM、その他これらに準ずる方法によりということに記載をされているところであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第64号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第64号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第64号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和3年12月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由ですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和4年1月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

荅北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

荅北町国民健康保険条例（昭和34年荅北町条例第57号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります、荅北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

健康保険法施行令によりまして、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額につきましては、現行では40万4,000円とされ、これに産科医療補償制度加算の対象となる出産につきましては、掛金分が加算されることになっておりまして、総額で42万円が支給をされております。

このたび、産科医療補償制度の掛金となります分娩機関がですね、公益財団法人日本医療機能評価機構に納める掛金になりますけども、これが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。しかし、少子化対策としての重要性に鑑み、現在の出産育児一時金等の支給総額42万円につきましては、現状を維持すべきとの専門部会の意見も踏まえまして、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものでございます。産科医療補償制度の掛金におきまして4,000円の減額となりますが、出産育児一時金の支給額におきまして4,000円の増額となりますので、出産育児一時金等の支給総額42万円につきましては、これまでどおりで変更はございません。

条例（案）本文の2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 40万4,000円が40万8,000円というふうに上がるわけですけども、1月1日からということで、今回のこの国保の補正には反映はしないんでしょうか。国保の予算に反映はしないんですか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 総額で42万円予算計上しておりますので、今回、補正の対象にはなりません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。
議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第65号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、普通交付税、国庫支出金の増額等、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の医療機関への接種費用上乗せ分、白木尾台地法面崩壊防止事業、農業用施設、林道施設、河川等の災害復旧に要する費用等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億9,186万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、歳入では、普通交付税、国庫交付金の増額等、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の医療機関への接種費用の上乗せ分、白木尾台地法面崩壊防止事業、農業用施設、林道施設、河川等の災害復旧に要する費用等の補正でございます。

主な点について説明させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。令和4年度から令和6年度までの苓北町温泉プール管理運営事業の指定管理に伴う限度額5,318万1,000円と協定書により発生した額とした債務負担行為の補正です。

6 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。1、追加で、（緊急自然災害防止事業債）農地等緊急自然災害防止対策事業債、（災害復旧事業債）農地等災害復旧事業、（災害復旧事業債）林道施設災害復旧事業、合わせまして5,140万円の追加です。2、変更で、（公共施設等適正管理事業債）漁港施設等長寿命化事業の限度額を10万円減額、（過疎対策事業債）漁村再生交付金事業の限度額を520万円の増額、（臨時財政対策債）臨時財政対策債の限度額を8,119万2,000円の減額、（災害復旧事業債）公共土木施設災害復旧事業の限度額を4,730万円の増額です。

9 ページをお願いいたします。

歳入です。款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、普通交付税の確定により3億1,148万2,000円の増額です。

10 ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1、目1民生費負担金は、補助基本額の変更により医療的ケア児保育支援モデル事業居住自治体負担金7,000円の増額です。

11 ページをお願いいたします。

項2、目2農林水産業費分担金は、神の迫及びイゲ木場農地分の農地等災害復旧費申請者分担金36万5,000円の増額です。

12 ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項2、目4災害復旧手数料は、神の迫及びイゲ木場農地分の農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料6万7,000円の増額です。

13 ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金は、更生医療給付事業国庫負担金から障害児施設給付費国庫負担金まで対象者増により、合わせて1,358万7,000円の増額。繰出金確定により、国保保険基盤安定国庫負担金（保険者支援分）49万5,000円の減額。目2衛生費国庫負担金は、時間外・休日に接種を行った場合の医療機関への接種費用の上乗せ分の支払い対応分として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金688万円の増額。目3災害復旧費国庫負担金は、8月発生20件分、災害復旧費国庫負担金（現年災）9,462万円の増額です。

14 ページをお願いいたします。

項2、目1総務費国庫補助金は、会議録IT化推進事業等の追加及び各事業の精算に

より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 337万7,000円の増額。

目2 民生費国庫補助金は、令和4年度児童手当制度改正対応システム改修により、子ども・子育て支援交付金事業補助金（児童手当制度改正円滑化）として180万4,000円の増額。

目3 衛生費国庫補助金は、集団接種事業の精算により、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金200万円の減額。健診事業のシステム改修のための健診結果等の様式の標準化整備事業補助金、健診情報連携システム整備事業補助金、合わせて262万5,000円の増額。

目6 教育費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する学校保健特別対策事業費国庫補助金25万円の増額です。

15ページをお願いいたします。

項3、目2 民生費国庫委託金は、基礎年金番号通知書再交付申請追加に伴うシステム改修により、国民年金事務委託金33万9,000円の増額です。

16ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項1、目1 民生費県負担金は、対象者増により更生医療給付事業県負担金から障害児施設給付費県負担金まで合わせて679万3,000円の増額。繰出金確定により、国保保険基盤安定県負担金（保険者支援分）から後期高齢者医療保険基盤安定県負担金まで、合わせて231万1,000円の減額です。

17ページをお願いいたします。

項2、目1 総務費県補助金は、額確定のため、土地利用規制等対策交付金6,000円の減額。小中学校トイレ洋式化ほか、新型コロナウイルス感染症対策を実施することに伴う新型コロナウイルス感染症対応総合交付金313万1,000円の増額。

目2 民生費県補助金は、補助基本額の変更により、医療的ケア児保育支援モデル事業県補助金4万1,000円の増額。対象医療費の増により、ひとり親家庭医療費補助金60万円の増額。

目3 衛生費県補助金は、対象用具追加により、特定疾病児童日常生活用具給付県補助金2万9,000円の増額。

目4 農林水産業費県補助金は、現対象者の配偶者就農により、農業次世代人材投資事業県補助金37万5,000円の増額。志岐漁港臨港道路事業費増により、農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）525万円の増額。

目7 教育費県補助金は、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」がオンライン開催となったため12万7,000円の減額。

目8 災害復旧費県補助金は、神の迫農地、イゲ木場農地及び農道分の農地等災害復旧費補助金1,392万円の増額。森林基幹道苓北天草線他2路線の林道施設災害復旧費

補助金1,009万円の増額です。

18ページをお願いいたします。

項3、目1総務費県委託金から目6土木費県委託金までは、委託額確定等により自衛官募集事務委託金から海岸保全区域占用料徴収事務（権限委譲事務）交付金まで合わせまして34万4,000円の増額。

19ページをお願いいたします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、健診個人負担金確定により、健康診査個人負担金から前立腺がん検診個人負担金まで、合わせまして3万8,000円の減額。令和2年度の後期高齢者医療広域連合負担金精算により、還付金（特別会計・療養給付費分）769万7,000円の増額他、合わせまして859万9,000円の増額。

目2過年度収入は、委託金確定により、特別児童扶養手当事務委託金過年度収入1,000円の増額。

目3弁償金は、住民税システム運用誤りによるシステム会社からの弁償金1万3,000円の増額です。

20ページをお願いいたします。

款21町債、項1、目1農林水産業債は、事業確定により、（公共施設等適正管理推進事業債）漁港施設等長寿命化事業10万円の減額。志岐漁港臨港道路事業費増により、（過疎対策事業債）漁村再生交付金事業520万円の増額。

目4臨時財政対策債は、額確定により8,119万2,000円の減額。

目7災害復旧事業債は、8月発生20件分として、（災害復旧事業債）公共土木施設災害復旧事業4,730万円の増額。神の迫農地、イゲ木場農地及び農道分の（災害復旧事業債）農地等災害復旧事業130万円の増額。森林基幹林道苓北天草線他2路線の（災害復旧事業債）林道施設災害復旧事業190万円の増額です。

21ページをお願いします。

歳出です。款1議会費、項1、目1議会費は、社会保険料の改定による共済費（職員）3万円の増額です。

以降、歳出の人件費（給料、職員手当、共済費）の調整につきましては、職員の人事異動、社会保険料改定等によるものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

22ページをお願いいたします。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、今後の財政運営に備えるための財政調整基金、減債基金、学校校舎改築基金合わせまして1億8,914万4,000円の増額です。

目4会計管理費は、コンビニエンスストア収納件数の増により、収納業務委託料24万5,000円の増額。

目5財産管理費は、財源区分の変更です。

23ページをお願いいたします。

目6企画費は、九州産交バス実車走行距離の経常費用単価等の増により391万2,000円の増額。

目8諸費は、自衛隊募集事業、合わせて6万1,000円の増額。

目12庁舎管理費は、電気料86万4,000円の増額。

目13電算システム管理費は、軽自動車税システム改修費の減額。国民年金システム改修費増額。大型プリンター等の機械更新に係る備品購入費増額合わせて19万8,000円の増額。

目14情報化推進費は、職員ノートパソコン修繕料10万円の増額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で実施する会議録IT化推進事業による会議録作成支援システム導入委託料及び関連するマイク等の備品購入費、合わせまして419万8,000円の増額です。

24ページから26ページまでは、人件費のため説明を省略いたします。

27ページをお願いします。

項5、目2指定統計費は、各指定統計の精算により、合わせまして6万3,000円の減額。

28ページをお願いいたします。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金、額確定により108万7,000円の減額。

目2老人福祉費は、敬老会中止により76万1,000円の減額。

目3老人福祉センター費は、給湯器修繕料として24万4,000円の増額です。

29ページをお願いいたします。

温泉配送用ローリータンクのための備品購入費として7万7,000円の増額。新型コロナウイルス感染症拡大防止による入館制限に伴う、苓北町老人福祉センター指定管理者応援事業補助金9万1,000円の増額。

目4介護保険事業費は、介護保険特別会計繰出金、額確定により19万8,000円の減額。

目5後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金、額確定により146万7,000円の減額。

目6障害福祉費は、相談支援事業委託料確定により5万円の減額。障害自立支援介護給付費他対象者増等により、合わせまして2,689万円の増額です。

30ページをお願いいたします。

目7新ふれあい館管理費は、空調機修繕料として3万9,000円の増額です。

31ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費は、令和4年度児童手当制度改正対応システム改修委託料として180万4,000円の増額。補助基本額の変更により、医療的ケア児保育支援モデル事業補助金5万5,000円の増額。対象者の医療費増により、ひとり親家庭等医療費助成130万円の増額です。

32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1、目1保健衛生総務費は、電気式たん吸引器購入のための特定疾病児童日常用具給付費3万9,000円の増額。

目2予防費は、新型コロナウイルスワクチン集団接種実績により、職員時間外手当200万円の減額。休日・時間外接種費用の上乗せにより、新型コロナウイルスワクチン接種委託料688万円の増額。タクシー利用実績により、新型コロナウイルスワクチン接種移送業務委託料151万5,000円の減額。

目3環境衛生費は、下水道特別会計繰出金及び特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金、額確定により、合わせまして150万9,000円の減額。

目5健康増進事業費は、健診案内冊子等の印刷製本費、後納郵便代合わせまして9万2,000円の増額です。

33ページをお願いいたします。

各種検診委託料等額の確定により減額。健診結果等のシステム改修委託料の増により合わせまして459万9,000円の増額です。

34ページをお願いいたします。

項2、目2塵芥処理費は、財源区分の変更です。

35ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1、目3農業振興費は、イノシシ捕獲頭数により、イノシシ駆除謝金108万8,000円の増額。中山間直接支払推進事業の実績により、普通旅費、消耗品費、郵便切手代の組み替え。現対象者の配偶者就農により農業次世代人材投資事業補助金37万5,000円の増額。

目4畜産業費は、畜産共進会、品評会の中止により、郡畜産共進会負担金及び畜産品評会補助金の減額。8月豪雨により水没し、飼料として使用できなくなった稲わらを確保するための粗飼料安定確保対策事業補助金48万円の増額。

目5農地費は、燃料高騰により、公用車燃料費5万円の増額。白木尾台地法面崩壊防止工事請負費4,830万円の増額。唐干田地区及び鶴地区の小規模土地改良事業補助金30万円の増額です。

36ページをお願いいたします。

都呂々大場地区農地等小災害復旧事業補助金10万円の増額。

目6 農業経営基盤強化促進対策事業費は、農地貸し借りの新規増により、農地有効利用補助金（単独分）84万1,000円の増額。

目7 堆肥センター管理費は、燃料費高騰等により、燃料費16万6,000円の増額。堆肥センター受電設備改修及び重機等修繕料570万円の増額です。

37ページをお願いします。

項3、目2 漁港管理費は、財源区分の変更。

目3 漁港建設費は、志岐漁港臨港道路事業費増により、工事請負費（補助）1,050万円の増額です。

38ページをお願いいたします。

款6 商工費、項1、目2 商工業振興費は、9月の飲食店等の時短要請期間が当初の9月12日から9月30日までに延長されたため、飲食店等営業時間短縮要請協力負担金100万9,000円の増額。利子補給の新規1件分として、苓北町中小企業振興資金利子補給補助金4万円の増額。

目3 観光費は、大雨による海水浴場監視員勤務日数減により、労務作業員報酬10万8,000円及び労務作業員の費用弁償3万9,000円の減額。天草れいほくペーロン大会及び長崎ペーロン大会中止により、報償費4万6,000円の減額。観光施設の除草作業燃料費2万円及びトイレのし尿汲み取り料3万1,000円の増額。天草れいほくペーロン大会の中止により、ペーロン船格納庫等管理委託料8万2,000円の減額。地域活性化起業人事業業務委託料から、次のページのあまくさ苓北観光協会補助金へ観光協会ホームページ構築に伴う広告料として25万円の減額に組み替え。

39ページをお願いいたします。

地域活性化起業人事業業務委託料から組み替えた25万円とおっばい岩モニュメント柱修理40万円を合わせまして、あまくさ苓北観光協会補助金65万円の増額。つつじ祭り及び天竺西遊記登山中止により、木場みどりの会補助金18万円の減額。長崎及び唐津ペーロン大会中止により、苓北町ペーロン協会補助金122万円の減額。事業費の確定により、宿泊事業者支援金6万2,000円の減額。

目4 温泉センター管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入館制限に伴う4月から9月までの減収補てんに係る温泉センター指定管理料455万4,000円の増額。

目5 富岡城公園管理費は、高麗門横法面に矢来垣を設置するための修繕料38万5,000円の増額です。

40ページをお願いいたします。

款7 土木費、目2 やまびこ活動費は、4行政区からの追加要望分として120万円の増額です。

41ページをお願いいたします。

項2、目2道路維持費は、町道尾越線をはじめ8路線の維持補修費395万9,000円の増額。

目3道路新設改良費は、町道城内線落石対策工事に伴う、道路用地購入費として19万1,000円の増額。

目6国県道整備促進費は、熊本天草間幹線道路整備促進期成会負担金3万1,000円の増額です。

42ページをお願いいたします。

項3、目1河川総務費は、都呂々川、沖ノ田川、中尾川護岸修繕料として99万3,000円の増額。県治水砂防協会負担金は、臨時会費分として6万円の増額です。

43ページをお願いします。

項4、目1港湾管理費は、財源区分の変更です。

44ページをお願いいたします。

項5、目1住宅管理費は、公営住宅の電気温水器取り替え、雨漏り修理に伴う公営住宅修繕料100万円の増額です。

45ページをお願いします。

款8消防費、項1、目3消防施設費は、落雷により被災した防災行政無線志岐子局の修繕料52万3,000円の増額。

目4災害対策費は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため改修する役場庁舎及び保健センターのトイレ照明の非接触型センサースイッチとLED化に更新する修繕料152万1,000円の増額。役場大会議室マイク分の事業費確定により11万1,000円の減額と、次の節のコミュニティ助成事業補助金に予算を組み替えをする発電機購入費70万円の減額、合わせて備品購入費81万1,000円の減額。発電機購入費の予算組み替えにより、内田区へ助成するコミュニティ助成事業補助金（地域防災組織育成事業）70万円の増額です。

46ページをお願いいたします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために設置する小中学校児童・生徒用の机天板拡張器具等購入費として、消耗品費77万9,000円の増額。小中学校のトイレ洋式化等修繕料として438万8,000円の増額。まん延防止等の措置が終了したことにより、運行回数増となったことにより、スクールバスの運行委託料123万円の増額。教育委員会プリンター購入費として2万7,000円の増額と、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止用備品購入費額確定により2万3,000円の減額、合わせて備品購入費4,000円の増額です。

47ページをお願いいたします。

項2、目1学校管理費は、坂瀬川小学校グラウンド防球ネット等修繕料として44万8,000円の増額。「水俣に学ぶ肥後っ子教室」がオンライン開催となったため、バス借上料、使用料及び賃借料、合わせて25万5,000円の減額。ポータブル吸引器等備品購入費として8万4,000円の増額です。

48ページをお願いいたします。

目3学校管理費は、苓北中学校枯損松伐倒処理のため、支障木伐採業務委託料44万円の増額です。

49ページをお願いいたします。

項4、目2公民館費は、熊本県公民館大会中止により、公民館長研修等費用弁償3万2,000円の減額。富岡公民館調理室ガス給湯器修繕料として11万4,000円の増額。坂瀬川ペーロン大会中止により、地区活動行事設備借上料3万3,000円の減額。各公民館の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止用備品ワイヤレスマイク等購入費額確定により、備品購入費55万2,000円の減額。各地区盆行事中止により、地区行事補助金35万3,000円の減額。

目3社会教育施設費は、坂瀬川グラウンド入り口フェンス等修繕料として105万円の増額。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための入館制限に伴う4月から9月までの減収補てんに係る町民総合センター、温泉プール指定管理料合わせて93万3,000円の増額。

目4文化財保護費は、吉利支丹供養碑階段の修繕料9万7,000円の増額。富岡城大手門、百間土手周辺の支障木伐採委託料113万8,000円の増額です。

50ページをお願いいたします。

目5志岐集会所管理費は、落雷による火災報知器の修繕料27万5,000円の増額。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止用備品ワイヤレスマイク等購入費、額確定により備品購入費28万2,000円の減額です。

51ページをお願いいたします。

項5、目1保健体育総務費は、県民体育祭、苓北町長杯サッカー大会等の中止により、各節合わせて115万6,000円の減額。

目2学校給食費は、富岡小学校業務用冷凍庫及び球根皮むき器を購入する備品購入費81万3,000円の増額です。

52ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費は、神の迫農地、イゲ木場農地、イゲ木場農道の災害復旧工事費（補助）1,580万円の増額です。

目2林道施設災害復旧費は、都呂々大場地区地すべり調査に伴うデータ伝送サービス通信料としての情報通信回線使用料5万7,000円の増額。森林基幹林道苓北天草線、

林道高葉山線、林道陰平線の災害復旧工事請負費（補助）1,230万円の増額。森林基幹道荅北天草線、林道陰平線災害復旧費工事に伴う道路用地購入費3万4,000円の増額です。

53ページをお願いいたします。

項2、目1河川等災害復旧費は、河川9件、道路11件の災害復旧工事請負費（補助）1億5,315万9,000円の増額です。

54ページをお願いいたします。

款11公債費、項1、目1元金及び目2利子は、平成22年度に同意された臨時財政対策債の利率見直しにより、元金115万5,000円の増額、利子200万円の減額です。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、国の緊急経済対策で実施予定の18歳以下の子どもに対しての現金及びクーポン券10万円の一律給付等の補正予算につきましては、国の臨時国会の補正予算が成立した後に、町といたしますれば、専決補正予算を計上いたしまして、早急に対象者の方に配布をしたいと考えております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりましたが、ここで11時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、質問したいと思います。

ページ数にまいりたいと思います。まず、5ページ、温泉プールの債務負担行為でございます。今回、温泉プールの指定管理委託が提案されておりますが、その中で、先日も一般質問の中で教育長が来年度、令和4年度から学校プールの一部の授業をこの温泉プールで行うというような発言をされております。それに伴いまして、今回、指定管理がプラスアルファ、今回は指定管理が出たわけでございますけれども、この指定管理の業者の方の承諾といたしますか、その業者の方とは、その一部を学校の授業に供するという話はなっておるのかどうか。そのときにですね、料金が発生するかどうかですね。指定管理だから、物事全てをその委託した業者の方をお願いしているということで、料金

が発生しますということがあるのかなとは思いますが、私たちは、通常、町の施設である以上は、それも所管が教育委員会でございますので、教育委員会が使うときに料金が発生するのはいかなるものかなと思ひ、質問をいたします。

それから、29ページ、苓北町老人福祉センターの指定管理者応援事業補助金、今回、ほかの指定管理施設もそれぞれ4月から9月のコロナに関する入館者抑制と言いますか、一時中止ということで、その補てんをされる金額と今申されましたけども、そうすると、当然、9月以降に出てきた、9月以降は要請はあったですかね。まあそれはそれとして。ならば、まだ油に伴う5%の何て言いますかね、補てんというのは何月頃出てくるのか。最悪3月の定例会で、補正であるのかなと思っております。その見込みをお願いしたいと思ひます。

私、特に老人福祉センターの件だけ今回はお答え願ひたいと思ひます。

それから、35ページ、例の白木尾台地の工事のことなんですけども、私は先にですね、全員協議会の折に平面図を農林水産課長から見せていただいて、協議をされたわけでございますけれども、やはり課長、私はどうしてもですね、測点間が40メートルというのは、やっぱり納得できないというか、いかなるものかなと思ひます。40メートルの測点で、その概算でこれだけですよというときはいいかもしれませんけども、こういった補正予算として計上される時は、やはり測点間は20メートルが妥当だというか、普通は20メートルと思ひます。それから20メートルの中で変化点があったときは、何番、何プラス、何メートルということで、私たちは従来積算をしておりましたので、40メートルスパンの積算というのはいかなるものかなと思ひます。

その証拠にですね、同じ平面の中で、県が施工する海岸保全事業については、20メートルのスパンなんです。でしょ、これを見るとですよ。ですから、やはり40メートルスパンについては納得できません。なぜ40メートルにされたか、お願いしたいと思ひます。

以上、5ページと29ページと35ページ、それぞれお願いしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 5ページの温泉プールの小中学生の使用の件でございますけれども、委託業者の承諾はあっているのかということでございますけれども、既に協議は済んでおります。承諾を得ているところです。

費用につきましては、本来、委託料にですね、含まれるべきものではありませんけれども、今回は、委託時点で授業での使用が決定しておりませんでしたので、別払いという扱いになります。

以上でございます。

○4番（高戸幸雄君） 額は決まっとつとかな、大体、課長。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 1マス2時間で30人最大の利用ということで、5,000円を予定をしております。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 29ページの老人福祉センターの中で燃料費の高騰で5%以上の上下があった場合の件についてですが、1年の実績がおおよそそろいます3月補正の頃に、今までの4月からそれまでの間を実績が出ていますので、それも含めたところで、そこを見て3月補正であげさせていただければと、現在考えております。

○4番（高戸幸雄君） いや、それはわかつと。5%の分については、当然委託料の中に出てくつと思うとたいね。今回は、あんたんとこだけ負担金補助してあるけん、それば。

○議長（錦戸俊春君） ちょっと待ってください。答弁を一応済ませます。

まだ続けますか。

○4番（高戸幸雄君） うん、続けてくれよ。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） お尋ねの件は、今回の補助金の件ですよ。

○4番（高戸幸雄君） うん。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。この件につきましては、本来、宿泊業務を老人福祉センターの自主事業として宿泊事業をされております。この宿泊事業というのは、本来、指定管理のお願いした業務の中に入っておりません。ご自分たちでされている事業でありますので、その分で当然利用制限とかかかったときに、本来、来られるべきの宿泊客が来られなかったことによりまして、その入ってくるであろう額の半分を補助金という形で支出をしております。ちなみに、この件につきましては、令和3年の3月補正におきましても、そのときも計上いたしております、令和2年度の中で支出をしているところでもあります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 白木尾台地の工事に係る測点間の距離の件のご質問ですけれども、平面図でご覧のとおり、ここってというのは直線的な箇所でございます。変化点もそんなに多くございませんし、大きな変化があるところについては、測量の段階でポイントを抑え、設計に反映しておりますので測点間の40メートルについては問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、2回目になつとですかね。

まず、温泉プールからいきたいと思います。今、新しい料金が当然発生するというふうなことをお聞きしたわけでございますけれども、この金額については、令和4年度、来年度からの予算でございますので、今度の3月定例会の折に出てくるのかなと思っております。

それから、料金についても、今定めてある料金とは少し違うような感じがしますので、私の勘違いなら結構なんですけども、料金の項目が1つ増えるのかなと思っているところでございます。とにかく、町の施設を指定管理と言いながら、その管理する教育委員会の事業に料金が発生するということがやはり納得できません。まあ納得できないと言っても出るのは仕方ありませんけど、来年の、令和4年度の予算の中でですね、学校管理の小中学校のプールの予算のうち、これだけが減額します。今、言われた発生する金額がどのようになるか。これが逆転した場合はですね、温泉プールの利用について、やっぱり考えていくべきだろうと思います。下がったらいいんですよ。反対に温泉プールに委託して上がったということになれば、クエスチョンマークがつくだろうと思います。ですから、このことについては、令和4年度の予算の中でお互い討論をしたいと思います。

それから、老人福祉センターの件なんですけども、ほかの施設はですね、全部委託料なんですよね。なぜここだけが、私は、油のときも、なぜここだけがと言ったら、今度から指定管理、新たな更新をする時に、5%のことはあげられましたので当然3月にはこの補助金じゃなくて、委託料にあがってくるだろうと思います。なぜこの老人福祉センターだけが、その宿泊に関しては補助金なのか。ちゃんと料金も定めてありますよね。自主事業と言いながら、ほかのところもその宿泊料を徴収するのは自主事業だと私は思うんですけども、何でここだけかなって。

それから、40メートル測点なんですけども、課長やっぱりですね、例え平面といえども、積算する場合にはナンバーは、測点区間は20メートルが妥当だと思います。変化点があって初めて20、ナンバー何プラス幾ら、ですから、40メートルを1区間として見るというのは、まあその変化点が少ないからと言えそうかもしれませんが、積算する場合には、やっぱり問題が、私個人としてはそう思います。その点については、今課長の判断で、あそこはご存じのとおり、絶壁といいますか、それだからそう変化点がないから40メートルで結構なんですと言われればそうかもしれませんが、なるべくならですね、こういった大規模工事をするとき、私たちは積算で大きなミスと言っては何ですけども、やはりスパンスパンで計算していくのが妥当だと思います。

福祉保健課長、老人福祉センターだけあと1回。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 先ほども申しましたとおり、荅北町よりJAれいほくさんのほうに業務委託をお願いする内容の中身におきまして、宿泊事業の委託をしておりませんので、そこは自主事業という扱いになりますので、委託料には入りませんので補助金という形で補てんをさせていただいて、今回の予算計上になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 委託をしてないから、しかしですね、これ料金ば定めてあつとですよ。定めてあるのに委託をしてないと。ほかのところはですね、料金もちゃんと定めてありますので、それにのっって宿泊料も取り、ここだけが何でその委託料しとらんけんて言いながらも料金は町のほうで定めている。ちょっと納得できませんけれども、まあやりとりしたら時間が過ぎるばかりですから、返って、今度は新年度のときまたやりましょう、この件に関してはですね。

以上で終わりたいと思いますけども、ほかの議員の方からそれぞれ今回の各施設、大きな差がありますので、そのことについて質問をされるであろうと思い、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回の補正、相当多岐にわたっておりまして、私の質問もたくさんあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、5ページ、荅北町温泉プールの管理運営業務の債務負担行為の追加でございます。

昨年、令和元年から3年度までですかね、その時と比べれば、単年度172万2,000円、債務負担行為の限度額が増加になっております。令和3年度は1,600万5,000円だったのが、今回、令和4年度では1,772万7,000円になろうかと思っております。

また、あわせて温泉センターについても、大幅な債務負担行為の増になって、単年度で1,000万円、令和3年度では増えております。この2施設は非常に荅北町財政にとってですね、大きな荷物といいますか、財源を投じる大きな負担となっているのではなかろうかというふうに思います。

特に、これ自体は何て言いますかね、住民の健康管理はありますけれども、観光的な分野もありますが、ほかの市町村にとってもやっぱりこういうプールであるとか、温泉自体が最近どうしても財政負担が大きくなって閉じざるを得ないというような状況まで追い込まれております。第三セクターも指定管理者もそういう面では同じような経費面からみればですね、同じようなもんだらうというふうに思っております。

については、このまま温泉センターも3年で3,000万円という大きな追加負担が生じておりますし、プールについても1,700万円の3年でいくとまあ500万円の新たな追加負担というふうになっております。これらに対しての町としてどのような考え方を今持っておられるのかをお聞きいたします。

次に、6ページでございます。

今回、白木尾台地の農地保全事業で使われる緊急自然災害防止対策事業債、これの農地等緊急自然災害防止対策事業、先だつての説明の中では、国土強靱化対策としての財源としてこれを使うというような話がありましたが、これはその国土強靱化対策のために新たに農地等緊急自然災害防止対策事業債というのができたものなのか。それは期限付きのものなのかということをお聞きいたします。

次に、9ページ、地方交付税でございますが、今回、3億1,148万2,000円という大きな補正がなされております。令和3年度の当初予算の編成に当たってはですね、地方交付税とか税収が大きく下回ってくるということから、厳しい歳出削減を取られたというふうになります。あと、この議会についても、私たちの出席旅費はそういう面で非常に厳しい財政状況が見込まれるということで、当然、条例で減額したところでございますけれども、なぜ、これだけの大きな金額をですね、積算でできなかったのか。当初予算でですね。そうすると、だいぶ予算編成自体が変わってきたんじゃないかと思われれます。当然、臨時対策と普通交付税はマッチしている。合計したところでの地方交付税になろうかと思いますが、それも合わせたとしても1億8,637万5,000円が臨時財債は減、普通交付税の現金は増ということの差し引きでいくと1億8,600万円という金額が今年度増になっております。

若干、先だつての説明で少し触れられましたけれども、この増要因を再度教えていただきたい。また、なぜ当初予算の段階でこのような増要因を見逃されたのかということをお聞きいたします。

次に、19ページ、弁償金でございます。

なかなか弁償金というのは珍しい収入だなと思っております。先ほどの説明じゃ、住民税のシステム管理業務で何か問題が生じた関係で弁償金が発生したというような説明がありましたが、もう少しこの辺りの具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

22ページの積立金は、当然、交付税の増でこれだけ積むんだと思えますので、まあいいかな。

次に、23ページ、情報化推進費の委託料の会議録作成支援システムの導入委託料385万円というのが出ておりますが、このような事業について、なぜ12月議会で補正をする要因となったのか。その緊急性と、もう少しそのどのようにこれを入れたことで事務の軽減、またスピードアップにつながるのかについてのお聞きいたします。

次に、29ページでございます。

障害福祉費の扶助費で、障害者の自立支援介護給付費が2,394万2,000円の増となっております。先ほどの説明では、対象者が増というふうな説明でありましたけれども、苓北町における障害者の対象者がどのくらい増になったのかを教えてください。その増の要因をもう1回詳しくお聞きいたしたいと思います。

次に、35ページでございます。

農地費の工事請負費の4,830万円、これ白木尾台地の農地保全事業だと思いますが、先だってからいろいろと内容について説明を受けております。その中で、今回、町と県が一体となって行う場所が76.8㎡、護岸の後ろの埋立てについては、防波堤を陸地川からの湧水等でブロックするというがための対策を県が行うと。法面については、そこは県の対象外だから町で行うというような説明でありました。そういうことであれば、なぜ全体的にですね、全て防波堤は海岸保全事業で県がやった事業であります。それを陸域からの湧水、雨水等で崩壊を防ぐというようなことで県がその荒廃地のところ、大体4、5メートルだろうと思っておりますけれども、これを全面的にやっていただけなかったのか。それを町がなぜ肩代わりするのかということをお聞きいたします。

それと、今、国のほうで経済対策をコロナ対策で57兆円閣議決定したというふうな新聞報道がありました。国民の安全・安心を守るための国土強靱化、それと国防関係で5兆円近く組むというふうな新聞報道もあっております。今回のこの事業についても、国土強靱化事業というようなことの事業性を認めていただいているという説明がありましたが、社会基盤整備交付金ですかね、国土強靱化の今あっている。それに積み足すというふうに思いますが、この事業も当然経済対策の一環としてですね、取られるべき事業じゃないかというふうに思います。その辺りの経済対策事業にこの事業をのせることができないのか。できないとすれば、その辺りの理由をお聞きいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） まず、5ページの温泉プール、温泉センター等のあり方についてということでご質問をいただきました。

これまで指定管理の施設につきましては、議員皆様からも今後の状況をどうするんだということでご指摘を受けております。そういった中で、先日、説明をいたしましたけれども、町も行財政改革対策本部会議の中でですね、この指定管理施設のあり方をどうするんだということ検討をいたしております。温泉プールにつきましてはですね、もう来年度から、指定管理が今年度末で切れるということで、新たな指定管理をどうするかということで、先ほど申しました、対策本部会議の中で検討を行ってまいりました。温泉プールにつきましては、今の利用状況を見ますと、保育園の教室が全ての園で行われ

ておりますし、一般の方につきましても、それぞれ女性の方から高齢者の方までプールを利用されております。そして、今回、小中学校のですね、学校施設のプールとの関連で、小中学校の子どもたちのそのプールの授業、水泳の授業をどうするかということで検討した段階で、やはり各小中学校のプールを今後改修していく経費が膨大な経費が予想されますので、それよりも、現在あります温泉プールを活用した中で、小学校のですね、水泳の授業を行ったほうが今後経費的にも効率的なことのできるんじゃないかということで、先ほど申しました対策本部会議の中で検討をしたところでございます。そういった中で、温泉プールにつきましては、次年度以降も指定管理制度を活用していきたいということで、今回、債務負担行為の提案をいたしたところであります。

なお、ほかの温泉センター、その他の指定管理施設につきましては、引き続き、来年度から実施します行財政改革の検討会議の中です、引き続き、検討を重ねてまいります。特に、先ほどご指摘をいただきましたけれども、温泉センターにつきましてはですね、今回も指定管理料の増額ということで、年々ですね、この指定管理料金が高額になってきております。そういった状況の中で、将来的なことをどうするんだということで、引き続き、これにつきましては検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 6ページの緊急自然災害防止対策事業債でございますけれども、これは国のほうです、平成30年12月14日に閣議決定されました防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策と連携しまして、地方単独事業として実施する防災インフラを推進するという創設されたものでございまして、当初の事業期間は、令和元年、2年の2カ年でしたけれども、現在は5年間延長されて令和7年度までとなっていると記憶しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 令和3年度の普通交付税の算定の制度についてのご質問でございます。

一般質問でもお答えいたしました、令和3年度の当初の交付税の財源であります国の国税が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減収を町としても予測をしておりました。また、それと今度の国勢調査の人口に関しても速報値で625人の減少ということで、大幅な基準財政需要額の減少を当初予算では予測しておりました。結果といたしまして、人口の急減補正の激減緩和等も案外ありまして、新たに新設に当初予算のときにはわからなかった、地域デジタル社会推進費が当初予算策定以降に判明いたしました、歳入のほうはちょっと少なめに当然普通交付税は計上はしておりますが、今回、

3億1,148万2,000円の追加ということなんですけど、県内の市町村におかれましても、45市町のうち43市町が追加交付をされたとは聞いております。

今後、交付税の算定の精度に関しましては、算定台帳が、詳しい算定台帳に毎年担当のほうが入力をしてですね、精度を上げておりますが、今回はコロナの影響、人口の影響等々で若干少なめに計上していたとは考えております。今後、精度を上げていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、私のほうから19ページと23ページの件についてお答えさせていただきます。

まず、19ページの弁償金について説明をということでございます。

町では、税情報システム等の電算システムについては、そのシステムの導入及び保守、運用を行政システム株式会社が担っております。このたび、事業者のほうから本年8月11日付けで肉用牛免税所得の取り扱いに対する影響調査結果及び是正についてと題し、肉用牛免税所得の取り扱いについて誤った設定になっていたとの報告がございました。

内容といたしましては、免税対象肉用牛売却所得は、個人住民税にて算定された総所得金額に含めるところをそういう設定になっていなかったとのことであり、町の関係課との打ち合わせや影響調査を行ったところ、個人住民税で1世帯1名の課税額誤りで1万3,600円、国民健康保険税で4世帯5名の前期高齢者負担割合の誤りで37万4,781円、合計38万8,381円少額となっているとのことが判明いたしました。

この報告を受けまして、町と事業者とで協議を行い、この少額となっている部位につきましては、事業者の責任により、町に損害を与えたとのことで、事業者から総額を弁償金として納めていただくこととし、損害賠償に係る覚書を締結したところでございます。これによりまして、今回の12月補正で一般会計に弁償金として1万3,000円、国民健康保険特別会計に一般被保険者一部負担金として37万3,000円の計上をさせていただきます。

弁償金については以上です。

23ページの会議録導入に伴う件でございますけれども、会議録等の作成につきましては、これまで職員が録音し、それを文字起こしを行ってまいりました。こちらについては、事務負担の軽減のために、AI導入についてはどうかということで、今年度、ずっと検討を重ねてきたところでございます。特に、やはり問題と言いますか、考えられるのは、地方でございますので、その機械のほうがそこら辺の文字起こしができるのかというところが一番の懸念材料でありまして、そういった分をずっと機械等のですね、テストとか、そういう提案も受けた中で、今回、対応ができるということが確認できま

したので、12月補正に計上をさせていただいたところでございます。

なお、こちらにつきましては、当然、会議録作成については補助等もございませんので、その財源といたしまして、コロナの交付金が使えるということでもございますので、今回12月にあげております。

なお、事務の軽減等につきましては、役場、特に議会事務局においては定例会等の会議録作成ですね、そういった委託をされている分がございます。また、各課それぞれ委員会であったり、会議を行った際に会議録を作成をしておりますが、約年間で120回の会議があるということもございますので、そういった部分で事務軽減と時間も短縮されますので、そういう効果があるということで、今回お願いをしたものでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 私のほうから29ページの目6障害福祉費の19扶助費の障害者自立支援介護給付費2,394万2,000円の増額についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、人数的には、前年度末より4名増加しております。

あと、若干、報酬の改正もございましたので、その分が押し上げた原因だと考えられます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 35ページの白木尾台地の工事について、全体的に県で対応できないかというふうなご質問でございました。

県の考え方としましては、先日、全員協議会のときにも説明させていただいたんですけども、平成22年度の護岸工事で保全是完了したというふうなお考えでございました。その法面部分については、町のほうで対応していただきたい。ただ、その護岸工事が完了しましても、農地からの濁流水によってここの崩壊は続いているということで、その後、再三町長も含めですね、県のほうに要望にあがっていただいたんですけども、その結果として、この区間だけは県として対応しますというふうなところになったところでございます。

調整について、町長、補足ございますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 県が計画をしております、あの一帯が県としては非常に地崩れが多いところであるということで、以前は真っ黒い屯袋をずっと並べておられました。あの区間は、県が当然、法的にも土木の観点からですね、施工できるということで、海岸線を守ると、そして、後ろからの土砂を守るのは、県の土木ではここまでだというこ

とで、そういう考えをお示しになられまして、町は町で別の予算でやっていただくように進められましたので、今回、国土強靱化の予算もですね、起債ではありますけれども、7割の権利とも国がみてくれるというような状況がありましたので、今回、そういう形で、法面の崩壊防止には町、そして、国土保全の観点からは県がやるということで、区別がなされたわけでございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 国土強靱化等の財源の関係でございます。

本年の11月30日に総務省の自治財務課を通じまして、県の市町村課から通知が来ております。その内容でございますが、一般的に国の補正については、補正予算債という制度がありまして、充当率100%で50%が交付税措置が一般的なものでございます。今回、山口議員さんのご質問の部分でございますが、国土強靱化の事業としての対象となるような上乗せとかはないのかということなんですけど、国の補正の全容は私どものほうにはまだ来ておりませんが、この文書によりますと、地方債の対象とならない経費に係る地方負担については措置するということです。今回の白木尾台地等に関しましては、100%充当の70%交付税措置ですので、そういうことで、国土強靱化の事業ですとやっていっておりますので、財政的にも有利な起債であります。今後、国のほうから新たな交付金とかが発されましたら、いろいろな事業について研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、温泉プールと温泉の件ですが、先ほど行財政改革を進める上で今後どのようにするのかというのを検討していきたいというふうな副町長からの回答でありました。私もその直営でしているときとですね、指定管理者に代わった後、やっぱりそれぞれの対応、本来、指定管理にするとその指定管理の人たちが、自分の自主事業も併せてですね、管理面、それと運用面、非常にいいというところから指定管理に移っていくというふうなものがまず基本にあるかと思えます。ただ、昨今、いろんなその確かに、灯油が大幅に昔に比べれば高くなっている。それと、やっぱり老朽化して、いろんな面で修理、補修が必要になってくるというようなことですね、温泉センターも指定管理者の方と話をしたんですが、やっぱり緊急対応が必要になってきたときにですね、やっぱり指定管理として、その責任があるから緊急に対応をやっていまして、非常に厳しいですというふうな話はお聞きいたしました。町の直営だとなかなか2日、3日かかるようなこともその晩に直すというような利点がありますが、やっぱり、この原油価格高騰とか、まず、脱炭素化への社会への実現とかいうようなことがあって、果たして今のままで本当にその温泉を沸かすことがいいのかどうか。もう少し

太陽光発電あたりを考えたときにですね、やっぱり電気で沸かすというようなことも必要ではないかというふうなことを思います。そういうものも含めてですね、やっぱりこれから先もやっぱり住民の福祉、また、観光の要としての温泉というのは重要な位置を荅北町では占めるかと思えますけれども、ただ、どこら辺まで税金で賄っていいのかというものもありますので、重々その点も含めて検討をお願いしたいと。

また、小中学校の水泳を温泉プールにするからといってですね、当然、その分の人数が増えるわけだから、収入が増えますよね。あそこは収入と支出は全然別個で、収入は町に入ってくるやり方ですかね。引くんでしょう、多分。使用料は指定管理に入っていくわけでしょう。てなると収入は増えてくるわけだから、なぜ増えていくのかというところもですね、それはその向こうが人員をそれだけ多く措置をして、充実した管理体制にしたいというようなことから人件費が増えていくということになればですね、それはもう本来の指定管理のあり方としては、やっぱりおかしな話ですから、その辺りも、今回、指定管理者の候補があがってきていますが、その点も含めてですね、やっぱり一緒だからどうしようもないというようなことにならないように、十分その点については指定管理者と協議を進めながらですね、ぜひ税を持ち出してやっていくわけですよ。だから、どんどんやっぱり1人当たりの利用者が減っていくと、税金の投入額が増えていくわけですから、その点は十分考えた上で管理を行っていただきたいと思います。片方が小中学校のプールの維持管理費が減るからいいんだというような考え方はとんでもない話ですので、その点は十分教育委員会のほうでも考えていただきたいと思います。

それと、先の地方交付税の算定についてですね、やっぱりこの点は町の財政にとってですね、一番主要な財源ですよ。それを1億8,000万円を算定誤り、当然、人口が減になったら激減緩和というのは、当然これまでもあっている話ですよ。私が思ったのはですね、やっぱり歳出削減をするがためにですね、あまりにも大きなオオカミが来るよ、オオカミが来るよというようなことを言ってですね、そのために交付税を減らしてしまったというようなことはあってはならないことですので、十分、地方交付税の算定に当たってはですね、県の市町村財政課ですか、と話をしながら、その1%ぐらいで収まるぐらいの、1%大きいですよ。だから、やっぱりそこら辺は十分注意をしながらお願いします。

今度、また追加で交付税を交付すると、今回の経済対策で、ただ臨財債を繰上償還させるというような話があっっていますので、これはそれとの関係じゃなかっでしょう。あれはあくまでも償還金の話ですから、歳出には載っていませんのでですね。今年の臨財債としての減は、全体的な支持があつての減だろうと思います。

その点は、今後また再度、一生懸命されているのは分かります。やっぱり経年変化で当然税収が減れば75%は補てんされてくるわけですから、十分注意をお願いしたい

いと思います。

増えることは町の財政にとっては非常に喜ばしいことですので、これが来たから使うんじゃないくて、やっぱり積立金に大部分はこの分は充当されておられますので、来年以降の財政の運営にとっては非常にいいことだというふうに思います。

それと、さっきの情報管理システム、わかりました。コロナの交付金が使えるということで、今回補正にあげたということですね。確かに、録音したのを文書化するのは非常に難儀ですよ。これで時間外であるとか、通常の業務が割かれるというのは、私もわかりますので、早急に皆さんが使い勝手がよくなるようにですね、研修等もしながらよりよく使いやすくなるような、総務課のほうで指導体制もよろしくお願いたしたいと思います。

それとちょっとわかんなかったのが、先ほど29ページの障害者自立支援介護給付費が前年から4人増えて2,394万2,000円、介護報酬も上がったからこれだけ大きな金額になるというふうなことの説明を受けましたが、これ1人400万円ぐらい、単純に給付費があるわけですかね。そこがもう1回質問いたします。

まだちょっと質問が2回目ですから、そこは再質問の中でもう1回答弁をお願いいたします。

それと白木尾台地の農地保全事業、先ほど県としては、72メートルの分が精一杯だというふうに、これが県としていいことなのか、当然、町独自で埋立てする面積のところも湧水が相当来て崩れております。そういう面でもですね、十分話をしながら、やっぱり過疎に荅北町は指定されております。それだけ財政が厳しいという中であって、県のほうもですね、できれば、先ほど申し上げた国の経済対策の一環としての国土強靱化として、その交付金の活用についてですね、できないものか。やっぱりその前回、裏が農地であっても何とか海岸保全で平成22年度に追加で施工していただいたということもあってですね。また、町長も再度お願いたしたいというのは忍びないというふうなことは思いますけれども、もうこれだけ町の財政がですね、やっぱり過疎団体までいってしまうところまでできてますので、その実情等も話をしてですね、ともに今回の経済対策の一環としての交付金を取れるように、再度、県との協議をしていただきたいと。

先ほど、企画政策課長の話でいくと、まだ経済対策の交付金の中身がよくわかんないというような話がありました。既に国のほうは、これ内閣府が多分交付金の窓口として全体を取り仕切っていられるんじゃないかとは思いますが、今、国はそれだけ動きが、大体普通希望を取って、どのくらいの規模になるのかというのは、これまでは調査をされていたんじゃないかと思えますけれども、今回の国の経済対策、岸田内閣に代わってすぐでございますので、その辺りの地方公共団体との連携がちょっとどうなっているのかがわかりませんが、やっぱり、もし経済対策を、これだけの大きな金額を打つわけで

すから、やっぱり町としても国土強靱化に資すると、この白木尾台地の保全は本当にですね、農地を将来的にわたって非常に大切な土地ですよ、あそこは。だからそれを守るというのは、やっぱり苓北にとっては本当に重要な事業と思いますので、それをやるにあたって、全体金額が明示されていませんけれども、やっぱり1億以上超すというようなことになろうと思いますので、何とか町単独の事業であってもですね、国の臨時交付金を取ってくると。残りはこれの起債を充てて、できるだけ単年度の持ち出しを減らすというような取り組みをですね、ぜひやっていただきたいと。もしこれで起債でやってしまえば、もう交付金は多分取れないと思いますから、その辺りを十分、どのようなものになるのかというのを調査、検討をしていただいて、ぜひ町の負担が軽減されるようなことを考えていただきたいと思います。

補正予算債のことは当たり前ですよ、これは、当然。補助事業の裏には補正予算債を充てるというのは経済対策のときは上等ですから。要は、補助金をいかに取ってくるかと、交付金を取ってくるかということをやったところでございます。その点については十分、多分今のところ経済対策の内容がわかんないということでしたので、質問は、これ以上は答弁はないかと思いますが、当然、社会基盤交付金ですか、国土強靱化で。菅内閣のときもありましたけれども。これを取ってくるという姿勢が今一つ、私もこう感じられないもんですから、その点を要望としてあげておきます。

それでは、福祉保健課長、もう1回、その点のさっきの障害の件をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい、申し訳ございません。先ほど29ページの件で人数の増と報酬と回答いたしました。

さらにですね、入っていきます利用の件数もですね、上がっておりまして、それも要因の1つでございます。

あとは、例えばですね、計画相談給付費とかも月々から毎月利用が上がっておりまして、そういった施設の利用とか、給付の内容のほうも増えてきておりますので、それも要因の1つでございます。

以上です。

○1番（山口利生君） わかりました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○1番（山口利生君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 35ページですが、35ページです。イノシシの駆除謝金が100万円増えておりますけれども、これはイノシシをたくさん捕獲したということとし

ようか、お聞きいたします。

それと同じページで、農地費なんですけど、白木尾台地の件でございますけども、この前の全員協議会の中で、県の事業は海岸保全と、町の事業は法面部分の農地保全という説明がございました。先ほど町長も答弁をなさいましたけども、海岸保全の部分まで何で町がやらなければいけないのか。法面部分を町でやるということで理解をしておりますので、全体を何でこういう形でやらなければならないのかというふうに、ちょっと疑問に感じるところです。

それからですね、反対の人の土地を除いて、全員協議会の中で工事を始めるということも説明がありました。反対の人へは説得を続けるという答弁でありましたね。何でそんなに工事を急いでやらなければならないのか。何で反対の人がいるのに強行しなければならないのかということをお聞きいたします。

それから、40ページでございます。やまびこの活動費でございますけども、やまびこの活動費は決まった額を各行政区へ渡して、それでやっていくということだと私は思っております。一応、修繕料として120万円あがってますけども、こういう形で追加はできるのでしょうか、お聞きいたします。

要望してももう今年の分は使ったからということで来年回しというのをちょっとよく聞きますので、追加ができるのかどうか、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、50ページでございます。志岐集会所の件なんですけども、志岐集会所の修繕料として27万5,000円あがっております。これはですね、今まで志岐集会所は大工事をしてですね、もうちゃんと全部きっちりなったというふうに私らは解釈をしておりましたが、この修繕料というのは何の修繕料か答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 35ページ、まず、イノシシの駆除謝金の増額でございますけども、当初の予算につきましてはですね、過去3カ年の平均で一応504頭見込んでおりました。本年11月末現在の捕獲数が512頭でございます。この同じような推移でいくとですね、640頭前後まで捕獲頭数は伸びるんじゃないかということで、今回、その分を補正をさせていただきました。

次に、その白木尾台地の関係ですけども、今回、緊急自然災害防止対策事業債を活用させていただきますけども、その中でもですね、いろいろなメニューがございまして、活用できる分というのが町としては法面の保護という形で急傾斜地の崩壊を活用させていただきました。県がその法面の崩壊を活用できるかというのと、その保全の対象、県としては海岸保全でしか実施ができないというふうなことで、その辺はすみ分けをさせていただきます。

あと、もう1点、反対の人がいらっしゃる中にこの工事を急ぐ必要があるのかというふうなことでございますけども、ここについては、所有者の方が全体で12名いらっしゃいます。その中で反対の方がお二人いらっしゃるわけではございますけども、反対の方についてもですね、この事業を実施することについては反対はしないというふうなお考えです。ただ、その工法ですね、工法について反対するというふうなお考えですので、ただ、そのほか10名の方については、できるだけ早くここをですね、何とか改善をいただきたいというふうな切実な願いがございますので、そこはもうできる限り早期に事業したいというふうなことで、今回の補正予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 40ページでございます。やまびこ活動費でですね、需用費ということで修繕費であげさせていただいております。これはですね、各区にお金を渡すのじゃなくて、その要望のあった箇所を見まして、1年に1回30万円以内でこちらで業者を指定しまして、補修をしてもらうという事業でございます。今回、4地区があがってきたのは、1回も使ってないので、年に1回の分をですね、新規であげております。当然、もう1回使うと来年回しというのはもう制度ですので、申し訳ないですけども、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 50ページの志岐集会所の修繕料でございますけれども、これにつきましては、火災通報装置の修理ということで、落雷の被害によりまして修理が必要になりまして、修繕料をあげております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 白木尾台地の保全なんですけども、要望があがったのは令和元年ですよ。要望書があがっているのはね、区長さんから。先日晒していただきました資料によると、各区長さんから要望が、してくれて、台地をどうかしてくれというのがあがっているのが令和元年ですよ。今、2年半たっていますよね。だから、そのこの2年半の間にどうにかできなかったのか。なぜ、今になってこの急いでやらなければならないのか。この補正まで組んでやらなければならないのかということら辺がちょっと納得いかないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 要望はですね、非公式、公式にも何度もあがっております。その中で正式に、今度は3区合体でですね、区長名であがってきた、今言われたのが令和

元年。その時には、要するに、財源が、今みたいな有利な財源がございませんでした。ございませんでしたし、これは県の海岸防災にもできるんじゃないかということで、県ともですね、今、法面防止をしようとするところから海岸まで引っ張って嵩上げて、そして、農地をなるだけ復元した上で県の工事でやっていただくということで、長い間交渉してまいりました。最終的には、先ほどから申し上げましたように、県ができるところはあそこまでだということでありましたし、そして、今回、国土強靱化の中で自然災害防止の起債ができると、非常に有利な起債ができるということでありましたので、かけたわけでございます。

それと併せまして、反対なさる方のご意見、12人のうちの2名、特に1名の方であります。この方は、もう発電所由来のものを使ったものには絶対ということで、それだけの理屈でありますから、もうこれからも交渉はしていきたいと思っております。しかし、これが終わるまでそこまでは待てないし、あと熊本県の工事ですね、我々の法面工事を先にしないと、熊本県の工事が滞る、できなくなる箇所がございます。そういうことの中で、今回、補正としてあげさせていただいたわけでございます。

工法としては、発電所でできる石炭灰のフライアッシュであります。フライアッシュを上手に特殊技術で固めた中でやるものでありますので、これも相当疑問が、以前はありましたが、議会でも特別委員会を1年にわたって開いていただいて、深く検討をしていただいて、専門的な観点からの決定が、やはり妥当であったという判断でずっと使われていただいているわけでございます。

そういうことで、我々も発電所からできて、できれば地産地消、そして国も県も認めた事業、そして安い、そして丈夫である。この今度の事業にですね、全くかなったことではないかと。ただ、困ったことに発電所由来のものは絶対反対するという方がいらっしやいます。説得していこうと考えておりますが、そういうことであれば、農地だけを守るということじゃないんです。あれからご覧になればわかるとおりですね、水が吹いてきて、我々の予想外でした。下に流れているわけじゃないんです。途中、上段でも水が吹いてきています。そういうことを早くやらないと、白木尾のまず農地、それから、白木尾台地自体がですね、将来的には安全性が崩れていくと、そういう危惧を我々はしているところでもございますので、早いうちにしていかないと、とりあえず、だから賛成の方のところまではやって、その間、また、反対の方の説得をしていくという形をとっていききたいということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私自身もですね、農地の保全そのものに反対しているわけじゃないんです。この図面を示していただいて、工事のやり方というのか、やっぱり県の、先ほども言いましたように、県の事業が海岸保全であって、町の事業が農地保全と

いうことで、法面部分ということなので、何でこっちまで全体を、先ほど町長はおっしゃいましたけども、県がやってくれないのかなと、それは県の事情もあると思いますけども、そこら辺がすごくやっぱり何でここまで町の税金を使って、県の事業のどこまでやらなければならないのかなというのをちょっと疑問に思ったものです。そういうことでございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 石田さんは、その白木尾台地ですね、保全について、いろいろ今まであった議論をよく、まだなされる前からの話ですけど、あそこについてはですね、家屋があるところまでは補助事業として採択されているんですよ。で、あとの残りはですね、自己負担付ではあるんですが、財源が非常に乏しい。町もたったわずかな財源で、そして負担金も生じると、受益者負担がですね。だから、そういうことでもろもろ探していた中での結論なんですね。だから、そして、その製品についても、先ほど申し上げましたように、相当長くかかって皆さんに納得していただくように、議会も納得していただいた中で使っているわけでありまして。そういう状況の中でありまして、これは一番状況としては、一番良い工法だと私は考えております。

あといろいろあるんですよ、工法も。工法もあるんですけど、価格が高いとかですね、上の農地まで削っていかなきゃいけないとか、そういうことがありましたので、今回はこれを採用させていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 審議の途中ですが、ここで13時5分、1時5分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質疑を続けます。質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、35ページの白木尾台地農地保全事業について、まず質問いたします。

標準断面図ですね、資料提出していただけてますけど、標準断面図のナンバー3で、頂上の盛土の横の3メートル、その下の1メートル、そしてまたその下1.8メートル、そして一番下の1メートルは、ACⅡがそのままの向き出し状態になっているように思われるんですが、これまでACⅡを盛土として使用した場合は、覆土をしなければならないと、県のACⅡの使用許可の中にあつたと記憶しているんですけども、このままの

状態であれば、海からのですね、強い風雨によって浸食され、劣化した粉じんを巻き上げないか心配がされるんですけども、この件については、8日の日の山口議員の一般質問の中で、別の現場において粉じんを非常に巻き上げていたという指摘もあっております。現在のこの計画のままで問題がないのかをお尋ねいたします。

それと、昨日、提出していただいた地権者の要望書を見ますと、財産の放棄は、土地の荅北町への寄附は納得し難いものとある。書いてあります。これまでの説明では、12名の内、2名については承諾いただいていないとのことでした。2日前の説明ではですね、承諾していただいていない方の土地は除いて工事を行うとのことでしたが、その土地っていうのはどの部分を図面で示されているのかをお尋ねします。

また、名簿を見ますと、15名の方の名前が掲載されておりますけども、先ほど課長の話では、12名という話があります。ですから、この15名なのか、12名なのか、その辺の人数はどちらが本当なのかをお尋ねいたします。

そしてまた、名簿の2名の方を除いて、直接説明に出向いて承諾いただいたとの説明がありましたけども、その承諾をいただいた証しとしての署名、捺印等はもらっているのか。その点をお尋ねいたします。

次は38ページです。観光費の中で、し尿の汲取料、金額としては少ないんですけども、現在もこの汲み取りをしなければいけないトイレがあるわけですけども、今後の考え方として、このまま汲み取りのトイレを継続されていくお考えなのかどうかをお尋ねいたします。

次に、46ページです。スクールバス運行委託料123万円あがっております。今、スクールバスに町民の方が混乗ができるということでお知らせがっておりますけども、今の決まり事としては、前日までに申込みを行った上で、人数把握した上での翌日に混乗ができるということになっておるようですけども、現在、そういった事前申込みによって何名の方が混乗されたのか。その点をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） アッシュクリートタイプⅡの使用の覆土の関係でございます。野崎議員ご指摘のとおり、アッシュクリートⅡの最上表層表面には、厚み30センチ以上の覆土または舗装等により被覆することになっております。

ということです。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 無償譲渡の部分とですね、対象者の人数についてご説明いたします。

先日お配りしました要望書、このページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

図面の上側が海側です。色付けしている部分というのが要望書についていた方の人数、名簿でございます。今回、無償譲渡をお願いする部分というのは、構造物が設置される部分ですね。一番上の部分、細長く。ここの部分の対象者が12名であるということでございます。

以上です。

承諾書につきましては、書面でいただいております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） トイレのし尿汲み取りの件ですけれども、し尿汲み取りを行っているのが、山地にある公園のトイレで、簡易水洗で利用の頻度も少ないところでございます。現在のところ、今後の経費等も考えると、このままの形で、使用には問題ないと思われますので、やりたいというふうに思っています。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） スクールバスの混乗についてのご質問でございますけれども、11月の1日からスクールバスの一般の利用を開始しております。現在のところ、混乗の実績は上がってはおりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、最初の質問のACⅡの盛土の部分のあれですけども、舗装まではいいということですけども、今回の計画では、その舗装は載っていますか。舗装か、その30センチまでの覆土というのは掲載されていますかね。

それと、先ほど要望書提出された方の許可を得た方から署名、捺印をもらっているということですけども、よかったらその資料まで提出いただければと思いますけども。

これ要望書の捺印とかも提示されているわけですから、その方の内の何名が町に対していいですよっていうその証明、証しを提出いただければと思います。

先ほどの混乗の件です。これ今実績がゼロということですけども、なかなかですね、スクールバスに前の日から乗せてもらえませんかて、その予定が入ってればいいとは思いますが、なかなか、ああ今日はもうあそこに行かんばんやった、バスが来たけんスクールバスと一緒に乗せてもらおうという人は乗れないわけですから、その辺のルールというか、決まり事を、やっぱりもう実績がゼロということであれば、今後そのルールも改正を見直すべきではないかと思えます。なかなかですね、今言ったように、前の日から、要するに、スクールバスに乗っていかんばと言うて乗らす人はなかなかですね、現状としては難しかと思うとですよ。

町民の方がもっと気軽に乗れるようなやり方、そしてまた、当然ですね、いきなり乗

られると、当然地元の方以外というのはですね、乗れないような、そういったセキュリティな部分も当然考えていかなければならないと思いますので、そこは運転手さんあたりで、もうよく見かける、もう地元の方だという、当然顔見知りの方であればですね、乗れるような仕組み、これ全然見たことない人がいきなりおれも乗せてくださいと来たときには、そういった町民の方に限定するとか、そういうルールを決めた中での当日混乗をしていただけるようなシステムをぜひ見直してほしいと思います。

それと木場方面もスクールバスが今小学校、中学校で行っているみたいですが、その辺もですね、2台一緒に上がって、一緒に帰ってくるんじゃないかと、そういった混乗も兼ねた中で、小学校か中学校か、どちらか空いてるバスをですね、混乗用のバス、車にするようなそういったシステムを考えていくべきではないかと思いますので、その点、再度お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 発言の途中ですけれども、先ほど、要望書についての承諾書の署名、捺印の書類をとということだったですけれども、これはもう報告ということとさせていただきます。

○8番（野崎幸洋君） 報告。

○議長（錦戸俊春君） 何名中何名承諾をされておるとのことです。もし、必要であれば、この議会という公的の場での人員数ですので、あとで確認、よければ確認をとします。

はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） アッシュクリート上部の覆土につきましてはですね、もう1回企画ともですね、ちょっと調整しまして、実施設計の段階で含めなければならぬのであればそれを含めて工事の発注をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） スクールバスの混乗につきましては、子どもたちの安全を考えて、現在、事前申し込みという形にしているわけですが、野崎議員からのお話にもありましたように、少し部内でも検討して、その辺、研究しながら進めていきたいというふうに思います。

それとですね、都呂々の木場から都呂々中学校の区間でバスが、スクールバスが2台続けてですね、運行しているという状況がありました。その件につきましてはですが、12月からですね、木場の集会所の下からですね、旧都呂々中学校までの区間については、苓北中学校のスクールバスはですね、ちょっと運行しないようなことに、

○8番（野崎幸洋君） もう行かない。

○教育課長（西川文孝君） はい、しまして。はい、行かないということで、その部分

はちょっと見直しを12月から行っておりますので、2台続けて木場に登るということはなくなったということになります。

以上、ご報告とします。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほどの名簿の件ですけれども、議長のほうから口頭での説明ということですが、事前に元の要望者の署名、捺印があるものは出ているので、その点で提出可能なのかなということで、今お願いしたわけですが、不可能であれば仕方ないと思います。

あと、先ほどの覆土のことですが、今、調整をして調べるということでしたけれども、それは既にもう県からの指導あたりが元の許可を得る前に、既に出ている、私は、その時の説明では、ACⅡを使った場合は、何センチ以上は覆土を必ずしなければいけないという、そういうふうに聞いた記憶があるんですね。だから、今回なかったからお尋ねしたんですけど、今、調べたりとか、調整をするというのはちょっと意味がわからんですけども。その辺はまだ把握をされていなかったということなんですかね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） この覆土についてはですね、いろいろな状況があろう、場面場面があろうかと思っておりますので、ここに必要かどうかというのを確認して、必要であるということであれば発注の、今からその工事請負費の補正が通ってからの発注となりますので、必要に応じてこう実施設計に含めて発注をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 5ページでですね、温泉プールとその学校のプールの関係があったと思いますけれども、私、温泉プールを主体としたその泳ぎの授業はどうかなというふうに思います。というのが、たまに温泉に連れてく、プールに連れて行くこともいいことだと思いますけれども、そのプール自体は泳ぎを教えるじゃなくて、水にも慣れさせる。そういった教育も必要じゃなかろうかなと思うんですね。そういうことであれば、全部が全部というわけじゃなかつたとしても、やはり夏場にお日様の下で水と共存する、やっぱりそういった教育の方法をぜひ考えていただきたいなど。それで、廃止の云々とか出てきておりますけれども、やっぱりそこら辺ですね、人間教育の上ですね、やはりそこら辺ぜひやっていただきたいと思います。

それから23ページ、企画費のですね、18の地方バス運行バス補助金390万円、これは今までのを合わせてどのくらいぐらいになるのか。そして、この運行補助金は、利用率が高くなればずっと下がってくるということでしょう。産交あたりになるんです

かね。この今はですね、苓北町においては、やっぱりあまり利用者が少ないというのは、やっぱり絶対ですね、地方バスが便が悪いもんですから、私にしても、もう免許をですね、手放すことはできんというような状況ですよ。私も80歳ぐらいになったら、あげようかいというけれども、しかし、あげたならば、自転車しかなかですね。自転車も自動車よりも私は危ないと思うとですよ。そういったことですね、高齢者社会になってですね、今、高齢者の方の事故が相当増えますけれども、田舎じゃ絶対もう手放されない。これはずっと私、今まで、今の巡回バスの関係でですね、もうちょっと利便性のよかつば、温泉バスじゃなくて、利便性のいいそのあれをしてくれんかということでありまして、全く受け入れられない。温泉専用バス、ぜひですね、そこら辺を、利用はその高齢者のその運転免許証の兼ね合いと併せてどのようにお考えになるのか。まちづくりをですね。そこら辺をちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

それから、28ページ、老人福祉費の中で、町有バス運行委託料の分が5万4,000円減額になっています。これは福祉センターの中の分ですかね、違うとですかね。これはどういうものか、もし福祉センターで今バスを持っておりますけれども、もし、私が質問が違うとならば、あの福祉センターのバスの運行の経費はどのくらいぐらいなのか、わかれば教えていただきたい。

それから、次のですね、次のページ、29ページに老人福祉センター指定管理者応援事業補助金という9万1,000円、応援事業補助金というのは、どういうものかちょっと言葉自体もわかりませんので、ちょっと教えて。

それから、35ページですね、農地費の14の工事請負費4,830万円の分ですけど、これは全員協議会の中でも説明あったですけども、まずは県工事の分からですね、ナンバー7付近の吹付法枠工となっていますが、これは本当に必要なのか。ここはですね、現在も私何回も見に行くんですけども、ここは地盤も安定している。そして、勾配も約1割から1割ちょっとぐらい。竹木も生い茂り、台風、防潮、防暑の役割も十分果たしておる。

それから、要望書の中にもありましたけれども、私も見ましたけれども、ここは玉石混じりの土です。最高の土質度です。これが壊れるというのは、まずないんじゃないかろうかと。幾らかは壊れますと思いますけれどもね、早急に壊れる。これはもう多分土木とか、経済関係の方は施工管理の管理基準あたりを見ていただいて、その安定的な土砂の勾配はどのくらいなるのかということをちゃんと調べていただければわかると思いますけれども、これに法枠をせんばんかと。私はそう思います。そこら辺がどうなのか。

それから、これ幾らかだぶると思いますけれども、海岸保全事業でですね、76.85メートルですね。階段ブロックの積み木がということで計画をされておりますけれど

も、これは、ここは建設海岸であって、一次工事は全て県工事で行われておりますね。なぜ、今回、海岸保全事業で全ての事業が行われないのか。理由としましては、補助対象外、当然、公的な機関でやるべき事業じゃないから県が受け入れないんじゃないかなど。そういうことであれば、ほとんどが国県の補助金関係に類似しているのが町の助成です。果たして、無償でここを無償で、この路線全部ですね、やるべきで、やらなければならないのかどうか。そこをお尋ねをします。

それから、要望書によるとですね、平成22年度から海岸工事により波による法面の崩壊は抑えられているということが書いてあります。そして、また今回もですね、浸水の理由をですね、浸食理由、農地畑地法面の崩壊は抑えております。一方ですね、もう一つの原因は、陸から海岸に流れ出す地下水にあります。護岸工事以降もこの伏流水によって畑地、法面の崩壊が現在進行形で進んでおります。

そして、ここが大事と思います。畑面積が少なくなるとともに、畑作業の安全性も徐々に脅かされておりますということになっております。陳情書の中ですね。

それから、また、住宅地のほう130メートルについての崩壊はあまりしてないと、法面崩壊防止工事であまりないと。しかし、伏流水による崩壊が進行しているようだということですね。

そして、この場所には住宅地が点在しており、ゆくゆくは住宅や個人にも何らかの影響が出るのではと心配でなりませんという要望書なんです。要望書からいくとですね。

そういったことですね、町にはですね、町内、町内にはですね、水による田畑の被害、これは法面、側面問わずですね、被害状況はかなりあります。また、河川からの越水や湧き水、鉄砲水によって耕土は流され、掘りそられ、田畑等が流用、川となってですね、いる状態のところ相当あります。そのような場合、異常気象による場合は補償事業で工事が行われますけれども、個人の財産であるために、規則によって個人の負担が伴う。もちろん自然災害の場合には補償は全くない。全額自己負担ということになります。

もちろんこういったことはですね、今の自然海岸にはですね、いっぱいありますよ。富岡の半島、北側の半島なんかにはもう地番はあるけれども土地はないところいっぱいあります。こういったことですね、山間部とか奥地にはですね、相当放置されているケースがあります。

今回、この白木尾台地がですね、全額町費で実施されるということであれば、今後ですね、町内の類似の土地、個人については、町で対応していただけるかということですね。そういったことをぜひお尋ねをしたいと思っております。

今後、また、先ほど申しましたけれども、陳情書によってですね、住宅地が点在し、住宅や住民に何らかの影響が出るということでございますけれども、今回、計画されて

おる場所の背後地には、住宅地はないようでございますので、なぜ、個人とか住宅地にそういうことがあるとするならば、人命に関わりますので、そちらから仕事を当然なされるべきだと思うわけですね。

陳情書とですね、町が続けられる工事の計画がずれているんじゃないかなと、私は思います。

この点ですね、確認を要したいと思いますので、実施計画の平面図にですね、官民境界線の入った図面を提出していただくようお願いしたいんですが、議長、よろしいでしょうか。図面に完成した場合の、官民の境界、あるいは民地がどこまで、どれだけ計画が入っているというようなですね。これは当然、実施する場合はつくらないかんけんですね。図面はあると思います。そういったことで提出を求めます。

また、あのですね、この前、作成された図面を見せてもらいました。この図面を見せてもらいましたが、全体がですね、県工事も町の工事も全てですけども、県工事の前は階段ブロック積み、それか法枠による張り工事、張りコンクリートですね。町工事の拭付法枠工事もあります。こういったことですね、また、ほかにもコンクリートの類似の壁面財ACⅡによるものだと思いますけれど、それから、養生シート、全て2次製品で施工されるようになりますね。きれいに草いっちょ植わらんごてですね、そうでしょう。これまでですね、草竹林で覆われていた、そして、この土地は幾らか守られていた。そして、このことがですね、海面からのですね、強風にもですね、潮、砂の飛来を防ぎ、防潮・防砂の役割を果たしているんじゃないかな、現在の状況が。

これが完成しますとですね、今後は、潮、砂の被害はかなり強くなる。特に、打ち上げられた砂が乾燥して強風で吹き上げる砂の害は、そこら辺ばかりじゃなくて、あの台地一帯の家屋あたりにも相当及ぼす影響が考えられますけれども、このような対策はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

それから、41ページの土木費のですね。道路維持費395万9,000円、これ類似ですが、次ページのですね、河川費にも幾らか修繕料としてあがっております。需用費の中で、河川の場合はですね。これは崩れとつこの補修ですか。あるいは、もし昔放置されとった災害でもとられるような箇所での修繕なのではないでしょうか。そこら辺をお尋ねをします。

それから、46ページ、需用費の中でですね、事務局費の需用費の中で修繕料が438万8,000円あがっております。これについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 私のほうから、指導に関することですのでお答えをしたいと思います。

5 ページの件でございます。温泉プールを主体とするのではなくですね、水に慣れさせ、それから太陽光の下で子どもたちも水に慣れさせる、そういう経験をと。決して温泉プールをですね、主体となるようなことのないようにというご指摘でございます。もちろん、私のほうも大賛成でございます。温泉プールですけれども、子どもたちの指導としましてはですね、低学年で水に慣れさせて、3年生、4年生から泳法に入っていく指導になっていきます。温泉プールのほうにも水深の浅いプールも用意はしてありますが、十分ではございません。今、各学校のアンケートを取りながらですね、校長さん方に来年度の計画の中で、砂浜を思いっきり遊ばせて、くるぶしのところでですね、水にばちゃばちゃやらせる、そういう経験というのもいるよっという形で、どうにかその来年度の計画の中に入れて、それも体育の中の水泳の授業としての位置づけを持っていくような形で計画を、依頼をしているところでございます。自然の中でございますので、どうしても雨、風、その他のことで変更が一番学校としてはですね、やりにくい状況に入りますけれども、とにかく子どもたちもできるだけ外でというその姿勢は、私どもとしても堅持していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 23 ページの地方バスの補助金の内容でございます。

当初予算が2,127万9,000円、補正後が2,519万1,000円、今回、39万2,000円の補正でございます。

○5番（松本良人君） ちょっともう1回。

○企画政策課長（福田誠一君） 当初が2,127万9,000円、補正後が2,519万1,000円でございます。

増加の理由といたしましては、本渡富岡港線でございます。輸送人員が令和2年度が5万889名、令和3年分が4万8,556名、これ全路線です。2,323名の減少です。苓北町分の路線を案分いたしますと、約350名、苓北間で減っております。が増額の主な理由でございます。

免許返納者の方の対応でございますが、町といたしましては、福祉保健課において、高齢者の移送事業、民間におかれましてタクシーが民間におられて運行していらっしゃいます。あと、JAバス、今説明した産交バス、町といたしましては、巡回バス、スクールバスの混乗、ちょっと若干違いますが、民間の方で買い物弱者の方のために、訪問販売等もしていらっしゃいます。それでもなかなか対応は全てはできないと思いますが、休日等のご家族の方で送迎をしていらっしゃるというほうで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 28ページの目2老人福祉費の中の節12委託料5万4,000円の減額についてですが、減額した理由におきましては、令和3年度中に敬老会の式典を中止したことによるものでございます。

29ページの節18負担金補助及び交付金の芥北町老人福祉センター指定管理者応援事業補助金というのは、簡易宿泊事業において、町外利用者に対し、予約キャンセルしたことによる減収が生じております。その減収対策といたしまして、本来入るべき額の2分の1相当を支援し、相手方に支払うという事業でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 35ページの白木尾台地の工事の件ですが、まず1点目のこの平面図のナンバー5+13.36以降の吹付法砕工が必要かどうかという点ですけれども、ここにつきましては、お配りしておる要望書にもありますとおり、町としても測量して必要であるというふうなことで今回計上させていただいております。

2点目の海岸保全事業なんですけれども、県と協議する中で、この緊急自然防止対策事業債を活用することといたしました。その中で、町、県、先々日も説明しましたとおり、保全とする対象が違うというようなことで、県としては、海岸保全事業、町としては、この農用地を守るというふうな形での今回の事業計上となっております。

3点目の個人負担金の有無につきましては、今回のこの白木尾台地の法面崩壊防止対策事業につきましては、災害復旧事業とは異なり、災害の発生防止、拡大防止を目的とします緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業でございます。これまでの急傾斜地崩壊事業と同様に、事業の実施に係る個人負担金はないというふうな形での事業実施としております。

それから、4点目の要望書との違いの件ですけれども、お配りしております要望書には、2カ所の件について記載がされております。1つ目が北側約320メートルにわたる畑地法面の崩壊事業、それから、2つ目が、南側130メートルにわたる住宅地裏面の法面崩壊対策事業でございます。

これ2点目につきましては、この要望書提出後にもですね、一部ではございますが、危険箇所については治山事業で対応を終えております部分もありますので、今回はこの1番の部分の320メートルについて先に実施するという事で計画をさせていただきました。

5点目の防潮林につきましてはですね、現在、防潮林は法面の崩壊に伴ってですね、どんどんどんどん陸地側に追いやられている状況があります。今回、現在残っている防潮林部分についてはですね、触れることななく、そのまま極力残すような工事としております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 41ページの補修の内容でございますが、舗装のですね、補修が主なものでございまして、路肩崩れとかですね、災害に類するものではございません。

42ページの河川につきましても、護岸の嵩上げが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 46ページの修繕料でございますけれども、これにつきましては、小中学校のトイレの洋式化に伴います費用でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 23ページ、地方バス、合計で2,500万円ですね。そして、利用客が43万8,000人ですね。去年じゃったですかね、2万9,000人減額となる前の分ですね。実は、本来ならばですね、もう少し、例えば、この地方バスの運行のこれについては、本来ならば、富岡下田間にもこういった形で払ってあったですね。ところが、それがだめになったと、もう産交バスしませんよという時点において、今の巡回バスの話が入ってきた。ところが、巡回バスは、温泉におれは免許もたんけん、おるがところも回せとかいうような方がいっぱいおいでになって、今は温泉バスに置き換えられています。6,000人ぐらいです、経費はあんまり変わらんとやなかつすかね。片一方は43万8,000人ですよ、利用者。この前、一般質問もしましたけれどもですね。巡回バスは最高4,000ちょっとぐらいでしょう。片一方はですたい、2,500万円ぐらいの金をかけて43万8,000人ですね。まあそういうこつでしょう。今数字を聞いたのをそっくり言いよつとですから。まだまだですね、私はこの数も43万8,000人も、例えば、4万8,000人ですか。まああんまり変わらんですたい、40万人ぐらい。すみません。この数字もですね、例えば、町内高齢者の方の乗り具合、あるいは免許証を持つとらん方が自由に乗らるるようなダイヤがもし富岡下田間あたりにあったとすれば、まだこれ以上に相当増えるんじゃないかと思うとですね。今はもう必要最小限、もうよぼよぼしとったっちゃ自動車持たんばどうもならんばいなというのが我々のへんぴなところに住んでいるもの言い分ですよ。これはいつも言いとりますけれども、ぜひですね、そこら辺を見込んだですね、町計画をしてください。片一方は1日に10人ぐらいしか乗らんとですよ。巡回バスで。そこら辺はですね、今後はどう考えておられるか。そこら辺もですね、今後の計画もついでに教えてください。まだまだこの巡回バスをこのまま続けるのか。

それから、35ページの分ですけれど、この先ほど一方ですね、要望書のとおり、

要望書がこういったことで出とるからということで、多分最初、一番最初の分ですね。県工事のところのとおりに行ったと。そして、要望書がこういった形に出とったということです。そういったことですが、今回、この要望書の一番要点はですね、この伏流水によって畑地の法面が崩壊されて、畑面積が少なくなるとともに、畑作業の安全性が徐々に脅かされているということです。これはどこに今回の設計でなっとですかね。狭くなりよっとじゃなかつですかね。一部狭くなる場所ありますね。本来ならば、この要望書によれば、今の面積は確保してくださいと、もうこれ以上は壊るつとは大変ですよ。そして、ぎりぎりまで使えば危のうして危なかくて。そして、してくださいというのが、この理由書でしょ。今回、何か用地ばただでくれろとか、やるとか何か書いてとって、用地は狭もなったっちゃよかからするとなれば、この要望書と違うじゃなかですか。でしょう。そして、一部、私たち小さい時、下のほうにはですね、畑なんかもあったですよ。上じゃなくても。上じゃなくてですね、今の護岸のしてあるところ。護岸のところ畑あったですけども、それはもう今度はもうなかごてなってしまうとでしょう。今度の工事で、下のほうの分は。もったいなかじゃなかですか。農地の関係で、農地保全のためにすつとでしょう。これ農地の保全のためにしてくれろと書いてあつたでしょうね。片一方は要望書どおりにしたと、片一方は要望書どおりじゃなかですばいて、そこら辺の私は矛盾ば感じつとですよ。なぜ、その要望書どおりにすつとなら、要望書どおりにしていただかんかと、町民の方に。それが行政でしょう。

それから、補助金の問題。先ほど課長は、予防のためにするからただでやりますと、ただですよ。そして、国庫負担法ですよ、今度は、予防でしょう、ここは、白木尾は。予防のためにならただでやりますよ。ところが、災害で壊れたところは、壊れとるけんか、補助事業で個人負担が伴うですもんねというような、私は解釈をいたしました。私はそう解釈したつですよ。そうでしょう、当然でしょう、今の形態が。災害復旧で農地の災害復旧あたりは、ここに11ページ、災害復旧費分担金、これは工事分担金ですよ。次ページは、設計手数料まで取つとでしょう。これ災害やつけん、異常気象によって災害を得たところをやってくださいということで、もうしてくださいと、金はしよんかけん払いますけんと言わすとはこの方たちですよ。もうそがしこ金の要つとならばせんと言われる方も多数おいでなんです。これは壊れたところの分ですよ。

ところが今度の分については、防止ですよ。防止ならばまだ個人負担取つてよかつじゃなかですか。要望ですから。それが町民が均一に考える問題ですよ。不公平を是正して。私はそれをずつと言うつですよ。個人負担が伴うものは。

移転事業も何かうしろが崩れとるとか何かで、もう仕上げたからということでございましたけれども、これについても町にもちゃんと危険住宅移転事業かなんかとそういった名目の分がありますね。そういったことで、移転した場合は補助金を出しますよと、

それも100%じゃないはずですよ。

そういったことがもろもろにあるのにですたい、今回、この工事がですよ、全額ですね、税金ですよ。町の金は出さんでも国からの補助金は我々の積み上げた税金ですよ。全くそこら辺はですね、町ん負担じゃなかけんよか、交付税のよか金だからということは、それは言い分にはなりますけれども、元をたどれば税金ですからね。我々の金ですから。そこを均等に使っていただくのが行政と思うとですよ。できればですね、今回、私はこれはいいと思いますよ、これで。いいシステムだと思います。ただ、これを基にして、今後ですね、このような形にする分については、町は全額町費負担、そうするのが当然でしょう。ここはただでしてやる、ここは銭ば取る。同じ目的の、個人からせろばですね、全く財産は同じですよ。豊1枚の土地でも相当大事にしますよ。そういったことです。

それについて、今後の町の対応はどうするか。今後はまだ取らんとすると。白木尾台地ばこがんでしたけん、町は取りませんよというようなことであれば、大いに私は推薦します。賛成します。

それから、維持的な関係ですね、ぜひですね、早めにやってください。もう今は委員長しておりますけれども、あちこち壊れて溝にですね、かなり入っところがある。その溝に土砂に入っことでですね、路肩がやられとつとがいっぱいあります。ぜひですね、一日も早く。

それから、もう1つ、やっぱり切ったあと、後片付けなんかやっぱりきれいにしてください。私、昨日、一昨日ですね、立見線に登ってみました。もう汚か。切った後ばですね、ショベルの、まああんまり上手じゃなかつたでしょうね。もうショベルで押したような形がありましたけれども、やっぱりきれいに取って、そしてまずは第一にやっぱり側溝ですよ。側溝に切った草をですね、枯れ木とか何かがもう側溝に入って、それに引っかかってですね、雨が降った場合はいっぱい越水してから路肩が崩れる状況があると思います。

それについてに申し上げますけれども、そこの先のほうにまた糞尿が捨ててあります。そこら辺もついでにですね、ほかの課が行かっさんとならば、土木管理課と一緒に見ていただいてですね、指導してください。まあここ誰が行ったっちゃよかけんですね、役場の職員は。もう相当なもんです。私、写真も撮ってきておりますけれども、おとこの件。もうローリーで捨ててあったような型がありましたので、ぜひですね、そこら辺も合わせてしていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 巡回バスの今後の見込みということなんですけど、巡回バスは、本年の10月から始めて2カ月弱でございます。今後、区長さんをはじめ、

住民の方からの意見を取り入れながら時期を見まして見直しをしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 白木尾台地の件でございますけども、ここの農用地を守る。で、下の土地については、そこには確かに構造物ができます。それも含めてですね、ここの下の所有者の方は構造物をつくり、そこに無償提供することも含めて事業のほうにはですね、事業の実施については承諾をいただいているところでございます。

あと、ここを保全のために実施するというふうなことで申しましたけども、今回、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、その中の急傾斜地崩壊対策事業で実施いたします。この急傾斜地崩壊対策事業は、宅地等に係る部分も含めてですね、土地については無償提供になりますが、個人の負担金は発生しないというふうな形でですね、実施されております。今回も同様な形で実施しております。この緊急自然防止対策事業債には、そのほかにもですね、保全対象となるメニューがございますので、そういうやつで活用できる分があれば活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 23ページですね、地方バスの運行分、これについて、今の企画政策課長の答弁では、いろいろもろもろの福祉対策のこういろんな金を出されまして。なぜ巡回バスの担当者がそこよそとば引っ張ってきてそれば利用してくださいと言わんばんですか。それに乗り遅れた方は、これを利用してくださいというのが当然じゃないかなですかね。そうでしょう。巡回バスはありますよと。便利かバスがありますと。1時間ごしにあります。あるいは2時間ごしにあります。朝7時に都呂々を出れば、7時15分くらいに、20分頃に志岐につきますので、それだと産交バスに乗って行けば高校まで十分間に合いますと。大手を振って言われるような行政をしてもらわんば、自分は自分、あっちはあっち、今度違うほうに言わせれば、いや、もう路線バスで温泉バスと一緒に乗ってきてくだせとかいうような、そうあてこすりじゃなくて、本分は、やっぱり主たるのは巡回バスですので、ですね。そして、あれは、例えば福祉のタクシーとかなんかも併せて補助金を出しますので、それにあわせて、どうしても乗りきらんときは使ってくださいというのが普通の行政のやり方だと思います。鉄道なんかもそうでしょう。新幹線通って、東海道本線が通って、路線。もともと発想が遅れとる。まず、言い方が温泉温泉で、温泉バス10人ぐらいしか行かんとかば乗せて回るとるけんそういった言い訳になると思いますので、そこら辺を十分気を付けていただきたいと思います。

それから、35ページの分、ことあるごとにですね、補助金がどうの、起債がどうの

こうのと、町民にはそがんとは関係なかつですよ。それはお宅たちの仕事じゃなかですか。良い補助金、良い借金の仕方、それを口に出してですね、私たちに言うたっちゃ何もならんとですよ。町民はいかにサービスを受けられるかて、できれば同じようにサービスを受けられるか。お金とか財源なんかというのは何も関係なかつですよ。あんたんとはただできたかと、俺は100万円出したっぞって、何でじゃろかいというのが、もしそういったことがあれば町民の考え方なんですよ。お宅たちはそれを同じレベルにそろえるために一生懸命努力せないかん。最低の金利の金を借らないかん。最高の起債も借らないかん。そして、最高の補助も受けて、そして皆さんに町民にしてやらんばいかん。それがお宅たちの仕事でしょう。いっちょいっちょどうのこうのどうのこうのじゃくて、そういった形は、今後は私が質問したときに言わんでください。そうでしょう。頭こうしとつとは何で頭こうすつとですか。頭のこうしていることをもう1回聞きますよ。そんかしもう1回発言ば与えてください。

○議長（錦戸俊春君） 質問を続けてください。

○5番（松本良人君） ぜひですね、もし私が言うのに反論があったならば言うてください。反論があつて私が気に入らんとならもう1回私にも言わせてください。もし反論がなかったならば、これで私の質問は終わります。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 1点だけ、今回、白木尾台地についてはですね、個人負担金が発生しない形でできるっていうことはですね、私は大変いいことだと思っております。そこは松本議員の一般質問にもありましたようにですね、それぞれの事案事案ごとにですね、必要な施策、何がベストなのかを今後も判断して、それを採用させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 23ページの会議録作成支援システム導入委託料、これ説明の中で、何かAI使うとかな、そのことによって、これは国のIT施策に基づいた取り組みだろうと思ひますが、このことによって合理化、町が進めている行財政改革にどのような影響を与えてくるのかお尋ねします。

それから、33ページに委託料、システム改修委託料が計上してあります527万6,000円、これもうちちょっと詳しく教えてください。

それから、36ページに修繕料、先ほど何か発電機云々の話がありましたけども、トラックを下取りに出すと、あれなんやったかな、あんトラック何かな、ダンプカーじゃなかばつてんですね。今、そこに郵便局の横に置いてありますが、あれはもう既に処分

できたのかどうかお尋ねします。

それから、38ページに、これは直接補正とは関係ありませんけども、ペーロン船のことがちょっと記載されてありますけども、これまでペーロン船が放置されたままになっていると。それでこれはもう処分すべきじゃないかという話をしたところが、何かペーロン船のペーロン大会に出られるチームの方の品物だというふうなことでした。それはそうとしてですね、いつまで放置するのか。もし行政が財政支援をしていくということであればですね、もうすぐ新年度の予算の作成時期に入っているかというふうに思いますので、そういう対応をすべきだろうと思います。

それから、41ページに道路の新設改良費があります。これも補正とは直接関係ありませんけども、浦本商店さんが用地を寄附されましたね。それで現在、そのまま立入禁止の柵が立っていますけども、そのままになっています。あの周辺は町が広場づくりでお金を使っておられますので、あの浦本商店さんから寄附していただいた土地は通路として富岡中央線と東目線の連絡道路として舗装して整備すれば、あそこら辺の景観はまた若干変わってくると思います。

それから、48ページに支障木伐採委託料が計上してありますが、これはどういったものでしょうか。

それから、35ページに戻りまして、幾つかお尋ねをさせていただきます。

まず、いただいた資料の中ではですね、これ事業の全体が見えません。どこまで、このどこからどこまで、するのは大体わかるわけですが、それ以外のところはそのまま放置するのかどうか。現状は、今度手を掛けられるところとそう変わっていない。この生コンの下の崖あたりもですね、暖竹がずっと植わっている。それで民家もあります。そこはですね、地肌が見えているところもあります。ところが、この工事区間には入っていないようです、今回は。ですから、そういう部分についてはどうしていかれるのか。今回の施工予定区間と今後の見込み量と、もし積算してあれば事業費を教えてください。

それから、予算費目はですね、農地費としてあげてあるわけですが、ここは先ほどちょっと話が出ておりましたように、県の建設海岸です。建設海岸で県の管理ですよ。海岸、港には、その保全区域というものが当然指定されています。それで、ここが建設海岸とすればその保全区域はどこまで入っているのか。1メートル、2メートルじゃなかはずですよ。深いところはやっぱ10メートルか15メートルぐらい入っています。それで、民地にもう区域としては入っています。管理者が買い上げるのは別にしてですね、どこまで入っているのか教えてください。

それから、同じ箇所なのに、同じ箇所ですよ。なのになぜ県と町が入っているのか。いろいろ話をさせていただきましたけども、これはもし県と町が同じ箇所をすれば、しかも断面で、側点で切り替わっているものではありませんよね。昨日、説明の中では、

ナンバー7は、法面は町がします。下の基礎部分というのか何というのかわかりませんが、そこは県でされますということですが、そうした場合にですね、それは県との文書の取り交わし、ここは町がしますよ、ここは県がしますよと、そういう取り交わしの文書はあるのかどうか。これやっぱりないとすればですね、大きな問題です。同じ熊本県民の税金を使うにしても、やっぱり県費と町費は全然違うわけですので、そこら辺の協定書があるのかどうか。

それから、先ほど高戸議員から質問があっておりましたように、測点間距離は何メートルですか、40メートルのようです。課長の町の説明では、そんな場所場所によって40メートルもあるよという話でしたけども、それはそうかもしれませんが、実際、具体的にですね、測点間40メートルで工事をした例が町費であるのかどうか。県なりでもあれば教えてください。

それから、この白木尾内田海岸法面の保護の立場からですね、護岸パラペットの高さに1メートルぐらいの、正確に計っておりませんので、はっきりした数値は言えませんが、1メートルぐらいの差がありますね。それは低くなっているんですよ、農地の部分。つかんどらん、つかんどど現状は。そっで1メートル低いからその越波が、その白木尾内田を洗掘するのではないかと質問しました。そのことは県にやっぱり対処してもらわなきゃいけないという話はですね、これまで議会の中で複数回町に考え方を尋ねております。そのときの町の答えは、県の海岸だから県に伝えますということだったと思いますが、これらの対応はどうなっているのか。今の課長の態度見れば、そがんとんあっとかいという感じですので、やっぱり現場をようと。いや、あんたたちが手招きで土木課長ですばいと、そういうこっじゃなかつたい。

それからですね、その言う中で断面図の中にですね、これはナンバー3の断面の中に、φ200の暗渠配水管を4メートルごとに設置すると示されていますけども、この伏流水という話が度々出ております。それで、昨日ですか、町長の話の中では、志岐山からの伏流水だという話されて、えらいやっぱり狭いようで広いなという気がしましたけども、この志岐山からの伏流水、あるいは、その現地での地下伏流水の数量はですね、つかんでおられるのか。つかんでおられるとすればこの数量は何 m^3 と申しますか、1秒間当たり何 m^3 とか何とかそういう単位になってこようかと思っておりますけども、そこら辺教えてください。

それから、同じくナンバー3の中で、補強盛土等に図示されている材料の一番下部にですね、このφ200の配水管が埋設してありますが、これは当然、水は、降った雨はそこを通過して低いほうに流れていくということになれば、この断面からいくと、この排水パイプを通して側溝に行く。そして、側溝から海へ流れ込むということになります。このことは説明会の折には十分説明してあるのかどうか。

それから、ナンバー3と、私たちはナンバー3とナンバー7の標準断面しか配っていただいておりますので、この2つを基準にお尋ねしますけども、この地盤線は同様の形ですよ。改めて見んちゃわかる。なぜ工法が違うのかということです。これまでの話では、その地盤側から平地になった部分が狭いから広いからというような感じでという説明であったというふうに思います。それと、そのことを今度は今まで県が手を掛けたところにも県があえて取り組む、あえてかどうかわかりませんが、今回、取り組むようになっています。

それでナンバー7の工法をナンバー3に生かせば、この農地費で組んでいる予算にですね、予算の目的とですね、合致します。と言いますのは、一番そこに補強盛土をしている部分が全て農地になってくるわけですので、この予算で組んでいるところの目的が合致するというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、幾度となく工法、この工法ですね、種類について説明がありました。それで強度が一番よくて経費も安いんだということでしたけども、その試算してあればですね、例1の場合は幾らだ、例2の場合は幾らだと、そこ辺を教えてください。

それから、ナンバー7の方式ですね、ナンバー3のところを工事をすれば搬入盛土の分がなくなってしまうと、とすれば、その搬入盛土を持ち込む費用はなくなってしまうわけですよ。これが地盤線でしょう。これがナンバー3なんですよ。これがナンバー7です。ナンバー7はこの地盤線からもう即何メートルぐらいですか、3メートルぐらいですか、ですね、一番下が。それでこれだったらもう10メートルぐらい、8メートル40とか何とか書いてありますけども、この部分がなくなってくれば、この分の搬入分は事業費が安くなる。そして、この一番底部の広さが農地として活用できるということなんです。

それから、先ほどちょっと質問があつて明確な回答はありませんでしたが、このナンバー3の各補強道路、天端があります。これナンバー3ですね。天端に何の処理もしなくていいのかと。先ほど野崎議員の質問では、県の使用許可か何かのときには、その構造は義務づけられているという話でしたが、それはお互い、町のほうは認められたようですけども、そのことに対する対策は今後積み上げていく中で対応するということですが、そんな工事費、予算に出す工事費の中です、今から間に合うんですか。何でここ、どういう種類で、どういう工法でこの辺するつもりなんですか。それはやっぱ、やっぱり予算に出すときには、法律とか決まりとかよく守っていただいて、極端な言い方、事業費の中に1円の間違ひもないというだけの中で議会に出すべきですよ。今から言われたけん、今後はちょっと付け加えます、それでこの面積が、仮にそこは100歩譲ったとしてもこの部分は面積は全部で何平米になりますか。

それから、この補強盛土の前に壁面材が示されています。これは多分コンクリートな

のかどうかわかりませんが、ブロック、大型ブロックのようですね。この前勾配が2部になっていきますけども、普通ブロック積みは大体3部ぐらいが標準的な勾配じゃないかというふうに思うわけですが、これでいいのかなどか。

それで、1つにはですね、この基礎部分が非常に補強盛土の上にブロックを乗せて2部になつとるですね。ブロック積みの場合、このブロック積みに対して必ず基礎コンクリートが打ってあります。それに3部でブロックをずっと積み上げていくわけですが、この場合は、補強盛土に特段のこの壁面材用の基礎というのは示してありません。それで、それにも関わらずかなりの量がこの盛土材として設計されています。それで、安定計算上ではOKなのかどうかお尋ねをします。

それから、この普通、工事の場合は、断面図には計画高というのは表示してあるはずですね。ところが表示してありません。ありませんというか、全部にありません。点々とありますけどもですね。やっぱりそこら辺の高さというのは、ぴしっと管理していかんと、どういう形の品物ができるのか自信がありますか、ですね。100分の100で正解は、幾らか誤差は認められてありますけども、そういうもの、数値基準はぴしっと確認すべきです。そして、この予算額を出して、それで議会に提案するという形にせんと、言われてから修繕、言われてから修正、言われてから修正、そんなことでどうするんですか。

一応、以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、まず私のほうから23ページの会議録システム導入についてのご質問がありましたので答えさせていただきます。

会議録システムの導入に伴う合理化にどのような影響を与えるのかというご質問であったと思います。

金額的に言いますと、今、会議録作成については、議会のほうが会議録の作成委託をしております、3年間の平均で約150万円ほど委託料かかっております。こちらのほうが経費の削減につながってまいります。行財政改革基本計画素案ということで、全員協議会で説明をさせていただきましたが、その基本的取り組み事項の中で、時代に対応した組織機構の見直しと事務改善というのをあげております。事務事業の見直しと改善による事務の効率化、簡素化というものをあげておりますので、この職員の事務の効率化、簡素化につながってまいります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 33ページのシステム改修委託料527万5,000円の内訳でございます。

健康意向調査の変更によりましてシステムを改修いたします。その部分で52万3,000円になります。

次に、歳入のほうに、14ページのほうにですね、予算計上させていただいております部分で、国の事業になりますが、健診結果の利活用事業におけるシステムの整備事業になります。これが健（検）診結果等の様式の標準化整備事業、これが180万4,000円、次が健（検）診情報連携システム整備事業で294万8,000円、3つの改修部分を足しまして、合計の527万5,000円ということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、堆肥センター関係で4トンユニックの売却関係ですけれども、11月26日に入札を終わりました、落札業者は決定しております。

次に、35ページに戻りまして、白木尾台地関係の質問でございますけれども、今回、事業計画していますのは、全員協議会で説明しましたとおり329メートル、この全体でございます、補正予算に計上しておりますのは、その内の中央部分の113.36メートルでございます。

そのほかの部分についての計画については、今のところございません。今後、必要に応じてですね、計画は策定していかなければならないものと考えております。

次に、保全区域につきましては、海岸保全区域につきましては、延長ではなくて、幅というふうなことで考えてよろしかったでしょうか。

○7番（浜口雅英君） 幅とか長さじゃなくて、その区域が、区域をゾーンで示してあるわけですが、ゾーンが。

○農林水産課長（宮崎良成君） その海岸を含むどの範囲かというふうなお尋ねですかね。

○7番（浜口雅英君） 建設海岸の保全区域はどうなっていますかということです。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 白木尾建設海岸の保全区域は、富岡漁港の境からですね、内田川河口までですね、白木尾海岸でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 次に、県と町の事業のすみ分けについて文書でのやりとりを交わしているのかというふうなご質問ですけれども、協議については、双方でやっておりますけれども、正式に文書は交わしてはおりません。

次に、測点間の距離40メートルについて、その他の事例があるのかというのにつきましては、今手元にそのような資料がございませんのでご回答できません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 1メートルの段差があるということで、これはもう以前から何度もですね、県に要望したですけども、補助事業でした部分と単県でした部分もございまして、背後地が農地、山林のほうがあったところが1メートル低いと。人家がある部分は高いという回答でございました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 次に、ナンバー3の断面におけるこの伏流水についてどのように検討されているのかというふうなことでございます。

浜口議員からのご質問の中に、志岐山からというふうなお話がちょっとあったんですけども、そのような答弁を。

○町長（田嶋章二君） 俺が言うた。

○7番（浜口雅英君） 町長が言わったとはちゃんと聞いとかんば、あんたたちは。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません。ここの台地内の影響は、直接志岐山からは影響はないと考えております。高さ的にはですね、志岐平野を流れます三会川と同じような高さの位置にその伏流水の位置がございまして。それよか上部も含めてですね。

その後、排水パイプの設置につきましては、現地の状況ですね。今年は8月、特に雨の多い時期がございました。そのような状況を確認した中でですね、設計業者のほうで必要数を判断し、今回、4メートル置きに200メートルのパイプを設置するというふうな設計になっております。

あと7番の海への流れ込みにつきましては、これは特にこの工事によって悪影響をする物質が海に流れ込むとかそういう状況には特段ございませんので、もうこれにつきましては、当然、低い海岸線のほうに流れていくというふうなことで計画をしております。

あと工法の違いにつきましては、これは何人かの議員さんからもご質問ありましてとおり、それぞれの保全対象が違うというようなことでの工法の違いというのは出てきます。

あとナンバー7とナンバー3、これのナンバー7の吹付法砕工をナンバー3のほうにそのまま持って行ったら、その農地の保全も一緒に図れるんじゃないかというふうなご質問でございました。確かにそのような考えもあるんですけども、全体の事業費としまして、吹付法砕工に比べてましても、この補強盛土工法は安価でございまして。その辺の事業費等も含めてですね、今回のこういう工法を採用させていただいたところであります。

ちなみに、すみません、比較検討による試算をですね、若干説明させていただきます。

これは関係者への工法比較検討の説明会の折にですね、説明したものでございましてけども、補強盛土工法、今回、ナンバー3のほうにですね、採用している分ですけども、

直接工事費で、メーター当たり16万4,000円で説明させていただきました。同じ断面で吹付法砕工を採用した場合が、メートル当たり23万1,000円になります。

その他の大型かご砕工法とかについてはです、それよかだいぶ金額が高くなりますので、すみません、説明はここで省略いたします。

犬走り部分への覆土につきましては、先ほど企画政策課長から申し上げたとおりではございますけども、それに加えて、覆土につきましては、県との打ち合わせによりましてですね、個々の施工主体の判断によって、必要か否かというのは判断するっていうようなことになっております。

それに応じてですね、今回、この覆土をしない、覆土というかですね、表面の施工はしないというふうな形でですね、計画、計上しております。

それから、全面の張ブロックについてはですね、安定計算を実施しておりまして、このような形状となっております。

計画高につきましては、あくまでも標準断面図というふうな形で今回添付させていただきましたので、そこに値は載せておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 38ページのペーロン船の管理についてのご質問がございました。

再三ですね、民間の団体の方の所有ですので、適正な管理をということでお話をしているみたいですが、まずは、再度きちっと管理をしていただくようにお話をさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 48ページの支障木伐採の業務委託料ですが、これにつきましては、苓北中学校の松林の松が枯れておりますので、その伐採の業務委託料になります。

また、元浦本商店の土地につきましては、活用方法を検討いたしまして有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 48ページの苓北中の松枯れ木の伐採の件ですが、これはですね、今、縦の関係といいますか、課ごとの取り組みになっていますよね、観光施設は商工観光課、東海岸は土木、西海岸は農水、ほいでそれぞれが今度は、いや、ここは県の管理ですもんねということになっている。山陽公園は商工観光課という形ですね。私は思うんですけども、苓北町のことは町長、1つになって、その気づいた人が、どっか課を決めてですね、土木でやるのか、総務でやるのか、それで気づいた人が切っ

まう。ほっで、県の管理であっても、国の管理であっても事前にそういう松枯れについては早く処理したいと、処置したいと、対応したいということで、発見次第に切るよと。ただし、写真かなんかはぴしと残して、全部伐採にならないように。1回、町長は伐採した箇所にはさらに補強していくと、防風越波としては非常に効果があるので、切ったところには捕植していくという話をされました。私は、落ち松葉の管理が不十分なのもう切ってしまいなせと云うたところが、いや、そうはいかんよということだったと思います。そういう白砂青松に愛着を持っておられるかというふうに思いますので、そういう取り組みをしていかんと、まだ新地海岸のところの松の木は赤くなっていますよね。やっぱあれはですね、自分も昔与作をしよったときには、思い切ってですね、当時は松枯れの伐採が流行しておりました。それで、これもかというような木を切り倒すと、もう芯には松脂がなくなっていると。葉は何とか青いんですけども、芯はもう松脂がなくなっているというふうな状況もありましたので、一遍そこら辺は根本的に取り組む体制を変えて、商工観光課だからあそこの海岸はきれい、あそこはせんということじゃなくて、もう町長なり、あるいは副町長の指揮の下でやられたらどうかと思います。

それから、ペーロン船はそういうことですね、幸い、幸いといたしますか、不幸にも今度はコロナの関係でペーロン大会が苓北町のにぎわいの源の1つでもあるペーロン大会が取りやめになったということで、非常に残念なことですけども、1つにはそういうですね、使用する、あるいは使用された船をそういうところに放置するからコロナもなかなか収まらなかったのではないかと思いますので、そういう部分もですね、積極的に、いや、笑いごとじゃなくてですよ、あれは元は町の税金でしょう。ですね。だけん、税金の先ほど誰かがえらい税金の話をされておりましたけれども、税金は非常に大事だというふうに思いますので、そのためには、出場されるチームの方が一番よくわかっておられると思います。ペーロン船に愛着を持っておられると思いますので、先ほど課長がちょっとまた話をしてみるということでしたので、ぜひ話をさせていただいて、よりよい方向に持って行ってください。

それから、35ページは飛ばしまして、23ページでは、これ何やったけな、150万円。とすれば、行財政改革の全員協議会の中での説明の中ですね。それでその時に何かこう若い人の働く場所が苓北町にはないというふうな話もされたのではないかと思います。もしかしたら、私の一般質問での町長の回答だったかよくわかりませんが、そういう意味では、1つは、今、役場に勤めておられる方にどうこういうわけじゃありませんけども、最近、苓北町の人採用がですね、ちょっと少なめになっているんじゃないかというふうな気がします。これは町外の方が今就職されている人に対してですね、どうこう言うわけではないんですけども、そういうことも、5人採用される場合には、苓北町の人を3人、町外からを2人とか何とかそういうことはできないのかどうかお尋ね

をします。

よく地元でのいろいろな寄り合いのときに、もう全然知らん人ばかりやっかいて、どこんお嬢様かい、どこの息子さんかいて言われたときも、いや、私もわかりませんという言い方になっております。

それから、35ページですが、まず一番重要なのは、県と町の工事のですね、これやっぱ、まだ文書の取り交わしはやっていないということですが、まさに、今の苓北町役場農林水産課の考え方の基本じゃないかと思えます。といいますのは、3年前ですか、林道の災害復旧工事のときに、私がちゃんと自治法に基づいて、ちゃんと議会の承認を得んことにはその変更の場所には手は付けられないということを言いましたけども、町は、何ら問題ということでした。あれは問題ないじゃなくて、それをしちやいかん。それで、この文書の取り交わしはですね、これ町長、どう思われますか。苓北町と熊本県が工事を、そんお互いが、それぞれの職員さんがボランティアでされた場合はまた若干違うと思えますけども、それぞれ県費、それぞれ町費で出し合っている。しかも、その区分けは、ここからこの分は全部が県ですばい、こっちは町ですばいというぐらいならまだちょっと違いますが、一つの断面に重なっていますよね。下の階段の部分は県がします。その上のほうの法面は町でしますということですが、それやっぴりぴしっとした、蒲島さんと田嶋さんの今は印鑑は押さなくてもいいんでしょうけども、両者のやっぴり取り交わしは絶対必要だろうと、お互いこうとこうですもねと。ですので、そこは取り交わしてもらいたい。それでそれを取り交わした後に、また提案をしてもらわんと、そういう必要な一番大事な書類がないのに議決はできません。

それから、測点間の40メートルの件でですね、臨機応変に対応するということですが、そういうことがですね、まさに今の県との重要な契約書を交わさなければならぬのに、それをしないということです。まさにこういうことですよ、臨機応変。ほかにもありましたよね。

それから、志岐山の伏流水の話、これはまあ執行部は話は統一していただかないとどうもならぬ。まさにですね、そういう対応はですね、この工事に対する町の典型的な形なんですよ。これが逆にそっち側に移っている。この状況がそっち側に移っている。そういうことなんですよ。もうちょっとやっぴり詰めて、どんな小さなことでもやっぴり執行部は一体となって説明していくということにすべきです。

それから、壁面材の基礎ですね、基礎はやはり明確な回答はなかったと思えますけども、そこら辺もやっぴり再度お答えください。

一応、終わり。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 白木尾台地の工事につきましてはですね、何点かご質

問いただいたところでございます。

まず、県と町との文書での取り交わしですけども、協議した分についての復命等がございます。ただ、それを正式な首長レベルでの文書を取り交わすということまではしていないというところでございます。

伏流水の状況についてはですね、すみません、私と町長と、すみません、答弁にずれがあったことについてはお詫び申し上げます。

あと、このACⅡを使った基礎の部分についてはですね、きちんと安定計算をもとに今回の断面が決められておりますので、このような方法で特段問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 支障木の松枯れの支障木のこの件については、いいですか。

○7番（浜口雅英君） 松はよかばってんか。

○議長（錦戸俊春君） いやいや、その管理体制のいいですか。

○7番（浜口雅英君） 松はよかばってんか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 今回、異常な松枯れが起きました。そういった場合にですね、富岡の西海岸も東海岸も県の管理になっておりますので、やはり県にやっていただくのが当然のことなんですけど、やはりこれを待っているとですね、また松枯れが広がっていくということでもありますので、そういった場合、今後ですね、やはり証拠写真を撮るから先にこっちでやっとするから、後でお願いするよというような連絡を取った上で、早急にやはり切り取っていくのが今後のためだと思っておりますので、今後はそのような状況で対応をしていくように役場全体でですね、意識を共有していきたいと考えておりますし、先ほど、白砂青松という言葉で言われました。私は、それも考えておりますが、1番は防風です。防風林としての、あの松林の効き目はですね、非常に大きなものでありますので、やはり枯れた木がですね、治まったときには、捕植すべきところは捕植して、しっかりとその機能が保たれるようにやっていきたいと。これは県ともよく話を担当同士でするべきじゃないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 執行部の回答の折に、議長にお願いしたかったのですが、私は県との協定書と言いますか、そういう1つのピシッとした公文。ところが、課長は出張かなんかの打ち合わせの復命という話ばされたじゃなかったですかね。やっぱり、復命書とですね、県との打ち合わせしたその復命書と、蒲島さんと田嶋章二さんの協定書というのは違うでしょう。何でここでそういう話が、あなたが出張したときの復命があるんですけどって、そういう話が出てくるんですか。そうじゃなくて、まだ結んでいませんと、

結んでいないので、何かあったときには、これ県にも町にも多きな被害が発生する可能性がありますと、損害を与える可能性がありますと。早急に結びますと。どうしてそういう感覚にならないんですか。ですね、そういう執行部の考えがまさに今回のこの工事に出ている。今回のこの補正予算に出ているんですよ。もう少し慎重に、皆さん、執行部は全部頭を寄せていただいて、確実なところで今後提案してください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ここで、3時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時44分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質疑を続けます。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先ほど来、いわゆる白木尾台地の法面崩壊防止の工事費が提案されております。今、いわゆる県との文書が取り交わしていないなら、この提案の審議ができないというお話もあっておりますが、その点についてどうなのか。この取り交わしをしなければ、この審議はできないのか、その1点だけお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 協議についてはですね、担当レベルではありますけども、終えております。それについては、副町長、町長含めて報告済み、県のほうについても上のほうには報告済みでございます。それにつきましては、書面というのは、文書というのは復命書しかございませんけども、それが正式な首長レベルでのあれがなくても、私は事業は可能であると考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、農林水産課の宮崎課長からご答弁ありましたが、改めて、副町長、何か補足的な問題があればお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） その点につきましてはですね、今、課長が申しましたとおり、県との協議の中でですね、町の事業、県の事業ということで事業の中身について協議を行っておりますので、特段問題はないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○10番（倉田 明君） はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 補正予算修正の動議を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、どうぞ。修正案の動議がありました。

修正案を受理しました。

写し配付のため、暫時休憩をします。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時06分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

修正案の趣旨説明をお願いします。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 発議第12号。令和3年12月10日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

発議者、苓北町議会議員、浜口雅英。

賛成者、苓北町議会議員、石田みどり。賛成者、苓北町議会議員、松本良人。賛成者、苓北町議会議員、高戸幸雄。賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋。賛成者、苓北町議会議員、山口利生。

議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

次のページをご覧ください。

議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案。

議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の一部を次のように修正する。

1、第1条中「5億222万円」を「4億5,402万円」に、「53億9,186万2,000円」を「53億4,366万2,000円」に改める。

2、第1表歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書の一部を次のように改める。

歳入、単位千円。

款21町債、項1町債、補正前の予算額4億4,810万円、補正予算額マイナス2,559万2,000円、補正後の予算額4億2,250万8,000円。

歳入合計48億8,964万2,000円、補正予算額4億5,402万円、補正後の予算額53億4,366万2,000円。

歳出、単位千円。

款5農林水産業費、項1農業費、補正前予算額3億8,131万5,000円、補正予算額1,959万6,000円、補正後の予算額4億91万1,000円。

款12予備費、項1予備費、補正前の予算額1,000万円、補正予算額10万円、補正後の予算額1,010万円。

補正されなかった款項に係る額は抹消します。

歳出合計、補正前の予算額は48億8,964万2,000円です。補正予算額は4億5,402万円です。補正後の予算額は53億4,366万2,000円です。

3、第3表地方債補正の表中1追加から(緊急自然災害防止対策事業債)農地等緊急自然災害防止対策事業4,820万円を削除する。

以上です。

○議長(錦戸俊春君) 趣旨説明が終わりました。

これから、この修正案の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○7番(浜口雅英君) どうもありがとうございました。

○議長(錦戸俊春君) これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 討論がありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。

はい、廣田幸英君。

○3番(廣田幸英君) 3番議員、廣田です。私は、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

今回の補正予算は、緊急性や優先度の高い事業、各種制度改正に対応するための事業、さらには、令和4年度に向けての準備経費などが補正されており、いずれも適正な内容であり、必要な補正予算案であると、私は判断しました。

よって、原案に賛成をいたします。

○議長(錦戸俊春君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私は、原案に反対、修正案に賛成の立場で賛成討論をします。

私は、農地の保全そのものに反対するものではありません。農地保全は必要だと思っております。町からの全員協議会時に提示をしていただいた工事図面を見て、この事業の進め方に疑問を持つものです。

町からの説明では、海岸保全は県の事業で、町の事業は法面部分の農地保全と聞きました。なのになぜ海岸保全の部分まで町の事業となっているのか。町からの説明はしていただきましたが、まだ疑問が残ります。

また、地権者からと潜水組合から町の工事に対して要望書も出されているのに町民の声に耳を傾けないで工事を強行しようとしています。

それに、議会への資料として提示された要望書は、賛成の要望書のみでした。反対の人の2件の要望書は議会からの請求で提出、それも1件のみでした。再請求をしてもう1件を提出するという偏った資料の出し方についても疑問が残ります。

よって、このような事業の進め方については反対をし、修正案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） はい。私、原案に賛成の立場で発言いたします。

私は地元ということで、白木尾海岸が皆さんに議論されました。議員になってから私もだいぶ、ちょっと何年から始めたのかちょっと覚えてませんが、3回にわたって白木尾、内田、年柄の区長さん、私の名前でも要望書をお願いしております。その中で、もうあそこは先ほどから議論があつて、町長も言ってますけども、本当白木尾台地、基盤整備してからもう長くたちますけども、もうたいがい10メートルぐらいは崩壊しております。その中で、やっぱりもう白木尾台地もどうなるのかと、皆さんからの要望で私も立ち上がってやっております。その中で、白木尾は特に農業には関心があつて、後継者もいっぱいいます。その中で、子どももう十何人、五十何軒にいます。危険でトラクターも行けません、その近くまでは。だから作付けは今半分ぐらいしか作ってありません。そういう中で、やっぱりやっとなら私たちの要望が通つて、今回、町長、関係課長たちのおかげでやっとなら地権者に無料で何とかできるようになったということで、やっとならこれが活動したところでございます。もういろいろ設定を行つて、工法も皆さんにわかるようにいろいろ考えましたけれども、この方法が一番安価で、丈夫でいいんじゃないかということで、この前3回にわたった地区の説明会でも聞きました。そういう中で、皆さんに納得してもらえようように関係者から全部1軒1軒行っていただいて、やっとなら2人の反対者いましたけども、これができるような状況の中で、私は喜んでるところでございます。そういう中ですので、本当、地区の皆さんの気持ちも思つていただいて、やっとならここまでなれたということをご報告し、私もうれしく感じております。

そういうことで、私は、賛成でお願いします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私は、原案に賛成の立場で発言いたします。

白木尾台地の保全というのは、皆様ご存じだと思いますけど、できる限り早く手を付けたほうがいいと。予算のなかなか出せない荅北町において、国からの補助が出る絶好の機会に、そのときに提案をされたということで、今のうちに進めるべきだろうと思っております。

よって、私は原案に賛成の立場で発言をいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。

款5農林水産業費のうち、節14工事請負費4,830万円についてでございますけれども、工事内容について賛成し難いものがあります。この事業は、内田区長、吉田勝志様、白木尾区長、田中幸博様、年柄区長、川口駅雄様、議会議員、田嶋豊昭様、4氏の申入者により要望が提出され、実施計画の運びとなったものと思われま。

この要望書の理由書によると、①白木尾台地北側約320メートルは、平成22年度から護岸工事により、波による法面の崩壊は抑えられているが、陸側から海側に流れ出す地下水でこの伏流水によって畑地、法面の崩壊が進んでおり、畑面積が少なくなるとともに、畑作業の安全性も徐々に脅かされていると。②白木尾台地南側130メートルについては、伏流水の影響と思われる水で崩壊が進行している。この場所には、住宅地が点在し、心配でならない。ということで、何とかこの崩壊を食い止めたいが、私どもではどうにもできないという要望書でございます。

今回、提出された工事計画書によると、完成地には、現在の畑地面積よりもはるか少なくなるような計画になっております。農地の崩壊により畑面積が少なくなるのを食い止める農地保全のための防災工事が、逆に少なくなるようなこういった計画になっていく恐れがあります。

また、危険住宅救済については、現在、町に危険住宅移転事業があると思われま。ただし、今回の事業計画されている地域には家屋は存在しません。この設計図によると、全体が県工事階段ブロック張りコンクリート、町工事の吹付法砕工、コンクリートに類似の壁面材ACⅡ、養生シートと、全て疑似製品で施工されております。これまで草竹

林で覆われて、このことが海面からの強風にも潮、砂の飛来を防ぎ、防潮防砂の役割を担ってきているところであると思われます。この設計書のとおり、工事が完成した場合、今後は潮、砂の被害はかなり強くなる。特に強風が吹き上げる砂の害は、台地に耕作されている農作物はもとより、近隣住宅まで被害を受けることになると思われます。

一方、町内には、水の被害による田畑は法面、側面を問わず、その被害状況はかなりあります。

また、河川からの越水や湧き水、鉄砲水等により耕作道は流され、掘り取られ、田畑等が流路工となり、川となっているところが多数あります。

このような場合、異常気象による場合は、補助事業で工事が行われますが、個人の財産であるため、規則により個人負担が伴います。もちろん、自然災害の場合には、補償はなく、全額自己負担ということになります。

山間部の田畑は、このようなことから放置されているケースが非常に多くあります。

今回、この白木尾台地が全額町費で実施されるということですが、町内類似の土地の保持については不公平が起こる可能性があります。

このようなことから、この工事に対して修正動議に賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 10番、倉田です。原案に賛成します。

今回、農地費で白木尾台地法面崩壊防止工事につきましては、兼ねてより復旧について要望があがっており、町当局も事業費の確保、また、工法等について今日までいろいろ検討なされてこられました。幸いにも国土強靱化法関連事業ということで、先の全員協議会で執行部から事業の内容、予算、工法、工事材料にACⅡを使うことにより、事業費の軽減、また、土地所有者の工事費負担の免除等について質疑・応答がありました。

一方、エコアッシュいわゆるACⅡを使用しないよという要望書も提出されております。このACⅡを使うのに反対する住民の方々もおられます。この製品の安全性については、本議会独自で平成16年12月、議員全体16名による石炭灰リサイクル調査検討特別委員会を設置し、18年9月まで計6回にわたり、調査、検討が行われ、なおまた引き続き、19年11月から全議員14名による石炭灰リサイクル調査検討特別委員会を立ち上げ、20年11月まで9回、連続4年間にわたり調査、検討を行い、その結果は、先の全員協議会の資料のとおりで、製品は全て環境基準以下であり、安全性を確認いたしました。

したがって、製品に対する県など関係機関の許認可と製品の安全性をもとに、今日までACⅡを使った上津深江、財の尾の宅地造成や福祉ゾーンの避難地、また、以前、白木尾海岸保全工事や都呂々沖漁場造成工事にも数多く使われてきております。石炭灰リ

サイクル調査検討委員会などを否定することにつながりかねません。

そしてまた、ややもすると製品の信用、また会社の信用問題にも関わる可能性を有するものではないかと危惧するところであります。

ご承知のとおり、行政は事業の対費用効果の観点から事業費用の軽減に努め、それは皆さんもご承知かと思えます。

今回の事業は、地元からの長年の懸案事項であり、国土強靱化と住民の暮らし、農地保全の観点から計画どおり、早期に完成を望むところでございます。

よって、原案に賛成いたします。

以上。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案及び修正案の反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、本修正案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

白木尾台地法面防止工事については、関係者、住民の皆さん同様、私も賛成をすることでございます。しかしながら、過去本工事に類似した苓北町拠点避難地造成工事において、多量の工事残土が発生し、その処理問題で大変苦い教訓を持っております。

以上のことから、工法変更等を含め、再度、精査検討が必要かと考えます。

よって、本修正動議に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 修正案に賛成、原案に反対の立場で討論いたします。

私もこの白木尾台地護岸の保全事業が大事であることは十分理解しております。

しかし、これまでの説明を聞きますと、一番大事である全ての地権者の承諾を得られていないこと。また、工事の工法にまだまだ検討、見直しすべき点が多くあると考えます。

よって、今回提案の白木尾台地農用保全事業の予算4,820万円を削除する修正案に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論はありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 私は、修正案に賛成の立場で討論に参加いたします。

白木尾海岸は、熊本県が実施された高潮対策事業の防波堤により波による浸食は止まっていますが、陸側からの地下水や雨水により、畑地法面の崩壊が進んでおり、早急な保全対策を行うことは重要なものだと考えます。

ただ、今回の補正予算に提案された、町の白木尾台地法面崩壊工事は、延長113メートル、護岸の管理道路から法尻までの幅8メートル、高さ8メートル余をACⅡ盛土材で全面的に埋め立てる計画となっています。工事費が一番安価にできるとのことですが、一部地権者からの絶対反対との声があがっているとのこと。白木尾海岸は、遠浅の砂浜が広がり、東シナ海に沈む美しい夕陽が見える大変素晴らしい景観を有しております。

また、県内外からサーフィン好きの若者がたくさん集まってくる、九州でも指折のサーフィンスポットとしても有名となっています。

ただ、課題は、駐車場や休憩所もなく、観光地としては大変劣悪な環境にあるということ。こと。こと。

今回、町が全面埋め立てする場所に志岐漁港や志岐ダム等に一時的に保管している公共工事建設残土を埋め立て、県と町が共同で実施する区間と同じように、崖地の法面を吹付法枠工で施工することで、法面の崩壊が防止されます。全長250メートル、幅8メートル余の空地の空き地の確保が可能となり、駐車場や休憩所等に利用させることで、白木尾海岸が苓北町の重要な観光スポットに生まれ変わるものと思います。

そのためにも施工方法を見直し、工事費の財源についても農地等緊急自然災害防止事業債ありきではなく、国において、現在、コロナ対策として過去最大の経済対策を決定し、防災・減災のための社会資本整備交付金も大幅に積み増して予算化すると聞いております。

今回の農地保全対策事業は、国土強靱化事業として認められているとのことでもあり、苓北町の観光振興策にも大いに寄与しますので、国の経済対策事業となるような取り組みを求めます。

以上のことから、今回提案された、白木尾台地法面崩壊防止工事の施工方法に反対であり、修正案に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これまで白木尾内田海岸の保全のために、そして地域住民の生活安全のために護岸高さ等の是正を提起してきました。

今回、町が当該工事費予算の99.8%を地方債に頼って予算費目、農地費での工事が提案されています。しかし、これまでの説明の中で、標準断面測点ナンバー3を見れば、既存農地区域に構造物が設置され、農地は消滅してしまっています。

このようなことから、一般会計の農地費に計上された事業としては認められません。
よって、原案に反対し、修正案に賛成します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）の修正案については可決されました。

次に、只今修正可決した部分を除く原案について採決します。

この採決は起立によって行います。

修正可決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第65号令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）の修正可決した部分を除く部分については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第66号 令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第66号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第66号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,046万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、令和2年度の精算調整による普通交付金の確定、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う一般会計からの繰り入れ。歳出では、令和4年度か

らの未就学児均等割の5割軽減に伴うシステム改修委託料によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款2一部負担金、項1一部負担金、目1一般被保険者一部負担金、節1現年分37万3,000円の増額は、70歳以上の一部の被保険者の負担割合が2割から3割に変更になったことに伴うものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金26万円の増額は、令和3年10月からマイナンバーカードで保険証機能が使用可能となったことの周知、また、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的として実施する、健康保険証利用の申込み支援事業によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金334万1,000円の減額は、令和2年度の精算調整と一部負担金の増額に伴うもの。

節2特別交付金56万9,000円の減額は、特定健康診査の未受診者対策事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金5万4,000円の増額は、基金運用利子収入の増額見込みによるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金227万5,000円の減額、節4財政安定化支援事業繰入金118万8,000円の増額は、一般会計からの繰入金の確定に伴うものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目3雑入、節1雑入297万6,000円の増額は、会計年度任用職員2名分の社会保険料の増額分に対する個人負担金8,000円の増額と、前年度の療養給付費の精算に伴う返還金296万8,000円の増額に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費9万3,000円の増額、節11役務費16万8,000円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み支援事業に係るリーフレット及び封筒1,200部の印刷製本費と発送に伴う後納郵便代によるものでございます。

次に、13ページをお開きください。

項2徴税费、目1賦課徴収費、節12委託料106万7,000円の増額は、法改正により、令和4年度から未就学児均等割の5割軽減に伴うシステム改修に係るものでございます。

次に、14ページをお開きください。

項4医療費適正化対策事業費、目1医療費適正化対策事業費、節4共済費1万6,000円の増額は、会計年度任用職員2名の社会保険料等の算定における標準報酬の月額等級が上がったことに伴い、不足分を増額するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更です。

次に、16ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更です。

次に、17ページをお開きください。

項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源区分の変更です。

次に、18ページをお開きください。

項3介護納付金分、目1介護納付金分は、財源区分の変更です。

次に、19ページをお開きください。

款5保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節7報償費2万円の減額は、優良家庭世帯の8世帯が確定したことに伴い、減額するものでございます。

次に、20ページをお開きください。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節12委託料56万8,000円の減額、節13使用料及び賃借料1,000円の減額は、未受診者対策事業費が確定したことに伴い、減額するものでございます。

次に、21ページをお開きください。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金、節24積立金5万4,000円の増額は、基金運用利子収入を国保財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

次に、22ページをお開きください。

款9予備費、項1予備費、目1予備費214万3,000円の減額は、財源調整によるものでございます。

以上が、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 1点お尋ねをいたします。

マイナンバーカードの件でございます。今、今日の昼のニュースでも来年1月からまた5,000ポイントを追加するようなことが報道されておりました。今、説明の中で、一応保険証とも併用できるということでございますが、ちょっと私、3年の何月やったか聞き取れなかった。その1点と。使える月ですね。

それと、実際この天草郡内にこういったカードを使用できる、いわゆる機器の設置状態ということは把握されておりますか。

その2点を。それと、普及状況。一番最近のでお答えください。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 令和3年10月からということになります。

あとマイナンバーカードの健康保険証の利用ですね、天草管内におきましては、22カ所、薬局を含みます。上天草市で病院が1、薬局が1、合計の2でございます。天草市におきまして、病院で7、歯科で3、薬局で10、合計の20、苓北町は、すみません、ゼロでございます。合計、天草管内22カ所ということになります。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 私のほうからは、マイナンバーカードの交付率についてご報告をさせていただきます。

11月30日現在の数値になります。一番最新の値になります。交付枚数が4,061枚、交付率に換算しますと58.26%、ちなみに県の平均が38.89%でございます。

以上です。

○10番（倉田 明君） はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第67号 令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第67号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第67号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億261万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、被保険者の方に納められたサービス給付費を払い戻しをいたします高額介護サービス費の増額、並びに人件費に係る経費の増額によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります、6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の26万4,000円の増額は、歳出のところに出てまいります、高額介護サービス費を増額補正いたしますので、この相当分にあたります負担率を掛けまして26万4,000円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金13万2,000円の増額は、歳出のところに出てまいります、高額介護サービス費を増額補正いたしますので、その相当分の負担率によりまして13万2,000円を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分の4万4,000円の増額は、歳出のところに出てまいります、食の自立支援事業委託料を増額補正いたしますので、それ相当の負担率によりまして2万3,000円を介護予防事業交付金として計上いたしました。

続きまして、その下段の包括的支援事業・任意事業交付金の2万1,000円の増額補正は、地域包括支援センターの従事者に係る人件費の増額分を相当分の負担率により

まして2万1,000円計上いたしました。合わせて4万4,000円の増額となります。

目3補助金、節1補助金の46万1,000円の増額は、国庫より補助金が46万2,000円決定してまいりましたので、増額補正いたしました。

8ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分の35万7,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、高額介護サービス費を増額補正いたしますので、その相当分の負担率によりまして35万7,000円を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分2万4,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、食の自立支援事業委託料を増額補正いたしますので、相当分の負担率によりまして2万4,000円を介護予防事業交付金として計上をいたしました。

9ページをお願いいたします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の16万5,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、高額介護サービス費を増額補正いたしますので、その相当分の負担率によりまして16万5,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分の2万2,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、食の自立支援事業委託料を増額補正いたしますので、相当分の負担率により1万1,000円を介護予防事業交付金として計上いたしましたことと、地域包括支援センターの従事者に係る人件費の増額分の相当分の負担率によりまして1万1,000円を計上いたしました。この2つを合わせて2万2,000円の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分の16万5,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、高額介護サービス費を増額補正いたしますので、相当分の負担率によりまして16万5,000円を計上いたしました。

目2地域支援事業繰入金、節1現年度分の2万2,000円の増額は、歳出のところで出てまいります、食の自立支援事業委託料を増額補正いたしますので、相当分の負担率によりまして1万1,000円を介護予防事業交付金として計上いたしましたことと、地域包括支援センターの従事者に係る人件費の増額分につきまして、相当の負担率によりまして1万1,000円を計上いたしました。この2つを合わせまして2万2,000円の増額でございます。

目3事務費繰入金、節1事務費繰入金の38万5,000円の減額は、介護保険事業費補助金が交付されましたことによりましての減額でございます。

12ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金27万3,000円の増額は、歳出の各々の増額に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入、目3雑入、節1雑入の1万4,000円の増額につきましては、人件費に係る歳出の増額を受けまして、歳入が増えております。

14ページをお願いいたします。

これより歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費の9万円の増額は、社会保険料の増額によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款1総務費、項3介護認定審査会、目1介護認定審査会につきましては、国からの補助金が交付されました分を9万9,000円を財源区分の変更で行っております。

16ページをお願いいたします。

款1総務費、項4地域包括支援センター事業費、目1地域包括支援センター事業費、節3職員手当等と節4共済費、合わせて5万5,000円の増額は、人件費に係るものでございます。

17ページをお願いします。

款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18負担金補助及び交付金132万3,000円の増額につきましては、当初見込みより今後の歳出が多く見込まれるための増額でございます。

18ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節12委託料の9万円の増額につきましては、弁当の配食サービスに対します委託料でございまして、食の自立支援事業委託料が当初見込みより、今後の歳出が多く見込まれるための9万円の増額でございます。

以上が、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第68号 令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第68号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第68号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,404万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、一般会計からの繰入金確定、歳出では、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金146万7,000円の減額は、繰入金の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節1後期高齢者医療広域連合受託事業収入3,000円の増額は、会計年度任用職員1名分の前年度社会保険料の追加徴収に伴う受託事業収入によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

項4雑入、目1雑入、節1雑入2,000円の増額は、会計年度任用職員1名分の前年度社会保険料の追加徴収に伴う個人負担分によるものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費5,000円の増額は、会計年度任用職員1名分の前年度社会保険料の追加徴収に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金146万7,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上が、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和3年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第69号 令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第69号、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第69号、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,222万6,000円とするものです。

内容は、歳入につきましては、基金利子の増額によるもの、歳出につきましては、職員給の減額が主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1、節1利子及び配当金は、基金利子配当額の

見込みによる1万2,000円の増額です。

続きまして、歳出につきましては、7ページをお願いいたします。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員の異動に伴うもので、合わせて185万円の減額です。

次の8ページをお願いします。

款3、項1、目1、節24積立金は、基金利子配当額の積立金1万2,000円の増額です。

次の9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1予備費は、財源調整により185万円の増額です。

以上で、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和3年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第70号 令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第70号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第70号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万6,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,892万6,000円とするものです。

内容は、職員給の減額及び全国町村下水道推進大会延期に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款4、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、事務費に伴う下水道事業繰入金（事務費分）142万1,000円の減及び償還金利子確定に伴う一般会計からの下水道事業繰入金（公債費分）5,000円の増額です。

続いて、歳出につきましては、7ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費は、節2給料、節3職員手当等の扶養手当から退職手当負担金は、職員の人事異動により、あわせて70万円の減額。

節3職員手当等の時間外勤務手当から節10需用費、節13使用料及び賃借料、節18負担金補助及び交付金は、苓北町で本年度開催を計画していました、全国町村下水道推進大会の延期により、事業費を合わせて72万1,000円の減額です。

8ページをお願いいたします。

款2、項1公債費、目2利子、節22償還金利子及び割引料は、長期債償還利子確定に伴う5,000円の増額です。

以上で、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 7 1 号 令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 1 2、議案第 7 1 号、令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第 7 1 号、令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4, 0 7 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

内容は、修繕料の増額及び消費税の確定による減額によるものです。

歳入につきましては、6 ページをお願いいたします。

款 4 繰入金、項 1、目 1、節 1 一般会計繰入金で、歳出の減額により、一般会計からの一般管理費繰入金事務費分 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。

歳出につきましては、7 ページをお願いいたします。

款 1 特定地域生活排水処理事業費、項 1 特定地域生活排水処理管理費、目 1 一般管理費、節 1 0 需用費は、合併浄化槽修繕料として 1 0 万円の増額。

節 2 6 公課費は、消費税確定に伴う 1 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。

以上で、令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 7 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号、令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補

正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第72号 苓北町温泉プールの指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

- 1、公の施設の名称、名称、苓北町温泉プール。
- 2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草市本渡町本渡614番地1、名称、合同会社りんせん、代表者、代表社員金子純二。

- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉プールの指定管理につきましては、現在の指定が令和4年3月31日までの指定期間となっております。このため、令和4年度から令和6年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1つの団体から申請がありました。応募者の合同会社りんせんの代表社員の金子純二氏は、現在の苓北町温泉プール指定管理者であり、有限会社クアールトの設立から携わり、長年苓北町温泉プールの管理運営をされてこられました。これまでの経験を生かして、引き続き、苓北町温泉プールの管理を行いたいと指定管理者の申請をされました。

申請を受け、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例、苓北町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等に基づき、公の施設、指定管理者候補者選定委員会を開催し、事業計画書等についてのヒアリングを行い、審査した結果、評価点がガイドラインに規定する8割以上となり、合同会社りんせんが指定管理者候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、審査項目、内容、委員5名による合計評価点は、次ページの項目評価総括表のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、評価のが、委員の評価点のほうを見ますと、安定的な運営が可能となる経理的基盤、ここは40点満点中22点、ここだけちょっと低いように感じるわけなんですけども、この評価点が低かった理由、何かありますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） その点につきましては、新型コロナウイルスの影響もありまして、大変厳しい環境ではありましたけれども、令和元年、2年度と黒字を計上、黒字になっておりますので、健全な運営ができています状況にあります。

以上、簡単ですけれども。

○8番（野崎幸洋君） 今、ざわついておりますけども、健全な経営でありながら評価点が低いというのはちょっと納得いかないんですけども、何かこのコロナというのは当然もうどこでもわかるんですけども、それなりの努力をされて頑張っておられて経営がよかったのであれば評価点が上がるのが普通だと思うんですけども、あえてそのコロナできつい中にも下がったというのは、何かほかの理由があったのかなと思ったんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私、この選定委員会の委員でございますので点数を付けております。この点につきましては、確かに単年度におきましてはですね、コロナの状況で少ない収入の状況でありますけれども、単年度においては幾らかの収益は上がっておられました。ただ2年間続くコロナ禍の中で、これまでの負債ですね、やはりその負債額がまだ残っておるものですから、その分を考慮して、私はちょっと低い点数を付けさせていただいております。ほかの委員さんはどうかわかりませんが、合計点が低かったのはそういうこともあるのかなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） その点の負債もちゃんとですね、償還というか、返されていれば、今後は安定的な経営ができると思いますので、その点の、例えば、その支払いに關してのそういった心配事があつての評価点が下がっているとすればちょっと問題なんですけども、その点がないようであればいいとは思うんですけども。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私は、2年間のですね、コロナ禍の状況の中であつてはですね、比較的健全な財政運営はされているのかなとは思っております。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、野崎議員からのお尋ねもありましたが、なかなかですね、コロナも関係はあると思います。総合点では8割余りと、この財政のほうは55%ぐらいということで、前回は恐らく変わらなぐらいたったと私は記憶しております。恐らく20ちょっとだったと思いますけども、なかなかですね、それはご努力されておるということで感じておりますが、やはり1者しか応募がないというのが非常に残念であります。やはり、温泉プール、あるいは温泉等もですね、やはり本格的にやはり見直しといひましようか、先ほど説明もありましたが、行革の中で一応こういろんな角度から協議をするということをごさいました。ぜひですね、やはりその辺はしっかりとですね、検証いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、またリスク分担なんですけれども、当然、燃料費の5%のリスク分担は、ほかの施設と同様、なっていると思うんですけれども、来年度、令和4年度から学校が一部使うということで、収入面の増があるわけなんですけれども、そうすると、経費も増えると思いますけども、その収入に対する提案のあったとき、その5%はどうなるんでしょうか。

そんならですね、とにかく令和4年度の収入のときに話し合いをしましょう。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この採点の点数の配分ですね、何か選定項目が1、2、3、4、5あつですね。それから、審査項目が1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12あります。それから、内容がさらに細かくわかれていますけども、その中で気になるのが事業計画書の内容が管理の業務に関わる云々あつて、150点、2つの項目しかないのに、2つの内容しかないのに、ここ150点がきているんですよ。トータルでは500点の435点、100点満点に引き直せば87点になるごたつとですが、全体的にはいいんですけども、先ほど指摘された、えらい40点に対して22点やっかと言え、ここは50点ぐらいしかならんわけですね。ところが、トータルでは90点になる。これは何かというと、この150点の部分ですよ。これ2項目しかないのに150点がある。私は、今ここでこのことをどうこう言わないわけですけども、今後、こういうことを、こういうやり方の方法がいくつかありますよね、荅北町の中で。そういう部分については、その配点の仕方をもう少し何て言いますか、実態に即したというか、そういう形で見直すべきではないかというふうに思いますが、委員会会長の山崎副町長、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） この配点の割合につきましては、指定管理者制度に係る資料といたしますか、全国的なですね、基準書がございまして、それに基づいて、主な判定項目、それに関わる得点、それが定められております。それを基準にして、町のほうでもこの点数の設定をいたしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 確かにですね、国が基準をつくって、大まかな基準をつくってそれに沿って各地方自治体が具体的な施策を進めていくという事は理解できますが、にも関わらず、この中に150点も集まっているじゃないかということだと思います。だけん、そのことを全部に配ってしまえということではありませんけども、本当にこれでいいのか、いろいろ検討された結果、これで問題ないということなのかもしれませんけども、先ほど言われた40点に対して22点、これがやっぱり実際活動してもらう中では、一番ここら辺が大きい感じになってくっとなかなかと思うとです。ここら辺がもうちょっと点数が上がるような配分をすべきじゃないかと思います。もう結構です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 発議第11号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、発議第11号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 発議第11号。令和3年12月8日。苓北町議会議員、錦戸俊

春様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第121条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。国が新型コロナウイルス感染症の終息宣言を出すまでの間、苓北町議会議員の期末手当を削減するため。

次のページをお開きください。

発議第11号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）

第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）

第2条、条例第5条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症における国の終息宣言が出される間は、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

補足説明ですが、2019年、令和元年12月、中国で原因不明の肺炎の集団発生が報告され、その後、全世界に広まり、2021年、令和3年12月5日現在で2億6,500万人余りに感染が広まっており、国内でも172万人余りの感染数が報道されています。いわゆる新型コロナウイルスの感染です。このことが国内のあらゆる業種に悪影響を与えています。

現在、感染者の増加は以前より少なくなっていますが、いまだ完全に終わる終息には至っていません。さらに、令和3年11月には、国立感染症研究所が懸念される変異株オミクロン株として位置づけ、国内でも11月30日、この変異株の最初の患者が確認されています。これらの新型コロナウイルス感染症を目の当たりにし、町民の生活や町の基幹産業である農業、漁業、商工業と全ての産業にこのコロナ禍が悪影響を及ぼしているのではないのでしょうか。

加えて、本年10月下旬から原油価格が高騰し、町の産業や私たちの生活がさらに厳しくなっています。

このような中で、私たち議員も僅かな額なのかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、議員期末手当を支給しないとする条例の制定を提案するものです。

この削減した期末手当は、町民の生活の安定施策に資するための財源として活用するものです。

ちなみに、令和2年度の議員期末手当の総額は833万円余りの決算報告を受けています。

加えて、地方自治法の関係条文をお伝えします。

議員報酬及び費用弁償として第203条第1項で、普通地方公共団体は、その議会議員に対し、議員の報酬を支給しなければならないとされています。同じく、第203条第3項では、条例で、議会議員に対し、期末手当を支給することができるとなっています。また、同203条第4項で、議員報酬、費用弁償、期末手当の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされています。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

発議第11号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。

したがって、発議第11号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については、否決されました。

-----○-----

日程第15 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました2件が提出されております。陳情第4号、第5号ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い、特定非営利活動法人日本ウイグル協会、ウイグルを応援する全国地方議員の会となります。

陳情第4号、第5号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたのでお

手元に配付しております。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

町長。

○町長（田嶋章二君） 本日、修正議決されました、議案第65号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第6号）につきましては、白木尾台地の保全事業、これにつきまして、白木尾台地は、現在から将来にわたってなるだけ早く工事に着手すべき案件だと考えております。

そういった意味で、この議決には異議がございますので、地方自治法第176条第1項の規定によって、おつて、議長へ再議書を提出の上、再議に付したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第7回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員